

第5編 津波災害対策編

平成25年	3月	作成
平成26年	6月	修正
平成27年	6月	修正
平成28年	6月	修正
平成29年	7月	修正
平成30年	7月	修正
令和元年	7月	修正
令和2年	7月	修正
令和4年	10月	修正

目 次

第1章 津波災害応急対策計画	1
【震災応急対策計画の全体イメージ】	3
【対策項目の時系列整】	4
第1節 初動体制の確立	5
1 基本方針	6
2 配備体制基準と動員対象職員	6
3 通報連絡体制及び市職員の動員	6
4 災害対策本部	8
5 受援体制の確立	9
6 広域応援体制の確立	11
7 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理	11
第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発表	13
1 基本方針	13
2 警報・注意報等の種類、発表基準等	13
3 地震及び津波警報等発表の流れ	16
4 津波に関する予報の伝達	17
5 津波災害発生直前の対策	20
6 津波に係る現場情報	22
7 水防法に定める水防警報	22
第3節 災害情報の収集・伝達	25
1 基本方針	25
2 情報の優先順位	26
3 情報収集体制及び伝達系統の確立	26
4 収集すべき情報	28
第4節 通信手段の確保	29
1 基本方針	29
2 通信手段の利用方法等	29
3 通信設備の応急復旧	32
第5節 消消防災ヘリコプターの活用	33
1 基本方針	33
2 消消防災ヘリコプターの活動内容	33
3 連航基準	33
4 支援要請	34
第6節 災害広報	35

1 基本方針	35
2 広報体制	35
3 広報内容	35
4 広報手段等	36
5 被災地域の相談・要望等の対応	36
6 安否情報の提供等	37
7 ライフライン情報の提供等	37
第7節 消防活動	39
1 基本方針	39
2 消防活動	39
3 応援要請	39
4 救急救助活動	40
5 惨事ストレス対策	40
第8節 自衛隊の災害派遣	41
1 基本方針	41
2 災害派遣の適用	42
3 派遣の要請	42
4 活動の内容	43
5 使用資器材の準備	43
6 経費の負担	44
第9節 避難誘導等	45
1 基本方針	46
2 避難の指示の実施	46
3 避難の指示の内容及びその周知	48
4 警戒区域の設定	48
5 警戒区域設定の周知等	49
6 避難者の誘導	49
7 避難所の開設及び運営	49
8 広域避難対策	51
9 帰宅困難者対策	52
第10節 要配慮者の安全確保	55
1 基本方針	56
2 在宅要配慮者に対する対策	56
3 社会福祉施設等における対策	57
4 医療機関における対策	57
5 外国人に対する対策	58
第11節 災害医療及び救急医療	59
1 基本方針	59

2 情報収集・提供	59
3 D M A T・医療救護班派遣・受入体制	60
4 救護所の設置	62
5 災害時後方医療体制	63
6 重症患者の搬送体制	63
7 医薬品等及び輸血用血液の供給体制	63
8 医療機関のライフラインの確保	63
9 個別疾患対策	63
10 記録簿	63
第 12 節 健康管理活動	65
1 基本方針	65
2 実施体制	65
3 健康管理活動従事者の派遣体制	65
4 健康管理活動	66
第 13 節 救助・救急活動	67
1 基本方針	67
2 実施体制	67
3 惨事ストレス対策	67
4 医療救護活動	68
5 災害救助法による措置	68
6 記録簿	68
第 14 節 水防活動	69
1 基本方針	69
2 監視、警戒活動	69
3 応急復旧	69
第 15 節 災害救助法の適用	71
1 基本方針	71
2 適用基準（災害救助法施行令）	71
3 適用手続	72
4 災害救助法に基づく救助の種類	72
5 災害救助法に基づく救助の実施	72
6 災害救助法が適用されない場合の救助	73
第 16 節 災害警備及び交通規制	75
1 基本方針	75
2 災害警備体制	75
3 交通対策	77
第 17 節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬	83

1 基本方針	83
2 行方不明者及び遺体の搜索	83
3 遺体の検視(見分)及び処理	83
4 遺体の埋葬	84
5 安否確認	84
6 警察の措置	84
7 海上保安部の措置	85
8 記録簿	85
9 災害救助法による措置	85
第 18 節 危険物の応急対策	87
1 基本方針	87
2 火薬類	87
3 高圧ガス	88
4 石油類等	88
5 毒物劇物	88
6 放射性物質	89
7 応急復旧の活動体制の確立	89
第 19 節 ライフライン施設の応急対策	91
1 基本方針	91
2 電力施設	91
3 通信施設	92
4 下水道施設等	93
第 20 節 公共土木施設等の応急対策	95
1 基本方針	95
2 道路施設	95
3 河川、海岸、港湾、漁港等施設	96
4 放送施設	97
5 鉄道施設	98
6 公園緑地	98
7 農地、農業用施設等	99
8 公共建築物等	99
第 21 節 給水活動	101
1 基本方針	102
2 給水対策本部の設置、運営	102
3 応急給水活動	102
4 施設の応急復旧活動	103
5 災害救助法による措置	104
6 記録等	104
第 22 節 食料の供給	105

1 基本方針	105
2 実施体制	105
3 災害時の応急配給	105
4 主食の供給	106
5 副食及び調味料の確保	106
6 共助による食料の確保	107
7 炊出し等の方法	107
8 応援等の手続き	107
9 記録等	108
10 食品衛生	108
11 災害救助法による措置	108
第 23 節 生活必需品の供給	109
1 基本方針	109
2 実施体制	109
3 生活必需品等の確保	109
4 支給品目	110
5 物資の輸送拠点(配送)の確保と運営	110
6 記録等	111
7 災害救助法による供給	111
第 24 節 障害物の除去	113
1 基本方針	113
2 実施体制	113
3 障害物除去の実施基準	113
4 障害物除去の方法	113
5 除去した障害物の集積場所	114
6 淚水、堆積土砂、その他障害物件の排除	114
7 障害物の売却	114
8 災害救助法による障害物の除去	114
9 粉塵等公害防止対策	114
10 障害物除去に関する応援、協力	115
11 記録等	115
第 25 節 輸送手段の確保	117
1 基本方針	118
2 輸送の対象	118
3 実施機関	118
4 要員、物資輸送車両等の確保	118
5 災害救助法による措置	119
6 記録等	119
第 26 節 こころのケア活動	121
1 基本方針	121

2 実施体制	121
3 精神保健医療班（こころのケアチーム）活動	121
第 27 節 防疫、保健衛生活動	123
1 基本方針	124
2 実施体制	124
3 避難所の防疫措置	124
4 飲料水の消毒	124
5 防疫用資材の備蓄、調達	125
6 感染症患者発生時の対応	125
7 ペット動物の保護対策	125
8 記録等	126
第 28 節 ボランティア活動の支援	127
1 基本方針	127
2 ボランティアの受け入れ	127
3 ボランティア本部の機能	128
4 ボランティア現地本部の機能	129
5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	129
第 29 節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	131
1 基本方針	132
2 実施体制	132
3 被災地の把握状況	132
4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法	132
5 災害時における廃棄物の処理目標	133
6 野外仮設トイレの設置	133
7 廃棄物の応急的処理	133
8 廃棄物処理施設の復旧	134
第 30 節 住宅の応急対策	135
1 基本方針	135
2 実施体制	135
3 災害救助法による措置	136
4 住宅確保の種別	136
5 応急仮設住宅の建設場所	137
6 応急仮設住宅入居基準	138
7 住宅の応急修理	138
8 記録等	138
9 その他	138
第 31 節 文教対策	139
1 基本方針	139

2 文教施設の応急復旧対策	140
3 応急教育実施の予定施設	140
4 応急教育計画	140
5 児童生徒への対応	141
6 備品等の確保について	141
7 教材・学用品の調達及び給与方法	141
8 授業料の減免及び育英資金	142
9 教職員の被災による不足教職員の確保	142
10 給食措置	142
11 記録等	142
12 保健衛生	142
13 教職員の健康管理	143
14 避難所協力	143
15 文化財対策	143
 第 32 節 応急金融対策	 145
 第 33 節 労務の供給対策	 145

第1章 津波災害応急対策計画

津波災害

津波災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、**初動対策期**（発災から1日程度）、**緊急対策期**（1週間程度まで）、**応急対策期**（1か月程度まで）の3期別に分類・整理する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのための必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

津波災害応急対策の全体の流れを次に示す。

【震災応急対策計画の全体イメージ】

市地域防災計画	時間経過	対策期別	対象項目	市民の対応
津波災害予防対策		事前対応	・減災（施設の耐震化の整備等） ・準備（組織、計画等）	・ハザードマップの理解 ・防災教育
津波災害応急対策	発災	初動対策期 (救命中心)	・生命の安全確保 ・職員の非常招集 ・災害医療の開始 ・二次災害の防止 ・災害情報の収集・連絡・対応 ・避難所の開設 ・情報網の確保	3日 （自主防災備蓄食糧水の消費）
	1日	緊急対策期 (救援と支援)	・避難所の高機能化 ・緊急支援活動の立ち上げ ・災害医療の継続と救急医療の開始 ・幹線道路の通行確保と流入交通量の制限	・ボランティア活動の開始及び受入れ
	1週間	応急対策期 (応急被害復旧の開始、こころのケア開始)	・緊急支援活動の安定継続 ・社会基盤施設、ライフライン復旧 ・進捗情報の共有化 ・生活支援とボランティア受け入れ 環境の整備 ・仮設住宅の建設と入居 ・復旧計画の策定 ・心的外傷後ストレス障害のケア開始	
津波災害復旧・復興対策	1か月	復旧対策期 (復興計画の策定)	・ガレキの処理 ・町づくり組織の形成 ・復興計画の策定	・都市、町づくりへの参加
	6か月	復興対策期 (人生・生活・住宅等町並み再建、都市環境回復)	・都市機能の回復・強化 ・教訓の整理、防災教育の日常化 ・生活再建及び復興経済 ・都市環境の回復、創造	

津波災害

津波災害応急対策の項目を優先順に次のとおり示す。

【対策項目の時系列整】

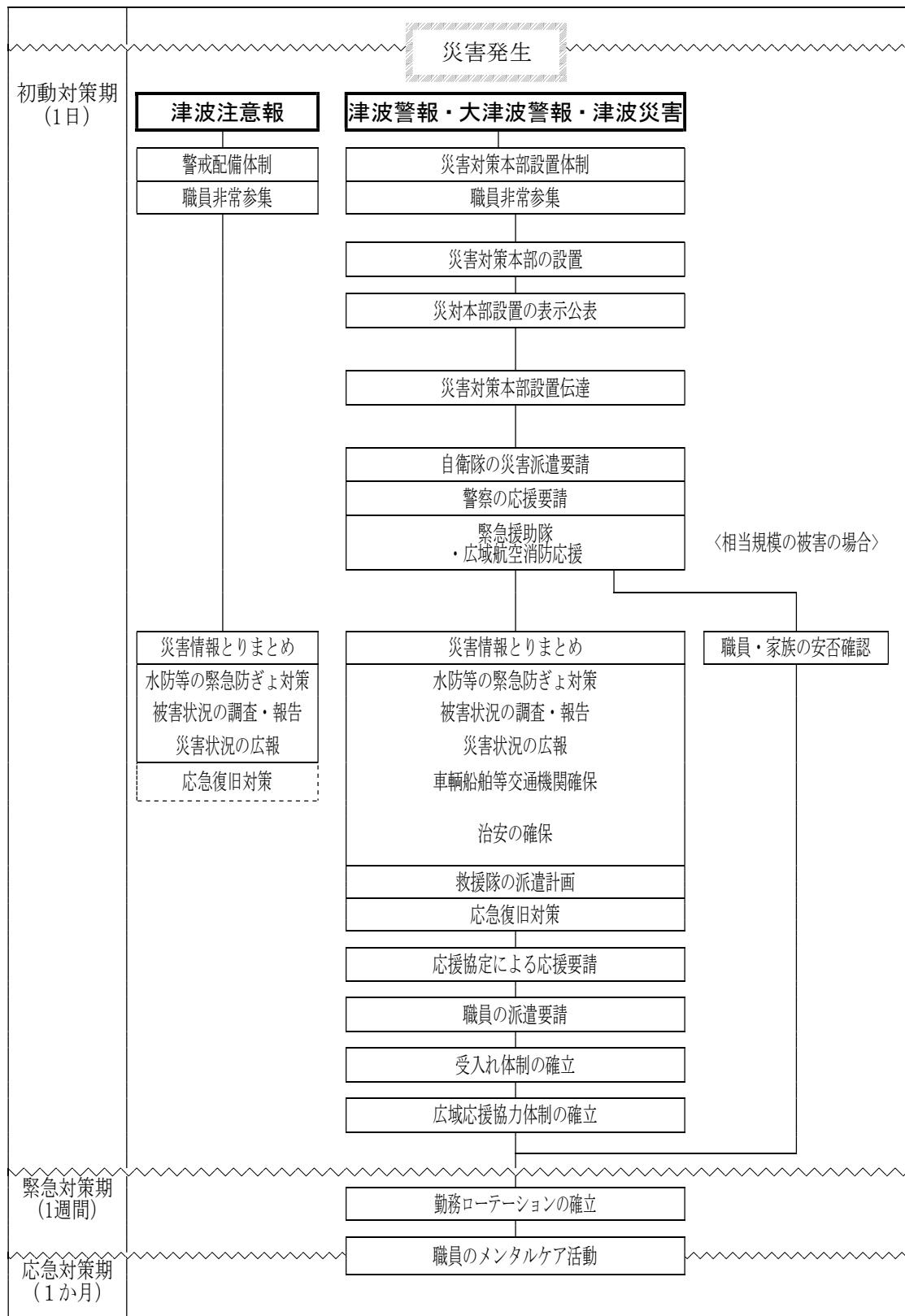
時間経過	発災 1日	1週	1月
対応期別	初動対策期	緊急対策期	応急対策期
対策項目	第 1節 初動体制の確立		
	第 2節 大津波警報・津波警報・注意報	災害情報の収集・伝達	
	第 3節 災害情報の収集・伝達	災害情報の収集・伝達	
	第 4節 通信手段の確保		
	第 5節 消防防災ヘリコプターの活用	消防防災ヘリコプターの活用	
	第 6節 災害広報	災害広報	災害広報
	第 7節 消防活動		
	第 8節 自衛隊の災害派遣要請	自衛隊の災害派遣の継続	
	第 9節 避難誘導等	避難誘導等	
	第10節 要配慮者の安全確保	要配慮者の安全確保	
	第11節 災害医療の開始	災害医療の継続と救急医療の開始	
	第12節 健康管理活動	健康管理活動	健康管理活動
	第13節 救出・救助活動		
	第14節 水防活動		
	第15節 災害救助法の適用		
	第16節 災害警備及び交通規制	災害警備及び交通規制	
	第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	
	第18節 危険物の応急措置	危険物の応急復旧	危険物の応急復旧
	第19節 ライフライン施設の応急	ライフライン施設の応急復旧	
	第20節 公共土木施設等の応急措置	公共土木施設等の応急復旧	
	第21節 給水活動の準備	給水活動の実施	
	第22節 食料供給の準備	食料の供給	
	第23節 生活必需品等の供給準備	生活必需品等の供給	
	第24節	障害物の除去	
	第25節	輸送手段の確保	
	第26節	こころのケア活動	こころのケア活動
	第27節	防疫、保健衛生活動	
	第28節	ボランティア活動の支援	
	第29節	し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理	し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理
	第30節	住宅の応急対策	応急仮設住宅の建設
	第31節	文教対策	
	第32節	応急金融対策	応急金融対策の継続

津波災害

第1節 初動体制の確立

全班、防災関係機関

〔初動体制の確立のフロー〕



1 基本方針

市長は、災害対策基本法第23条の2に基づき、津波災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、市及び防災関係機関は、津波災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

2 配備体制基準と動員対象職員

市災害対策本部の設置等に係る配備基準と動員対象職員は、次のとおりとする。

なお、消防機関の配備体制及びその基準等については、「七尾鹿島消防本部異常気象時警備計画」によるものとする。

配備体制	配 備 基 準	動員対象職員
注意配備体制	—	
警戒配備体制	・市内に津波注意報が発表されたとき	・防災班 ・総務班 ・農林水産班 ・土木班 ・上下水道班 ・消防班 ・広報班 ・環境班 ・災害救助班 ・教育班
災害対策本部体制	・市内に津波警報・大津波警報が発表されたとき ・市内に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、市災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき ・市内に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、市災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき	・原則として全職員 ただし、災害対策本部長が災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

◇資料編 配備体制基準と動員対象職員

3 通報連絡体制及び市職員の動員

地震が発生し、又は被害の発生が予想される場合に、災害予防及び災害応急対策を迅速的確に実施するためには、職員の迅速な初動体制をとらなければならない。

しかし、初動期には一部の職員しか参集できないことを想定し、動員計画の活動体制の確立を図る。

(1) 通報連絡体制

各部局（課、室）長は、通報連絡体系図による職員の災害時行動マニュアルを定め、所属の職員に周知徹底するとともに、このための所要の準備を日頃から整えておく。

また、配備計画及び動員伝達系統については、毎年度、新たに策定（変更を含む。）し、下記により提出する。

名称	提出時期	提出先
配備計画及び動員伝達系統（○○班）	4月末	防災交通課

(2) 指示の伝達経路

ア 勤務時間内の指示伝達

庁舎内の職員に対しては、庁内放送及びスターオフィスを使い一斉に指示を伝達する。また、出先の事務所等に対しては、スターオフィス及び各班長に電話で迅速に指示を伝達する。

各班長には、職員参集メール等を使用して、直接指示を伝達し、指示を受けた各班長は、職員に速やかに指示を伝達する。

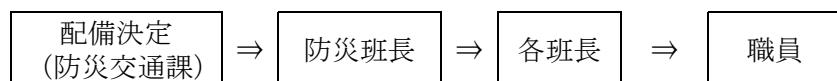
イ 休日又は勤務時間外における指示伝達

職員参集メール等で指示を受領した各班長は、あらかじめ各部課で定めた非常連絡系統図に従い、迅速に班員に対して動員指令を伝達する。

なお、動員指令の伝達方法については、不測の災害に備えて数種の経路を設定するなど、最善の対策をとるよう配慮するものとする。

電話が途絶し、職員に対する動員指令の伝達が困難となったときは、職員自身によりテレビ、ラジオ等から情報等を入手し、災害時職員配備基準に基づき参集するものとする。

[動員指令における伝達系統]



(3) 職員の動員

ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、あらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。

イ 災害対策本部体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部体制になったときは、原則として、全職員が直ちに登庁する。

なお、登庁が不能となった場合は、最寄りの市機関に登庁する。

(4) 参集時の留意事項

- ・災害応急活動に便利で安全な服装とし、手拭、水筒、食料、懐中電灯等の必要な用具を出来る限り携行する。
- ・市街地又は市街地に隣接する地域に立地する機関に登庁する職員は、道路の被害及び交通の混雑等が予想されるため、徒步、自転車、バイク等の利用を心がける。
- ・職員は、参集途中において可能な限り建物の倒壊や火災発生の状況、道路や橋梁の被害状況、交通の状況等の被害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

◇資料編 災害発生時の職員の行動

◇様式集 参集職員報告書

◇様式集 職員参集途上 被害状況報告書

◇七尾市職員防災ハンドブック

(5) 職員の任務

動員対象職員は、「七尾市災害対策本部規程（平成16年10月1日訓令第6号）」別表第1「七尾市災害対策本部組織及び事務分掌」に従い、各班長の指示を受け分掌事務を処理する。

関係職員個々の事務分掌の確認は、組織的活動を効率的に推進させるために極めて重要

な事項であり、市の関係職員は、以下の事務分掌を平常時から理解しておかなくてはならない。

(6) 地震直後の緊急措置

ア 来庁者の安全確保と避難誘導

職員は、来庁者の安全確保を図り、火災発生等により避難誘導が必要なときは、速やかに安全な場所へ誘導する。

イ 災害情報の収集・連絡

総務班長は、災害対策本部の組織体制により職員を配置し、情報収集、連絡に当たる。

ウ 通信手段の確保

総務班長は、地震発生後直ちに災害情報連絡のための非常用自家発電機能及び通信手段を確保する。

エ 庁舎及び公共施設の被害状況の把握並びに緊急応急措置

総務班長は、地震発生後は、庁舎及び公共施設の被害状況の把握に努め、災害対策本部へ報告し、応急の措置を取る。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

ア 市長は、2の「配備体制及びその基準」に定める地震災害が発生し又は地震災害の発生するおそれのある場合などには、「七尾市災害対策本部規程」別表第2「配備体制の基準、編成計画等」に従い、災害対策本部を設置する。

◇資料編 配備体制基準と動員対象職員

イ 災害対策本部は、原則として本庁5階災害対策本部室に設置する。

◇資料編 七尾市災害対策本部レイアウト

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、「七尾市災害対策本部条例」及び「七尾市災害対策本部規程」に定め、市長を市災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、市、市教育委員会、消防本部、能登総合病院で構成する。

なお、災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて市社会福祉協議会など（協力班）本部の運営を支援する班を設置する。

(3) 災害対策本部設置等の表示等

災害対策本部を設置した場合は、直ちにその表示を行い、県、防災関係機関及び報道機関等に通報を行い、市民等に周知する。なお、廃止した場合も、遅滞なく通報を行い、市民等に周知する。

(4) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画に定めるところにより、市防災会議と緊密な連絡の下に、次の応急対策を実施する。

- ア 災害情報の取りまとめに關すること。
- イ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに關すること。
- ウ 災害時における通信の確保に關すること。
- エ 災害状況の広報に關すること。
- オ 被災地に対する救援隊の派遣計画に關すること。
- カ 災害時における医療救護・健康管理活動等に關すること
- キ 国・県や他市町等からの支援を受けるための受援計画に關すること
- ク 水防その他災害の緊急防御対策に關すること。
- ケ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に關すること。
- コ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に關すること。
- サ 災害時における治安の確保に關すること。
- シ 災害の応急復旧に關すること。
- ス その他災害対策に關し、市長が特に必要と認めた事項

(5) 災害応急対策の総合調整

災害対策本部を設置したときは、本庁内に本部連絡員室を設け、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

(6) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が地域的に限定され、個別対応が必要と認めるときは、災害地に現地災害対策本部を設置する。

- ア 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策員を置く。
- イ 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する。
- ウ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(7) その他対策会議等の設置

ア 災害対策本部に設置にいたらない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、常時又は隨時関係機関相互の連絡調整を図るため、災害の形態に応じ必要な対策会議等を設置する。なお、対策会議などを設置したときは、速やかに市防災会議に連絡する。

イ 災害対策本部が設置されたときは、これらの対策会議等は吸収される。

(8) 県の現地災害対策本部との連携

県の現地災害対策本部が市庁舎内に設置された場合は、県と情報の共有化を図るため、市災害対策本部との合同会議等を開催するなど連携を密にする。

(9) 災害対策本部の解散

予想される災害の危機が解除されたとき、又は当該災害に必要な応急処置がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を解散する。

5 受援体制の確立

市及び県は、災害時の応援等受け入れを想定し、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 知事に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を明らかにし、応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要とする事項

県危機対策課	TEL 076-225-1482 076-225-1483	FAX 0796-225-1484
--------	----------------------------------	-------------------

(2) 他の市町に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町に対し次の事項を明らかにし、応援を求める。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする時間
- オ その他必要とする事項

◇資料編 防災関係機関等一覧表

(3) 自衛隊に対する応援要請

自衛隊の応援要請は、本章第9節「自衛隊の災害派遣」による。

(4) 警察署及び海上保安部に対する出動要請

市長は、災害発生に伴う市内の警備対策等の実施について必要があると認めるときは、七尾警察署及び七尾海上保安部に対して出動要請を行う。

七尾警察署	TEL 53-0110	FAX 52-5675
七尾海上保安部	TEL 53-2231	FAX 53-5741

(5) 消防活動に対する応援要請

消防活動に対する応援要請は、本章第7節「消防活動」による。

(6) 各種団体に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。

◇資料編 災害応援協定一覧

(7) 職員の派遣の要請等

ア 職員の派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。

また、必要に応じ、地方自治法第252条の17に基づき、他の市町に対し職員の派遣を要請するものとする。なお、要請に当たっては次の事項を明らかにする。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間

- (イ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにし、指定地方行政機関又は他の地方公共団体職員派遣のあっせんを求める。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

ウ 受け入れ体制の確立

市長は、災害応援要請をしたときは、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

- (ア) 派遣職員等との現地連絡責任者を定めること
- (イ) 派遣職員等と派遣機関との連絡に関し便宜を与えること

6 広域応援体制の確立

市長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事するものは、被災市町の指揮のもとに行動する。

7 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の災害が発生した場合には、原則として本人が所属の課等へ報告する。

また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認及び周辺の被災状況を調査し報告させる。

報告事項	本人、家族及び家屋の被災状況
------	----------------

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策を従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させ、心身の健康管理に期する。

津波災害

第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発表

総務班、広報班、防災関係機関

1 基本方針

大津波警報・津波警報・注意報の発表時又は津波災害の発生時には、津波被害の軽減、拡大・津波被害の軽減、拡大防止を図るため、地震・津波情報及び津波予報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。

また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

2 警報・注意報等の種類、発表基準等

(1) 津波警報等の種類及び発表基準等

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報とともに発表する予想される高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
(特別警報) 大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2mを以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 大津波警報を特別警報に位置づけている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	津波情報の種類	発表内容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表津波警報等の種類と発表される津波の高さ等]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時間や高さを津波予報区単位で発表（※2）

※1 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。
場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※2 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測されたにおける最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※3 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時間、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難する津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれへの影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中でも最も早く津波が到達する時刻である。〃予報区の中でも場所によっては、この時刻より数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合での津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に速く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

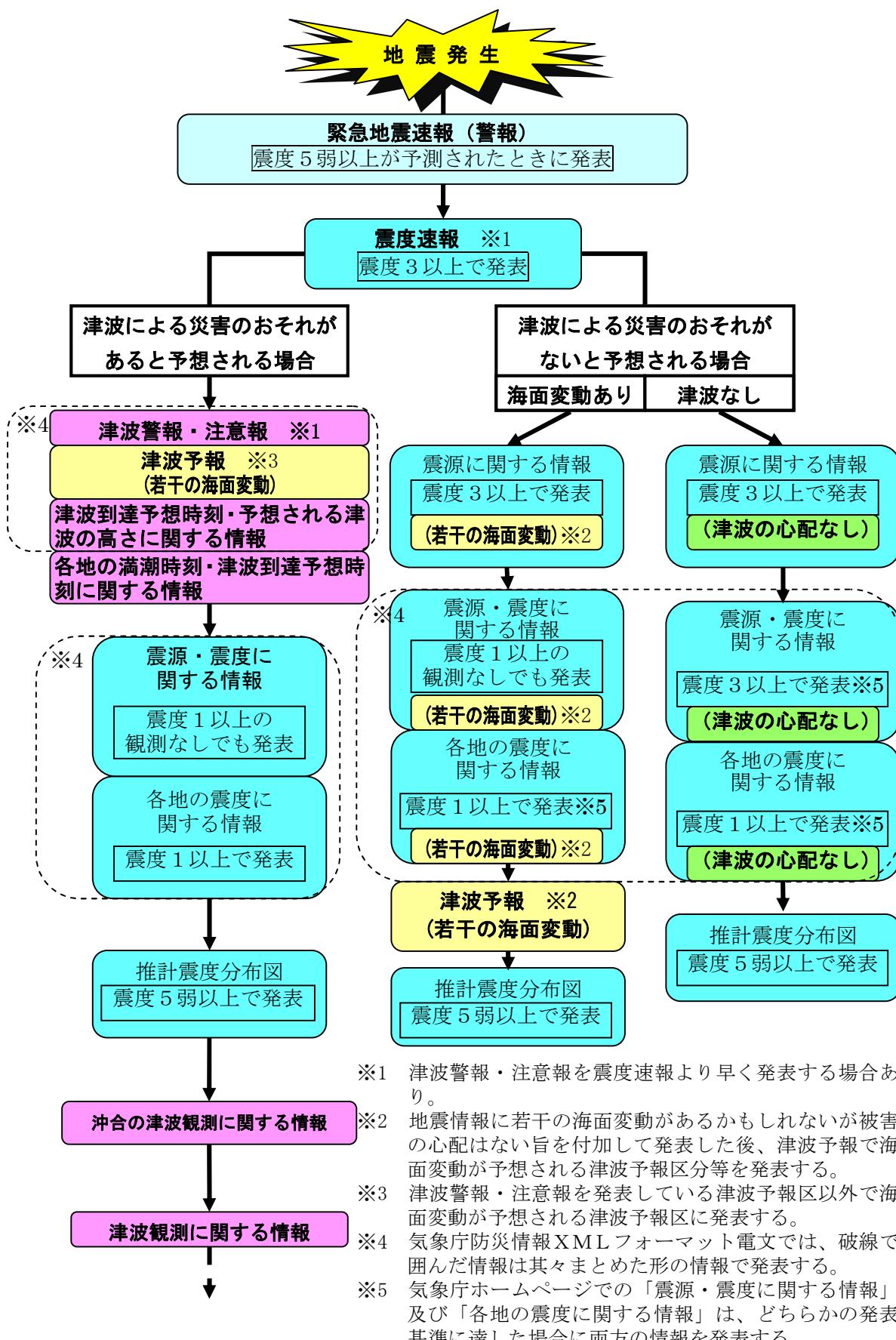
(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の心配がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

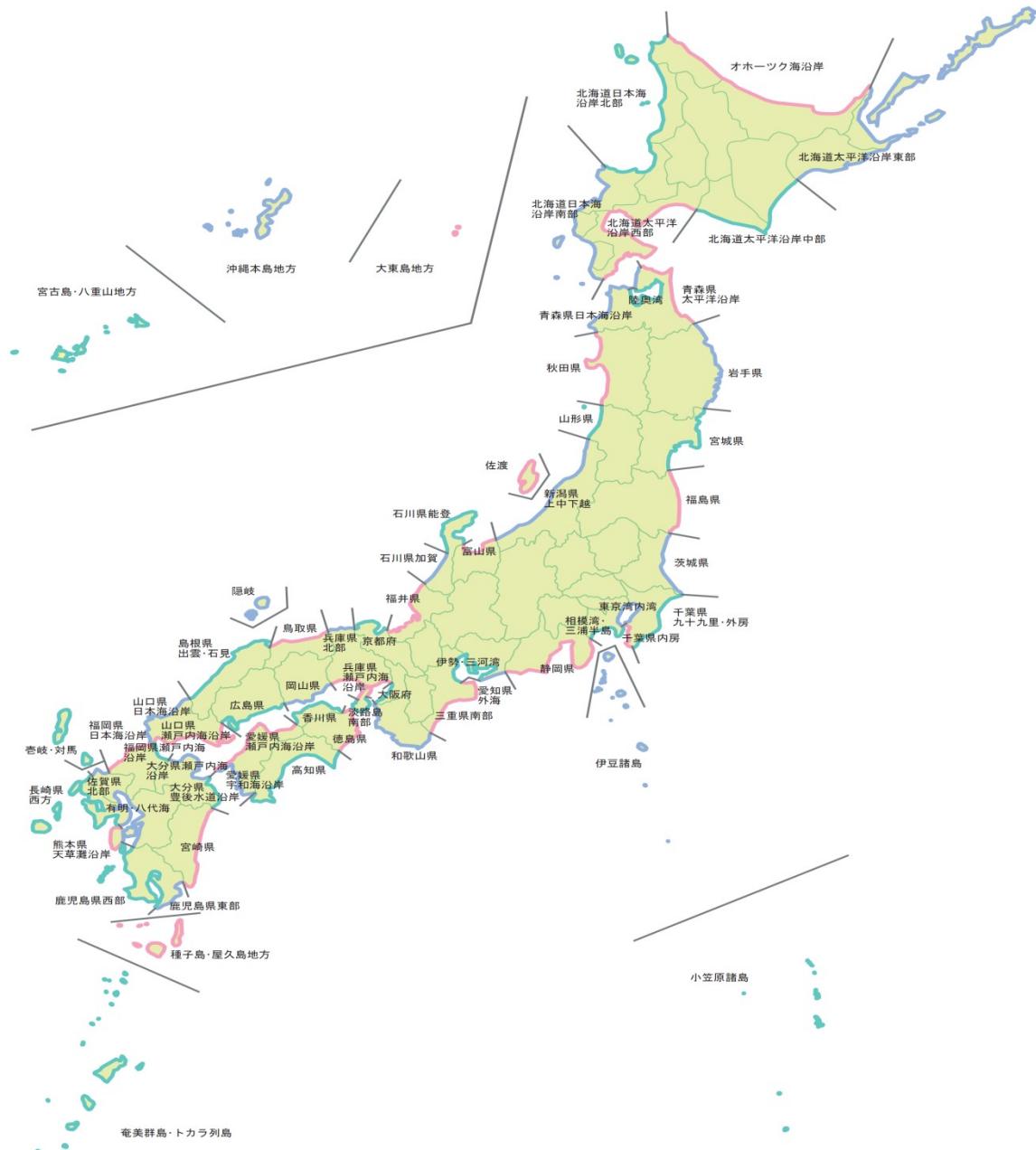
3 地震及び津波警報等発表の流れ



4 津波に関する予報の伝達

(1) 津波予報区

ア 津波予報区図



イ 石川県における予報区

津波予報区の名称	区域
石川県能登	石川県かほく市以南を除く
石川県加賀	石川県かほく市以南に限る

(注) 石川県能登: 輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、鳳珠郡、鹿島郡、羽咋郡

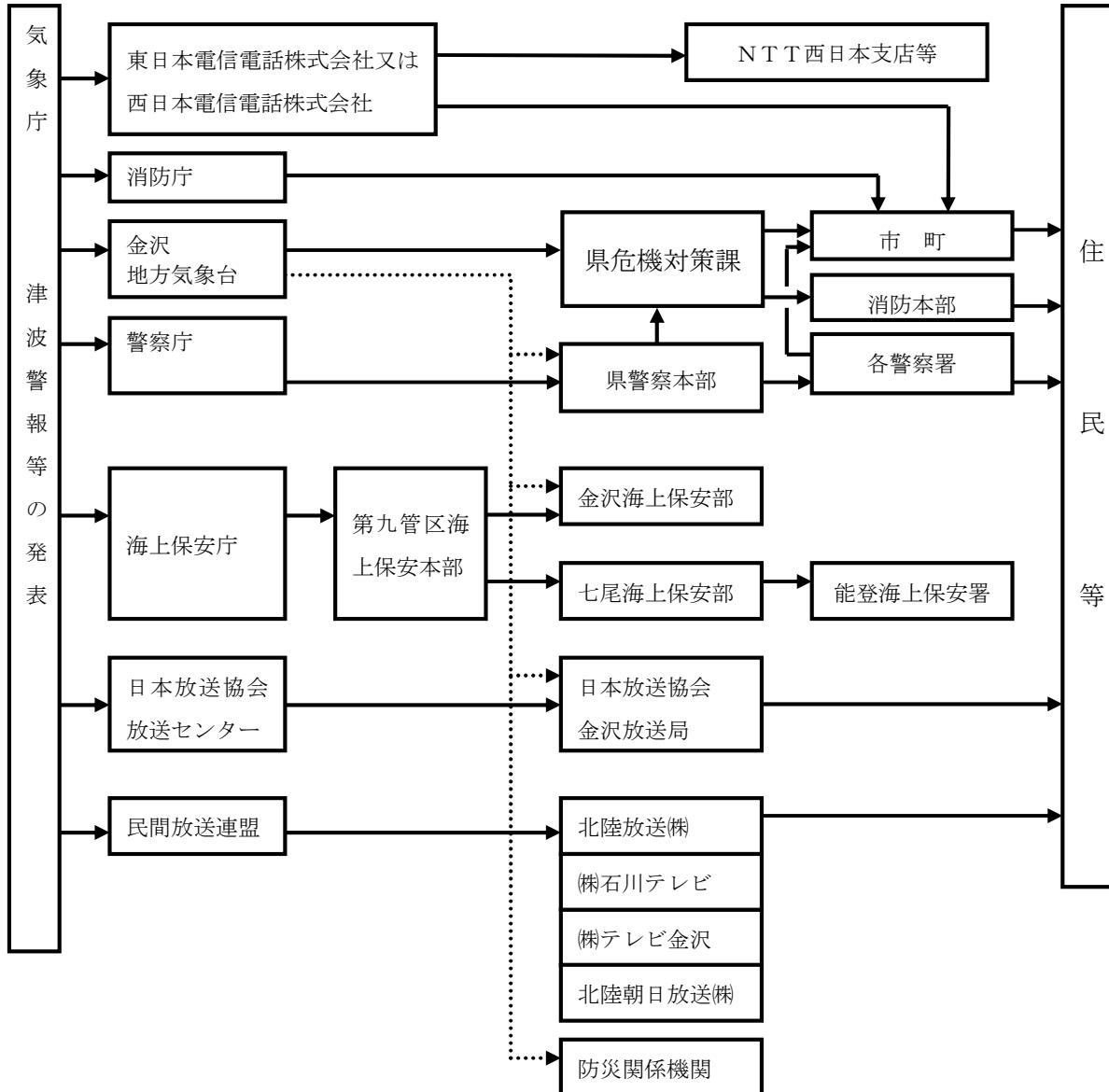
石川県加賀: 金沢市、小松市、白山市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、河北郡、能美郡

(2) 津波警報等の伝達

ア 津波警報等伝達系統

気象庁本庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

[津波警報等伝達系統図]



イ 市

市は、津波警報等を迅速かつ正確に、市民、釣り人、海水浴客などの観光客、走行中の車両、運行中の列車、船舶等に伝達する。

また、伝達に当たっては、緊急防災情報告知システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ニアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図ることとし、市地域防災計画に定めておく。

なお、市は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

その他の防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。

◇資料編 緊急情報など住民への情報伝達手段

◇資料編 気象情報・緊急情報の伝達の流れ

[津波情報放送文]

(ア) 津波注意報の場合

消防サイレン音 10秒吹鳴2秒休止×2回

こちらは七尾市です。津波注意報が発表されました。

海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れてください。

注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしないでください。

(文章のみ2回繰り返し)

(イ) 津波警報の場合

消防サイレン音 5秒吹鳴6秒休止×2回

こちらは七尾市です。津波警報が発表されました。

ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れてください。

(文章のみ2回繰り返し)

(ウ) 大津波警報の場合

消防サイレン音 3秒吹鳴2秒休止×3回

こちらは七尾市です。大津波警報が発表されました。

ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れてください。

(文章のみ2回繰り返し)

(エ) 津波予報が解除された場合

チャイム(4音)

こちらは七尾市です。

ただいま能登沿岸に発表されていた津波(注意報、警報、大津波)は解除されました。

(文章のみ2回繰り返し)

チャイム(4音)

ウ 海上保安部

七尾海上保安部は、七尾港船舶津波・台風対策協議会の七尾港船舶津波対策要領により、船舶等の安全対策を図る。

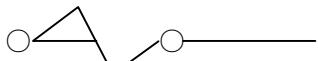
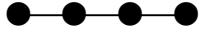
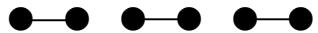
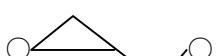
エ 警察署、消防本部

七尾警察署及び消防本部は、気象情報等の伝達体制に準じて、市民等に情報伝達を行う。

オ 放送事業者

ラジオななおは、すべての放送を中断して、市民等に情報伝達を行う。

(3) 津波注意報、警報の標識は、次のとおりである。

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘 音
大津波警報標識	(約3秒)  (約2秒)(短声連点)	(連点) 
津波警報標識	(約5秒)  (約6秒)	(2点) 
津波注意報標識	(約10秒)  (約2秒)	(3点と2点の斑打) 
津波警報及び 津波注意報 解除標識	(約10秒)  (約1分) (約3秒)	(1点2個と2点の斑打) 

(4) 気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなり、市長が津波警報を発した場合は、異常現象の発見通報体制にならって、県を通じて金沢地方気象台に通報する。

5 津波災害発生直前の対策

(1) 安全な避難誘導

市は、大津波警報、津波警報、避難勧告等を市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。

また、市は、大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

その際 対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、市民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せるこのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

なお、発令基準の策定・見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。

<一般>

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。
- 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。
- 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。
- 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。
- 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

<船舶>

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。
- 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報又は注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難所に避難することを原則とする。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

注1 港外：水深の深い、広い海域

(2) 緊急対策

市及び消防本部は、消防職団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、消防職団員等を出動させ、防潮水門・陸閘を閉鎖するほか、市民等の海浜からの避難や、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

(3) 津波潮位の監視

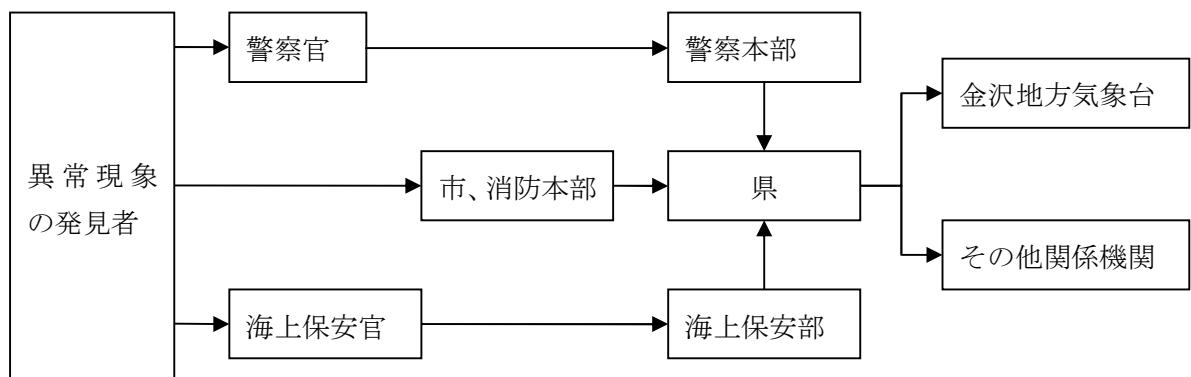
- ア 津波潮位の監視をする場合には、海岸付近は極めて危険であるので、安全な遠方の高台等から監視する。
- イ 市は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

6 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに市、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合において、市及び消防本部が受けたときは県へ、警察官及び海上保安官が受けたときは市を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台その他関係機関に通報する。

[異常現象発見者の通報系統図]



7 水防法に定める水防警報

(1) 津波発生時の水防警報発令における安全確保の原則

水防警報は、津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波発生時における水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮し、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合であっても、水防活動に従事するものの安全確保が図られるものとする。

(2) 水防警報を行う河川・海岸及びその区域

国土交通大臣又は知事が指定した河川・海岸については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川・海岸ごとにそれぞれ定められた機関の長が直接これを発表する。

なお、発表区域については一般災害対策編 第1章第3節3「水防法に定める水防警報」による。

(3) 種類及び発表基準

警報の種類及び警報を発表するときの具体的な基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	内容
待機・準備	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	消防職団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	消防職団員が出動する必要がある旨を警告するもの。
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	消防職団員の必要が解消した旨を通告するもの。

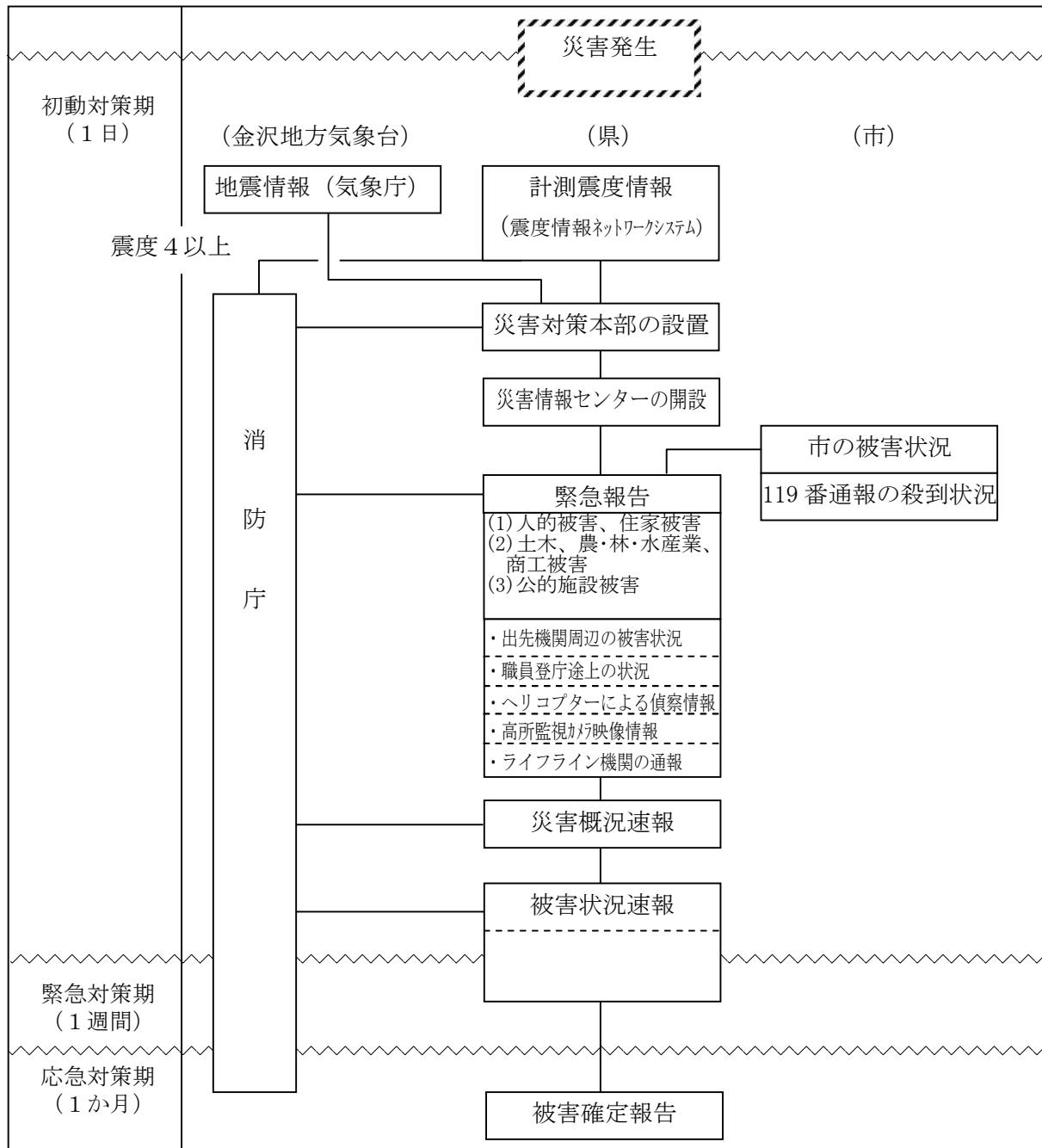
なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合は、水防警報が通知されるまでの間、水防活動に従事する者の安全を確保するよう、事前に関係者間で調整するものとする。

津波災害

第3節 災害情報の収集・伝達

防災班、総務班、広報班、消防班、防災関係機関

[災害情報の収集・伝達のフロー]



1 基本方針

市及び防災関係機関は、津波災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点を置き、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害状況の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

2 情報の優先順位

被害状況の収集、連絡は、応急対策の時期別に優先順位を付けて行う。

対策期別	情報の優先順
初動対策期	① 人的被害 ② 住家被害
緊急対策期	③ 土木、農・林・水産業、商工被害 ④ 公的施設被害

3 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報収集・伝達

ア 被害規模に関する概括的情報

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、地盤災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

イ 市は、119番通報に係る情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ 市災害対策本部、消防本部及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を県災害情報センターに隨時報告する。

(2) 災害情報収集に係る実施事項

ア 市は、市内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を県危機対策課又は及び県中能登総合事務所に報告する。

また、市は、上記報告の概要を市所在の防災関係機関に連絡する。

イ 市は、本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密し、情報の共有を図る。

ウ 市、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告にあたって緊急に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員の相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、市及び県は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡する。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(3) 安否情報の収集等

市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムなどを活用し、安否情報の収集等を行うものとする。

安否情報の収集・提供システム

URL https://anpi.soumu.hq.admix.go.jp/anpi_lgwan/

(4) 異常現象発見者の通報義務

海面の上昇など、次のような異常現象を発見した者は、市、消防本部、七尾警察署、七尾海上保安部のうちいずれかに速やかに通報する。

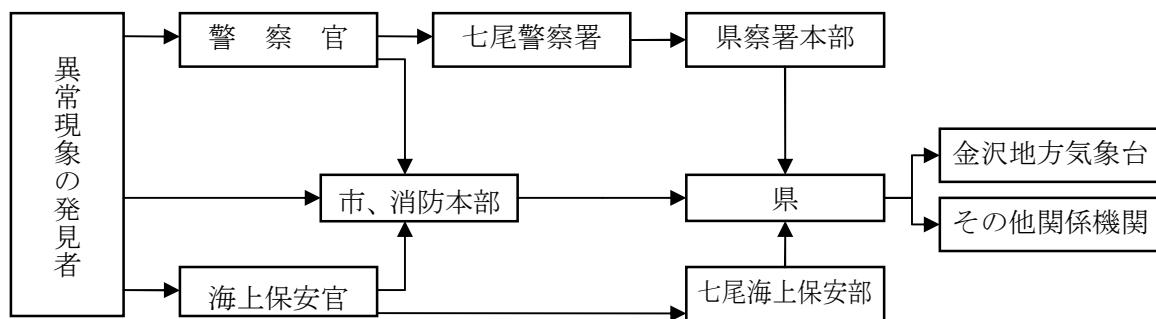
この場合において、市（消防本部を含む。）がこれを受けた場合は県へ、七尾警察署及び七尾海上保安部がこれを受けた場合は、市を経由して県へ速やかに通報する。

ア 異常な出水、山崩れ、地滑り、堤防決壊、雪崩など大きな災害となるおそれがあるとき。

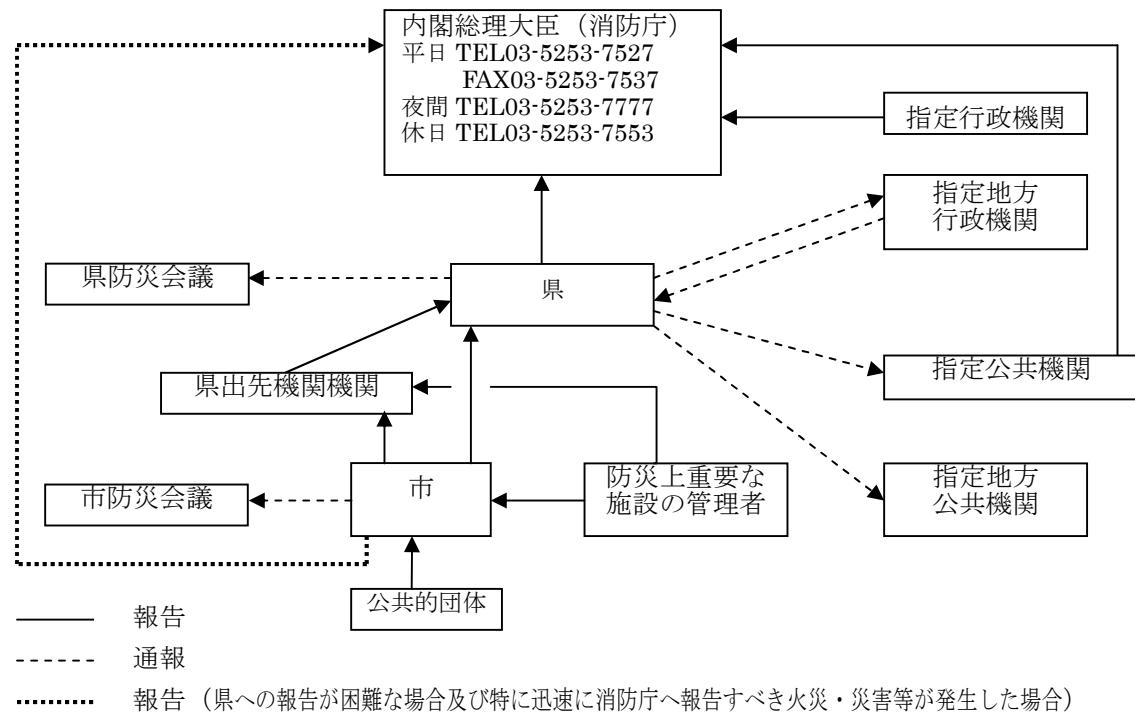
イ 異常な高波・うねり・潮位、河川や湖沼が異常水位となったとき。

ウ 強い地震（震度4程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震又は頻発地震（数日間にわたり頻発に感ずる地震）があったとき。

[異常現象発見者の通報系統図]



(5) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



4 収集すべき情報

市が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により県危機対策課に報告する。

(1) 被害報告等の基準

市は、災害情報及び被害報告に関する情報を、七尾市災害対策本部分掌事務に定めるところにより収集し、総務班がこれの取りまとめをする。

(2) 被害報告等の基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 災害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、上記4項目の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- カ 地震が発生し、市の区域内で震度4以上の揺れを感じたもの
- キ 人的被害又は住家被害のあったもの
- ク その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請のあったもの

(3) 報告の要領

- ア 被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れをきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに被害規模に関する概括的情報を災害の態様を通報するとともに、合わせて災害対策本部の設置状況等、災害に対してとられた措置を県へ報告する。
- イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等をもって行うが、緊急を要するもの又は特に指示がある場合を除き一日一回以上行う。
- ウ 被害報告は災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。
- エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

(4) 速報及び被害状況等の報告様式

県危機対策課への速報及び被害状況等の報告様式は、一般災害対策編第1章第4節「災害情報の収集、伝達」の様式のとおりとする。

◇様式集 災害（事故）緊急報告書（※県への報告様式）

◇様式集 速報及び被害状況等の報告様式（※県への報告様式）

◇様式集 中間・確定報告（※県への報告様式）

津波災害

第4節 通信手段の確保

防災班、総務班、広報班、県中能登総合事務所、西日本電信電話、防災関係機関

1 基本方針

市及び防災関係機関は、地震時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

2 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

市は、災害時における緊急通信のため、西日本電信電話㈱北陸支店（以下NTT西日本という。）と「非常時優先電話」について協議しておく。

◇資料編 災害時優先電話、衛星電話及び携帯電話

(2) 電報による通信

「非常扱いの電報又は緊急扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本（局番なし115）に「非常扱いの電報又は緊急扱いの電報」と告げ、その事由を申し出る。

(3) 非常通信

ア 専用通信施設の利用

市及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用ることができる。

通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。

通信設備設置機関	申込み窓口	優先利用する者
県(防災行政無線、水防無線)	県 危機対策課、県事務所、河川課 ダム管理係、土木総合事務所、 ダム管理事務所等 市町村等当該通信設備設置機関	知事 市町村長
警察本部	警察本部、各警察署	指定行政機関の長
海上保安庁	各海上保安部	
気象庁	金沢地方気象台、輪島測候所	指定地方行政機関の長
国土交通省	金沢河川国道事務所、各出張所等	
法務省	金沢刑務所	地方公共団体
消防庁	各消防本部	
N T T 西日本	各支店	水防管理者
西日本旅客鉄道(株)	金沢支店	
北陸電力(株)	石川支店、各支店、各営業所、 電力所等	水防団長
日本銀行	金沢支店	消防長
日本赤十字社	石川県支部	
北陸鉄道(株)	各営業所	
N H K	金沢放送局	
北陸放送(株)	本社	
石川テレビ放送(株)	本社	
北国新聞社	本社	
中日新聞社	北陸本社	
讀賣新聞社	金沢支局	
毎日新聞社	金沢支局	
朝日新聞社	金沢支局	
共同通信社	金沢支局	
北陸銀行	各支店	
北國銀行	本店	
全日本空輸(株)	小松空港所	
無線漁業(協)	小木漁業無線局	

イ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を次の条件に適合するものを第1次的に利用する。

- (ア) 公共機関であること。
- (イ) できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること。
- (ウ) 停電時でも運用できる非常用予備電源を有すること等

[利用順位] ◇資料編 市町村～県庁間非常通信ルート

ウ 利用上の注意事項

- (ア) 非常通信は、非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき優先的に利用できる。
- (イ) 非常通信は、NTT西日本の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になったりした場合に利用する。
- (ウ) 通信の内容及び優先順位は、次のとおりである。

- 人命の救助に関する通報
- 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報も含む。）
- 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
- 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものも含む。）
- 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- 非常災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
 - ・石川県防災会議会長及び市防災会議会長
 - ・石川県災害対策本部長及び市災害対策本部長
- 電力設備の修理復旧に関する通報
- その他の通報

(エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- 通報用紙がない場合は、冒頭に「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

(4) レアラート（災害情報共有システム）の活用

市及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(5) 孤立防止用無線の活用

災害応急対策機関は、NTT西日本が設置している孤立防止用無線の活用に努める。

(6) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話の活用

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、市及び防災関係機関は、被害状況を把握するため、地域状況の判断により、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等を現地に配備し、被害状況の報告及び県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(7) 消防用主運用波無線の活用

市は、消防機関と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用に努める。

3 通信設備の応急復旧

(1) 市は、災害により緊急防災情報告知システム等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 通信事業者

N T T西日本は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、市災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 交換機被災局には、非常用交換装置を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車又は非常用電源装置を使用し、応急復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等による復旧を図る。

津波災害

第5節 消防防災ヘリコプターの活用

防災班、総務班、消防班

1 基本方針

津波災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
- 救援物資、人員等の搬送
- 消防庁、他県市等からの災害応援要請に基づく活動

(2) 救助活動

- 捜索又は救助活動
- 高層建築物火災における救助活動
- 陸上から接近できない被災者の救助活動

(3) 救急活動

- 遠距離の救急患者搬送
- 傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

(4) 火災防ぎよ活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 林野火災等における空中からの消火活動
- 消防職員、消防資機材等の搬送

(5) その他総括管理者（石川県危機管理監）が必要と認める活動

3 運航基準

県消防防災ヘリコプターは、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成9年4月23日）」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成9年4月23日）」の定めるところにより運航する。

運航の基本要件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合とする。

4 支援要請

市長から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところによる。

(1) 支援要請の要件

市長及び消防長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に支援の要請をする。

- 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 発災市及び消防本部の消防力によっては、災害の防ぎよ又は災害情報の収集が著しく困難な場合
- その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

市長から知事（県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等によりわかる範囲で次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- 災害の種別
- 災害の発生日時、場所及び被害の状況
- 災害発発生現場の気象状態
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡手段
- 応援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

(3) 要請先

石川県 危機管理監室 消防保安課 航空消防防災グループ
T E L 0761-24-8930 F A X 0761-24-8931

◇資料編 ヘリポート離着陸可能場所（緊急離着陸場）、場外離着陸場

津波災害

第6節 災害広報

防災班、広報班、総務班、放送事業者、報道機関

1 基本方針

津波災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、市民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

2 広報体制

(1) 災害対策本部設置の場合

災害対策本部設置時には、防災班と広報班が協力して被害状況、その他の災害情報を収集し、その広報は広報班が実施する。

(2) 災害対策本部未設置の場合

災害対策本部設置に至らない災害についての情報収集及び広報は、原則として防災班が行う。

3 広報内容

(1) 地震発生直後の広報

- 地震の規模、震度その他の概要、余震の発生等今後の地震活動
- 津波発生の有無、その他の状況や規模
- 津波発生時の行動や注意事項
- 人命救助等の自主的な防災活動
- 避難の必要の有無、避難所、避難行動、避難誘導等
- 車両使用の自粛などの交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- 市内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要
- 避難所の開設状況、飲料水・食料・物資等の配給状況等
- 医療機関の診療状況
- 電気等ライフラインの復旧状況
- スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- 交通機関等の復旧状況
- 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- 被災者生活支援に関する情報
- 犯罪情勢及び予防対策

4 広報手段等

(1) 情報伝達及び報道要請

市は、情報伝達に当たっては、ホームページ、掲示板、広報紙、広報車及び緊急防災情報報告システム、防災ラジオ、防災メールによるほか放送事業者、新聞社、コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速かつ的確な情報提供に努める。

なお、災害対策基本法第55条の規定による通信又は放送要請をしようとするときは、報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における報道要請に関する協定」等に基づき実施する。

(2) 各種情報提供

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

ア テレビ、ラジオ、新聞等

(ア) 放送機関との協定に基づく放送要請

(イ) 報道機関への発表、情報提供

イ インターネットの活用

ウ 携帯電話の活用

エ 紙媒体の活用（チラシの張り出し、配布）

オ 臨時広報誌の発行

カ 相談窓口による情報提供

キ 臨時災害FM局の活用

ク レアラート（災害情報共有システム）の活用

ケ 広報車の活用

5 被災地域の相談・要望等の対応

市及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じるなどの相談や広聴活動を開き、被災住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

6 安否情報の提供等

市、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

7 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

市、県及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

津波災害

第7節 消防活動

全班、市民、自主防災組織、事業所、警察署、防災関係機関

1 基本方針

津波の発生時には、火災の多発により市民の生命・身体及び財産に危険がおよぶおそれがあるため、消防本部は、関係防災機関と連携して市民の救急・救助をはじめとして、的確な避難誘導による避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎよ等に全機能をあげて当たる。その際、業務に当たる消防職員等の安全及び心のケアにも配慮するものとする。

2 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防本部は、七尾警察署と協力して迅速かつ的確に消防活動を実施するため、市内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- 火災の状況
- 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

津波災害時の火災の特殊性により、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- 多数の火災が発生している地区や津波の浸水が想定される地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先に活動を行う。
- 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導などの措置をとる。
- 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防火活動上重要な施設等の火災防ぎよを優先して行う。
- 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

3 応援要請

(1) 市町の相互応援

市長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、市町の相互応援を行う。

ア 災害が発生した場合、消防長は、保有する消防力では災害の防ぎよ又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

イ 応援要請を受けた場合、消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

ウ 応援要請を行った場合、消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

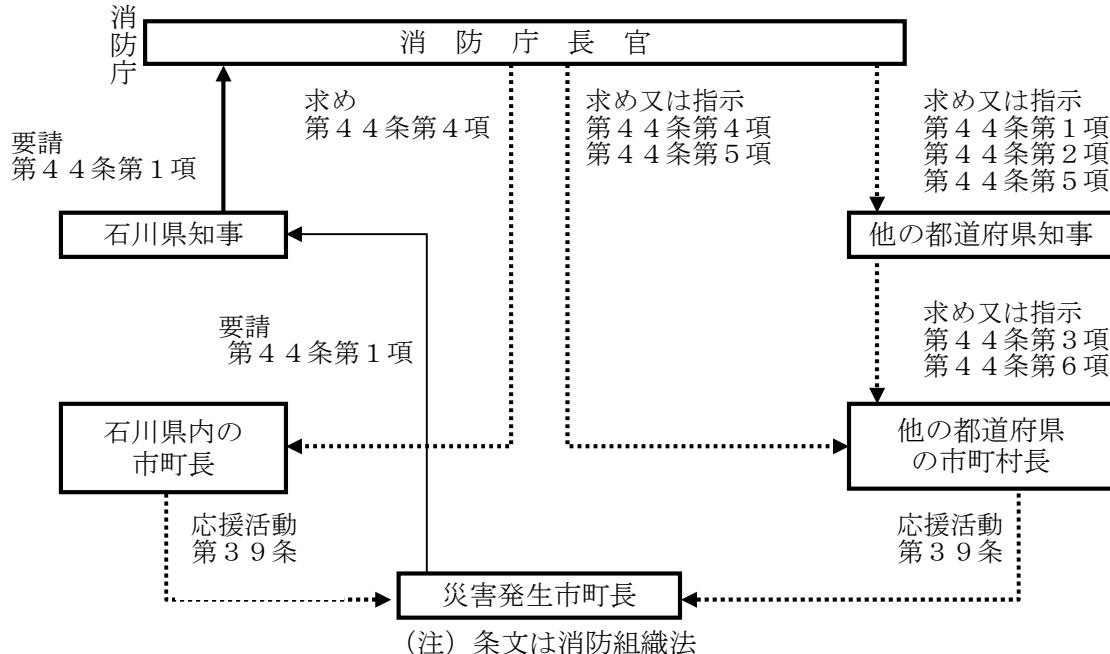
エ 知事は、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要な指示を行うことができる。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

ア 市長は、災害の状況、保有する消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防長と協議のうえ、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

イ 消防本部は、緊急消防援助隊の受入れに関し必要な事項はあらかじめ定めておくものとする。

[大規模災害時における緊急の広域消防応援体制]



4 救急救助活動

消防本部は、医師会、病院、日本赤十字社、警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所へ搬送する。

この場合、必要に応じて、航空機を活用する。

5 慘事ストレス対策

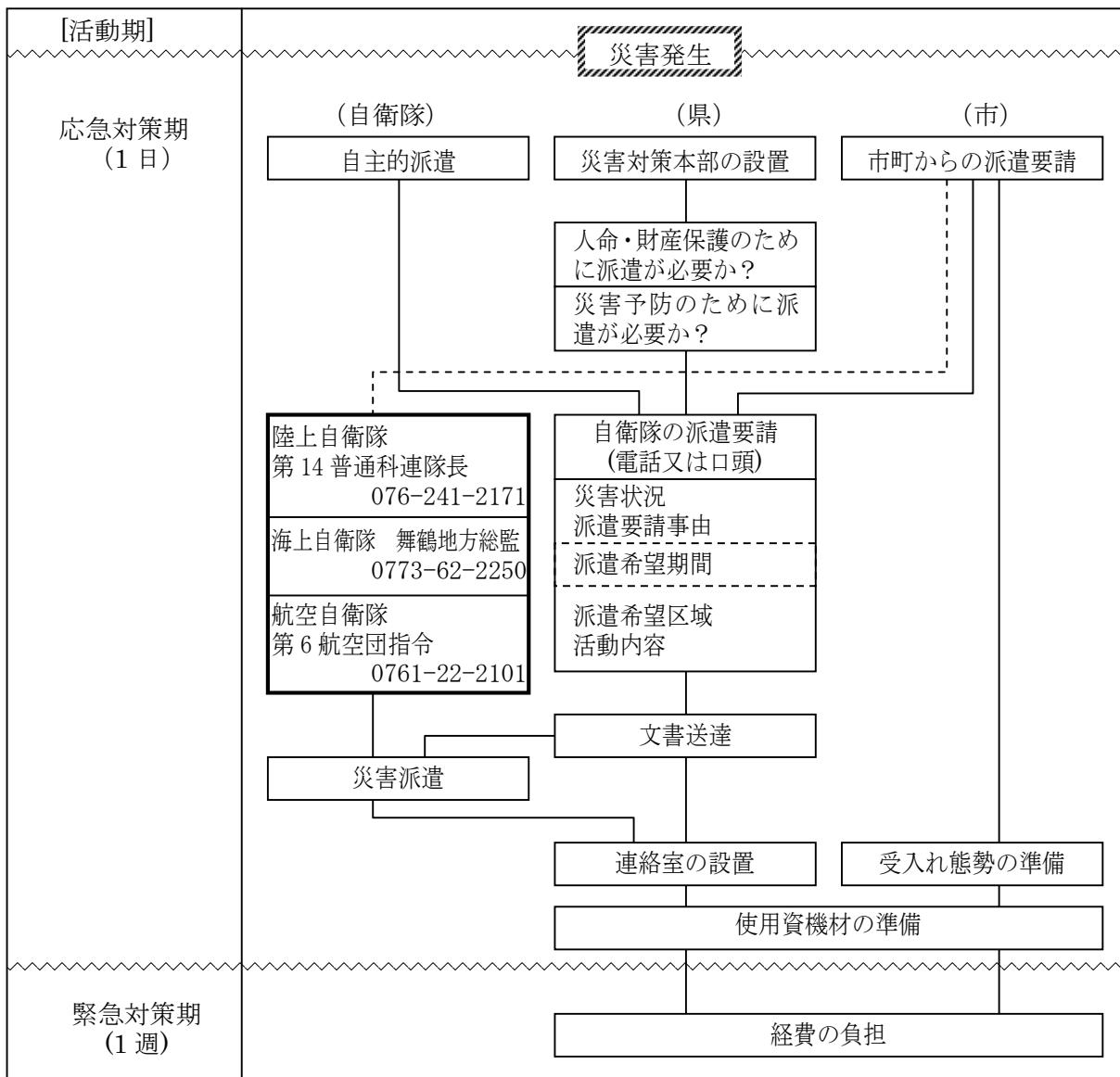
救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

津波災害

第8節 自衛隊の災害派遣

防災班、総務班

自衛隊の災害派遣のフロー



1 基本方針

津波災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、県、防災関係機関と連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるよう的確な情報提供に努める。

自衛隊法第83条(災害派遣)

- 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。
- 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待つないとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

2 災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は次のとおりである。

- (1) 知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (3) 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事から要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合
なお、自衛隊を自主的に派遣する場合の判断基準は、下記のとおり定められている。
 - ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行なう必要があると認められること。
 - イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。
 - エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- (4) 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。

3 派遣の要請

- (1) 市長は、災害応急対策の実施を促進するため、自衛隊の派遣を必要とするときは、市長が次の要請事項を明らかにした文書で知事宛(危機対策課)に申し出る。ただし、緊急を要する場合には、とりあえず、電話又は口頭で要請し、事後速やかに文書を送達する。

要請事項

- 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項
- 現に実施中の応急措置の概況
- 宿泊施設等の受け入れ体制の状況
- 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

自衛隊連絡先

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ・陸上自衛隊 第14普通科連隊（第3科） | 076-241-2171 |
| ・航空自衛隊 第6航空団（防衛班） | 0761-22-2101 |
| ・海上自衛隊 舞鶴地方総監部（第3幕僚室） | 0773-62-2250 |

- (2) 通信の途絶等により、市長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。
- (3) 市長は、(2)により通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

4 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために自衛隊の救護活動に要した経費は原則として市が負担するものとし、その基準は次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設置等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市長に通知する。

(1)被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
(2)避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3)遭難者等の捜索活動	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
(4)水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(5)消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
(6)道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
(7)応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
(8)人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(9)炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
(10)救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令(昭和 33 年総理府令第 1 号)」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
(11)危険物の保安及び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(12)その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 使用資器材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除き市において準備する。
- (2) 災害救助、応援復旧作業等に必要な材料、消耗品等においては、市が準備する。

6 経費の負担

自衛隊の救護活動に要した経費は原則として市が負担するものとし、その基準は次のとおりとする。

なお、負担区分について疑義が生じた場合、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救護活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるための通常必要とする燃料を除く）、電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救護活動に必要な自衛隊以外の資器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費

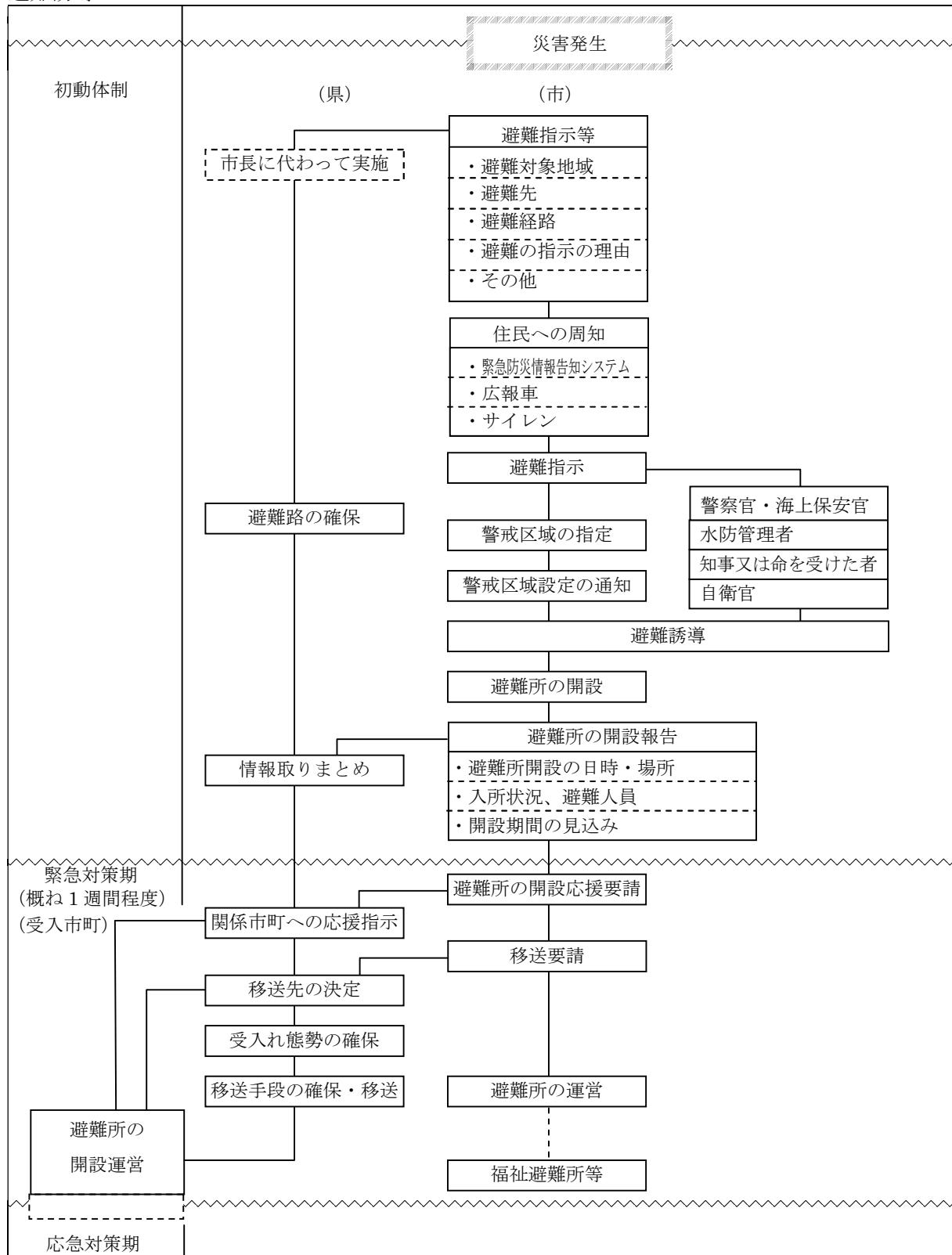
◇資料編　自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

津波災害

第9節 避難誘導等

防災班、総務班、災害救助班、消防班、医師会、自主防災組織、警察署、海上保安部、放送事業者・報道機関・県能登中部保健福祉センター

避難誘導のフロー



1 基本方針

地震発生後に二次的に発生する津波、延焼火災、危険物の漏えい、地すべり及び山崩れ・崖くずれ等の危険から市民の生命、身体の安全を確保するため、市長等は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

2 避難の指示の実施

(1) 市長（災害対策基本法 抜粋）

（市町村長の避難の指示等）

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第6項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定行政機関の長等による助言）

第61条の2 市町村長は、第60条第1項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第3項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(2) 指定地方行政機関の長又は知事（災害対策基本法第61条の2）

市町長から避難指示等に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長又は知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。

(3) 警察官、海上保安官(災害対策基本法 61 条、警察官職務執行法(昭和 22 年法律第 136 号))

前記(1)の市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができるとともに、立退き先を指示することができる。立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

なお、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対し避難等の措置をとる。

(4) 水防管理者 (水防法 (昭和 24 年法律第 193 号))抜粋)

(立退きの指示)

第 29 条 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第 30 条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(5) 自衛官 (自衛隊法第 94 条)

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

関係機関(者)は、避難の必要があると予測されるとき、あるいは、避難のための立退きの指示の措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

また、県及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

(7) 避難指示等の判断基準の策定

市長は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市は、市長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を整備する。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

◇七尾市避難情報判断・伝達マニュアル

(8) 避難指示等実施責任者の代理規程の整備

ア 市長は、不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規定を定める。

イ 市は、疊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ウ 県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、国とともに、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

順位 2副市長 3教育長 4市民生活部長

(9) 避難指示等の発令方法

市長等は、避難指示等の発令に当たって、市民が生命に係る危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令する。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難の指示の内容及びその周知

(1) 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、市長等は、次の内容を明示する。

- 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配電盤）の遮断措置
- その他必要な事項

(2) 市民への周知

市長は、避難の指示を行う場合には、地域住民等に対して緊急防災情報告知システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、防災メール、携帯電話、ニアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

◇七尾市避難情報判断・伝達マニュアル

◇資料編 緊急情報など住民への情報伝達手段

4 警戒区域の設定

(1) 市長（災害対策基本法第63条第1項）

地震災害時、又は津波の発生により市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは、禁止、又は退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの吏員から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

5 警戒区域設定の周知等

- (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。
- (2) 市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

6 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は集落単位の避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮するものとし、これに地域住民も可能な限り積極的に協力する。また、市は避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市及び県は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

7 避難所の開設及び運営

- (1) 避難所の開設が必要な場合には、市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、七尾警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。

また、災害が発生していない場合であっても、市民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設する。

なお、市ののみでは困難なときは、県に応援を要請する。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

加えて、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。

◇七尾市避難所設置・運営マニュアル

◇資料編 指定避難所・緊急指定避難場所一覧

- (2) 避難生活の対象者

- 住居等の被災者
- 避難指示などの対象地域の居住者
- 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

- (3) 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
- 開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容

- (4) 避難等の状況把握

関係市町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。また、警察な

ど関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

(5) 避難所の運営

- 市は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自動的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 避難所の管理運営等を適切に行うために、市職員を配置する。
なお、職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め、避難所の責任体制を明確にする。
- 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- 避難所の安全確保と維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て、避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
- 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
- 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(6) 仮設トイレの設置

市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。

また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自動的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

(7) 要配慮者に対する配慮

市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

(8) 要配慮者等の健康管理

市は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

(9) 二次避難支援の実施

市は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難

所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けている福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

◇七尾市福祉避難所設置・運営マニュアル

◇資料編 福祉避難所一覧

(10) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(11) 旅館・ホテル等の活用

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

(12) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める

(13) 記録等

各避難所には、維持管理のため、それぞれ責任者を定めて次の記録簿を整理保存しておく。

- 避難者名簿（様式集）
- 避難所日誌（様式集）
- 避難所設置に要した物品受払証拠書類
- 避難所用物品受払簿
- 避難所設置に要した支払証拠書類
- 避難所設置に要した物品受払証拠書類

(14) ペット動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

8 広域避難対策

- (1) 被災地区の避難所に被災者が入所できないときは、市は、被災者を被害のない市町若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請した場合は、市職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。
- (3) 県から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町村が行い、市は協力する。

- (5) 被災者の移送に当たって市に輸送能力がない場合は、県に要請する。この場合、県が調達するバス、貨物自動車等の輸送手段の確保については、近隣市町等防災関係機関の協力を得て実施する。
- (6) 広域一時滞在

ア 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

イ 県は市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。

ウ 市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(7) 避難路の確保

市長は、必要があるときは、知事に対し避難路の確保を要請する。

9 帰宅困難者対策

市及び県は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

[災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定]

協定者	協定締結日	T E L	F A X
石川県	(株)サークルKサンクス	H22. 9. 2	03-6220-9108
	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734
	(株)ディリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001
	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765
	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800
	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594
	(株)壱番屋	H22. 9. 2	042-735-5331
	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344
	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712
	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229
	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134
	(株)オートバックスセブン	H30. 6. 2	03-6219-8796

10 避難所外避難者対策

市は、町会や自主防災組織、消防団、N P O やボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健診相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

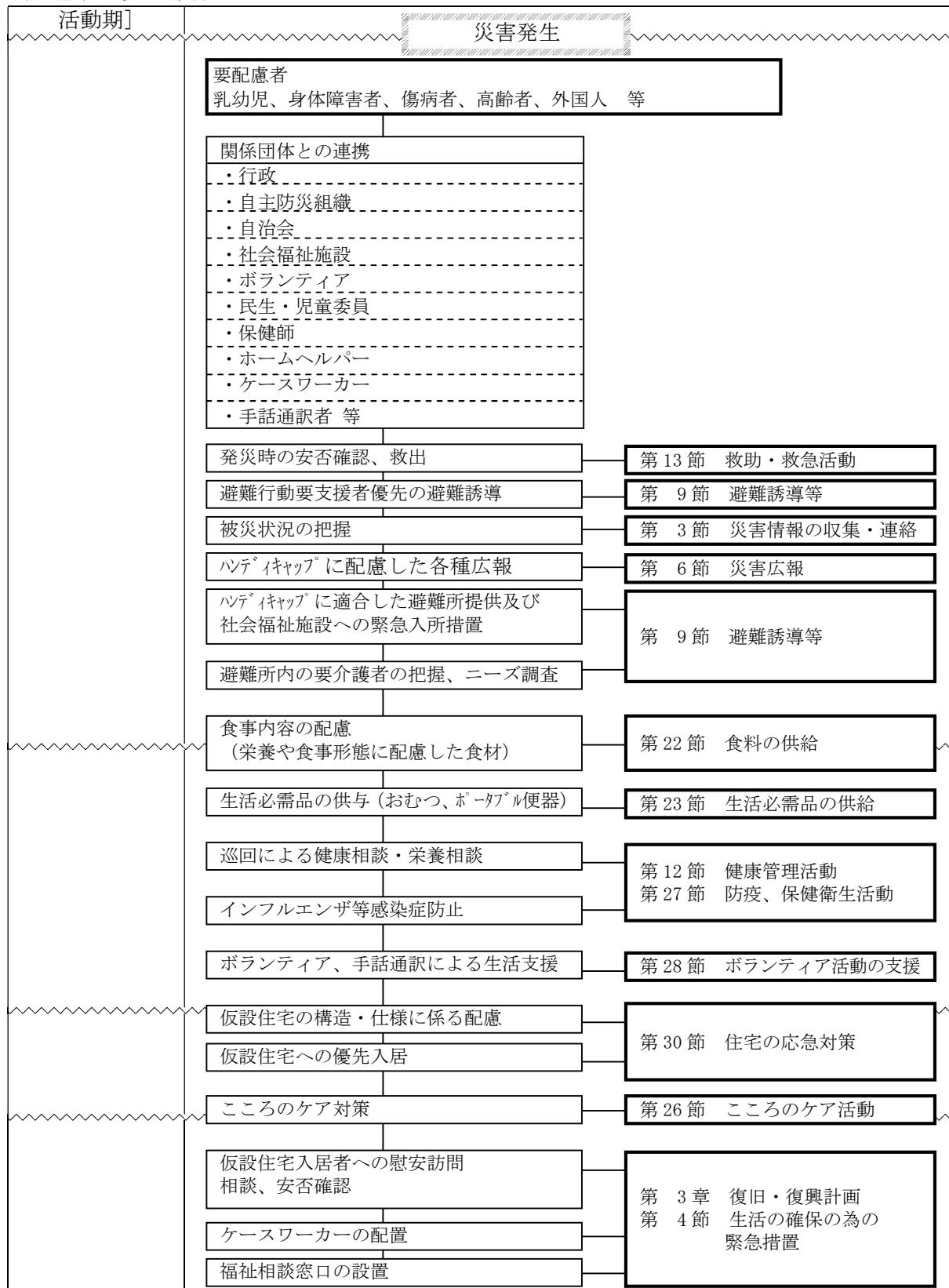
特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

津波災害

第 10 節 要配慮者の安全確保

防災班、総務班、災害救助班、社会福祉協議会、市民、民生委員、社会福祉施設
自主防災組織、事業所、県能登中部保健福祉センター、防災関係機関

要配慮者の安全確保のフロー



1 基本方針

津波災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

2 在宅要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて、町会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、事業所、自主防災組織等の協力を得る。

(2) 避難

災害により住民避難が必要となった場合、市は、避難行動要支援者者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難の誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市及び県は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(4) 二次避難支援の実施

市は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けている福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

◇七尾市福祉避難所設置・運営マニュアル

◇資料編 福祉避難所一覧

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市、県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

市及び県は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関における被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難所への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、市及び県を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

市及び県は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

5　外国人に対する対策

市及び県は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

市は、広報車や緊急防災情報告知システム等により、外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

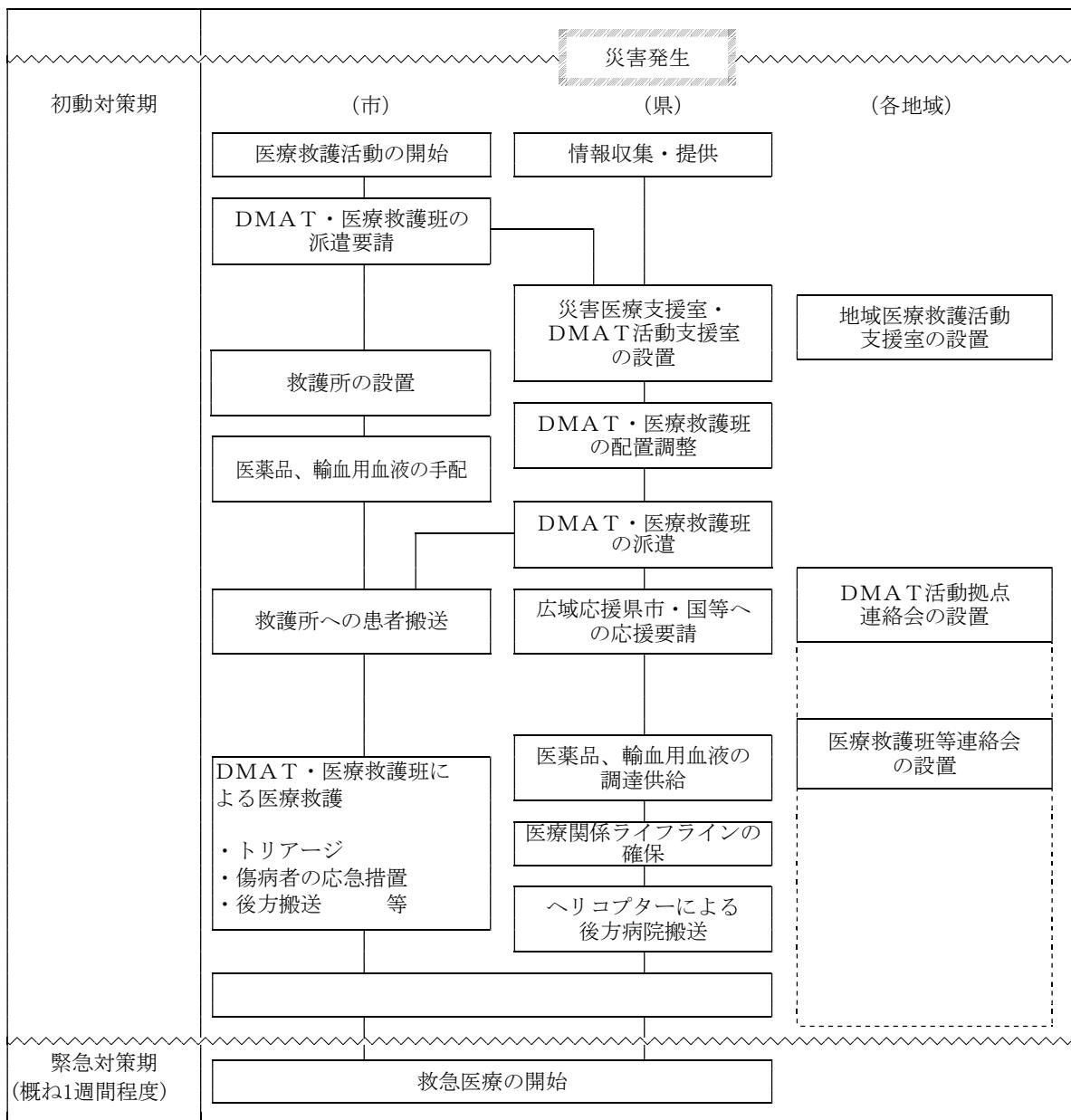
また、県が災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

津波災害

第 11 節 災害医療及び救急医療

災害救助班、医師会、県能登中部保健福祉センター、防災関係機関

災害医療の開始から救急医療までのフロー



1 基本方針

地震・津波災害時には、建物の浸水、交通機関の麻痺や物資の不足、また医療機関の被災等により、通常の医療体制の確保が困難になる一方、被災者の医療、救護需要が膨大なものになることが予想される。特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市及び県は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

2 情報収集・提供

- (1) 県は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフライン

の確保状況、医薬品等の保有状況、災害派遣医療チーム（D M A T）及び医療救護班（J M A T）の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。

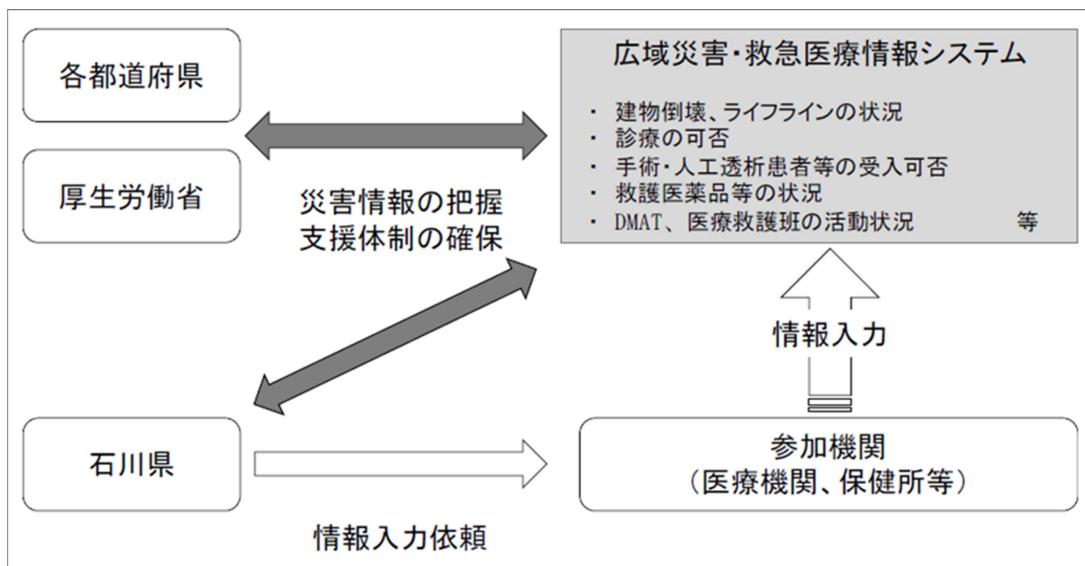
なお、住民等への情報提供については、**本章第6節「災害広報」**による。

- (2) 県は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)、衛星電話、災害時優先電話、M C A 無線などにより、災害派遣医療チーム（D M A T）及び医療救護班（J M A T）へ活動に必要な情報を提供する。

広域災害・救急医療情報システム(EMIS)

- 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成8年から運用開始
- システム参加機関
 - 厚生労働省及び47都道府県（石川県内参加機関）
 - 医療機関 152、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13
- 災害時情報
 - 患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

広域災害・救急医療情報システム(EMIS)概念図



3 D M A T・医療救護班派遣・受入体制

- (1) 市は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、市医師会及び公立能登総合病院等に医療救護班の派遣を要請する。
また、必要に応じて避難所等に救護所を設置するとともに、隨時、医療救護班連絡会を開催し、被災地における医療救護活動の連絡・調整を行う。
- (2) 市は、医療救護活動が市のみでは十分な対応ができないときは、隣接市町及び県、日本赤十字社石川支部等に応援、協力を求める。
- (3) 石川県D M A T指定病院（公立能登総合病院）

- ア 公立能登総合病院は、待機要請を受けたときは、石川県DMA Tを待機させる。
- イ 公立能登総合病院は、県から「石川県DMA Tの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川県DMA Tを出動させる。

[石川県DMA Tの出動に関する協定書]

協定者		協定締結日
石川県	金沢大学付属病院	H22.4.1
	金沢医科大学病院	H22.4.1
	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1
	公立能登総合病院	H22.4.1
	県立中央病院	H22.4.1
	金沢赤十字病院	H25.3.1
	金沢市立病院	H25.3.1
	市立輪島病院	H25.3.1
	小松市民病院	H25.3.1
	公立松任石川中央病院	H26.4.1

- ウ 公立能登総合病院は、緊急時やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報又は要請に基づき、石川県DMA Tを出動させる。

この場合、石川県DMA Tを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

エ DMA Tの業務内容

- (ア) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、トリアージ、救急医療等（現場活動）
- (イ) 被災地内での搬送中の患者の治療（地域医療搬送）
- (ウ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等（病院支援）
- (エ) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等（広域医療搬送）

オ DMA Tの情報共有

DMA Tは広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び広域災害医療情報システム(DMA T管理)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMA Tの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

(4) 災害拠点病院

- ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

[災害拠点病院]

病院名	TEL	FAX	医療圏
公立能登総合病院	0767-52-6611	0767-52-9225	能登中部

イ 医療救護班の業務内容

- (ア) 傷病者のトリアージ
- (イ) 傷病者に対する応急措置
- (ウ) 重症者の後方病院への搬送手続き

- (イ) 救護所における診療
- (オ) 避難所等の巡回診療
- (カ) 被災地の病院支援
- (キ) その他必要な事項

ウ 医療救護班の情報共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

エ 災害拠点病院は、他のDMA T及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(5) 公立病院等

ア 公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

イ 公立病院等は、他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(6) 公益社団法人石川県医師会

ア 県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班（J M A T）の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。

イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班（J M A T）を派遣し、医療救護活動を行う。

(7) 一般社団法人石川県歯科医師会

一般社団法人石川県歯科医師会は、県から「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。

(8) 公益社団法人石川県薬剤師会

公益社団法人石川県薬剤師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく薬剤師又は薬剤師班の派遣要請があったときは、薬剤師又は薬剤師班を派遣し、調剤、医薬品等の供給及び服薬指導等の医療救護活動を行う。

(9) 公益社団法人石川県看護協会

公益社団法人石川県看護協会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく看護職員又は看護職員班の派遣要請があったときは、看護職員又は看護職員班を派遣し、医療救護活動を行う。

(10) 公益社団法人石川県栄養士会

公益社団法人石川県栄養士会は、県から「災害時の医療救護等に関する協定書」に基づく栄養士又は栄養士班の派遣要請があったときは、栄養士又は栄養士班を派遣し、栄養・食生活支援活動を行う。

4 救護所の設置

- (1) 市は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置する。
- (2) 市は、必要に応じて、歯科医療の確保にも配慮する。
- (3) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日数を要する場合や応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

5 災害時後方医療体制

- (1) 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。
- (2) 災害拠点病院は、重症患者の受け入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

6 重症患者の搬送体制

- (1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

- (2) 搬送の実施

ア 原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市が、医療施設又は救護所から災害後方病院までの搬送については、市及び県が対応する。

イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、**本章第5節「消防防災ヘリコプターの活用」及び第8節「自衛隊の災害派遣」**に準ずる。

7 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

市は、医療施設の管理者及び救護所の責任者から、医薬品等及び輸血用血液の調達について要請があった場合は、調達できる医薬品等を供給する。市において調達できない場合は、県に調達を要請する。

8 医療機関のライフラインの確保

市は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

9 個別疾患対策

慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼動状況を把握の上、患者等への的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受け入れの調整等、透析医療の確保に努める。

10 記録簿

救出を実施した場合は、次に示す記録簿等を整理保存しておく。

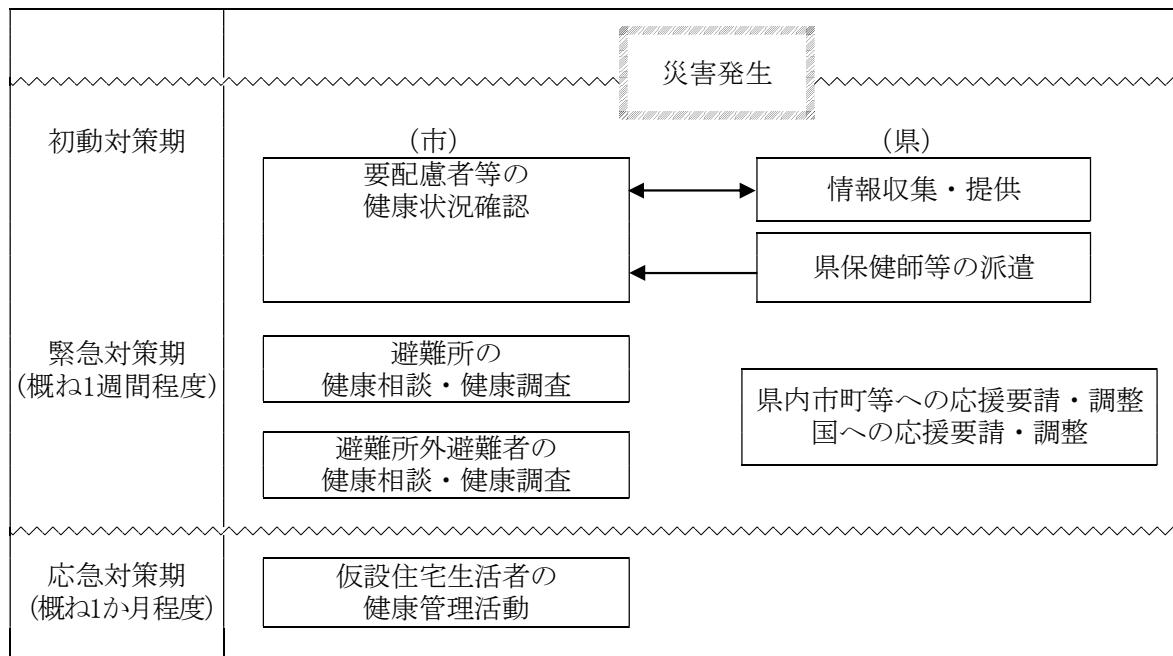
- 救出状況記録簿
- 救出関係支払証拠書類
- 救出用燃料受払簿
- 救出用機械器具修繕費支払簿

津波災害

第 12 節 健康管理活動

災害救助班、医師会、県能登中部保健福祉センター、防災関係機関

健康管理活動のフロー



1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護班と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

- (1) 市は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。また、被災住民が多数に及ぶ場合等は、県等の協力を得て実施する。
- (2) 県は、市から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、健康管理活動を支援する。
- (3) 県は、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等へ派遣計画を示し、派遣要請、調整を依頼する（図 災害発生時の保健師等派遣に関する手続き）。
- (4) 県は、必要な場合、市に公衆衛生医師等を派遣し、被災者の健康管理活動に対して技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

(1) 市

被災市は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

(2) 県

- ア 県は、市から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、健康管理活動を支援する。
- イ 県は、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等へ派遣計画を示し、派遣要請、調整を依頼する（図 災害発生時の保健師等派遣に関する手続き）。
- ウ 県は、必要な場合、市に公衆衛生医師等を派遣し、被災者の健康管理活動に対して技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。

（3）公益社団法人石川県栄養士会

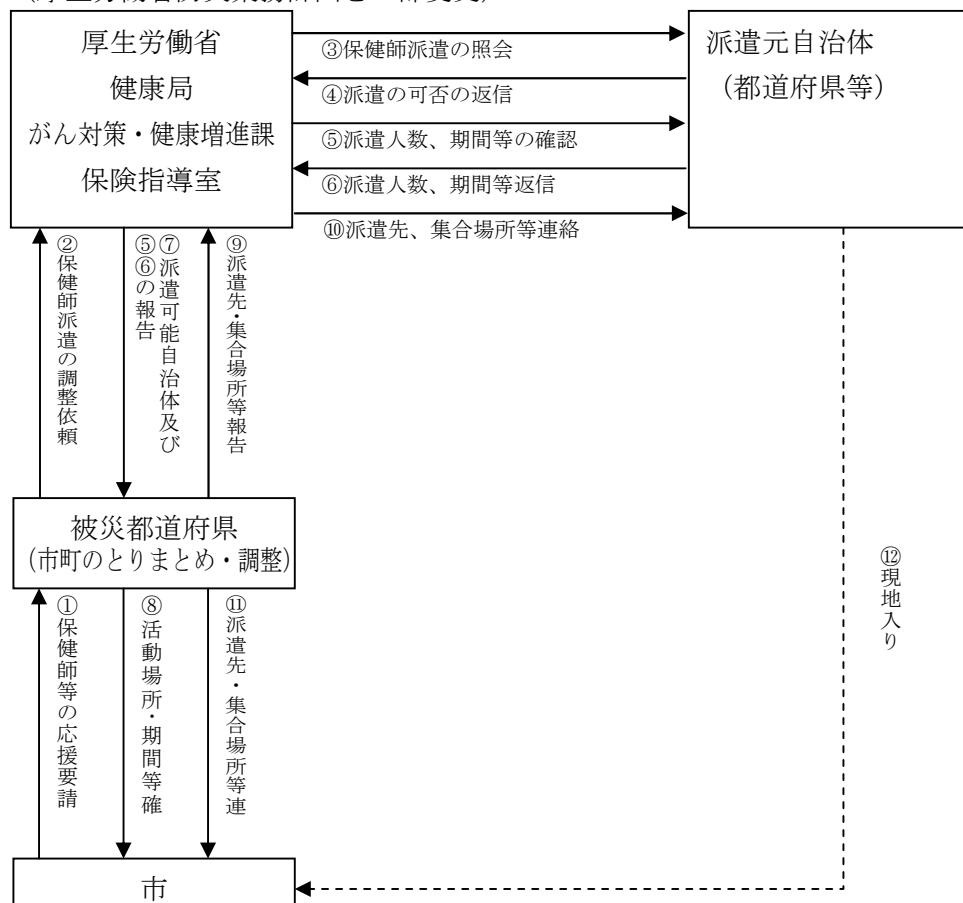
公益社団法人石川県栄養士会は、県から「災害時の医療救護等に関する協定書」に基づく栄養士又は栄養士班の派遣要請があったときは、栄養士又は栄養士班を派遣し、栄養・食生活支援活動を行う。

4 健康管理活動

- （1）健康管理活動にあたっては、民生・児童委員、介護支援専門員等との協力のもと、要援護者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- （2）保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。
- なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。
- （3）健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。

[図 災害発生直後の保健師派遣に関する手続き]

(厚生労働省防災業務計画を一部変更)

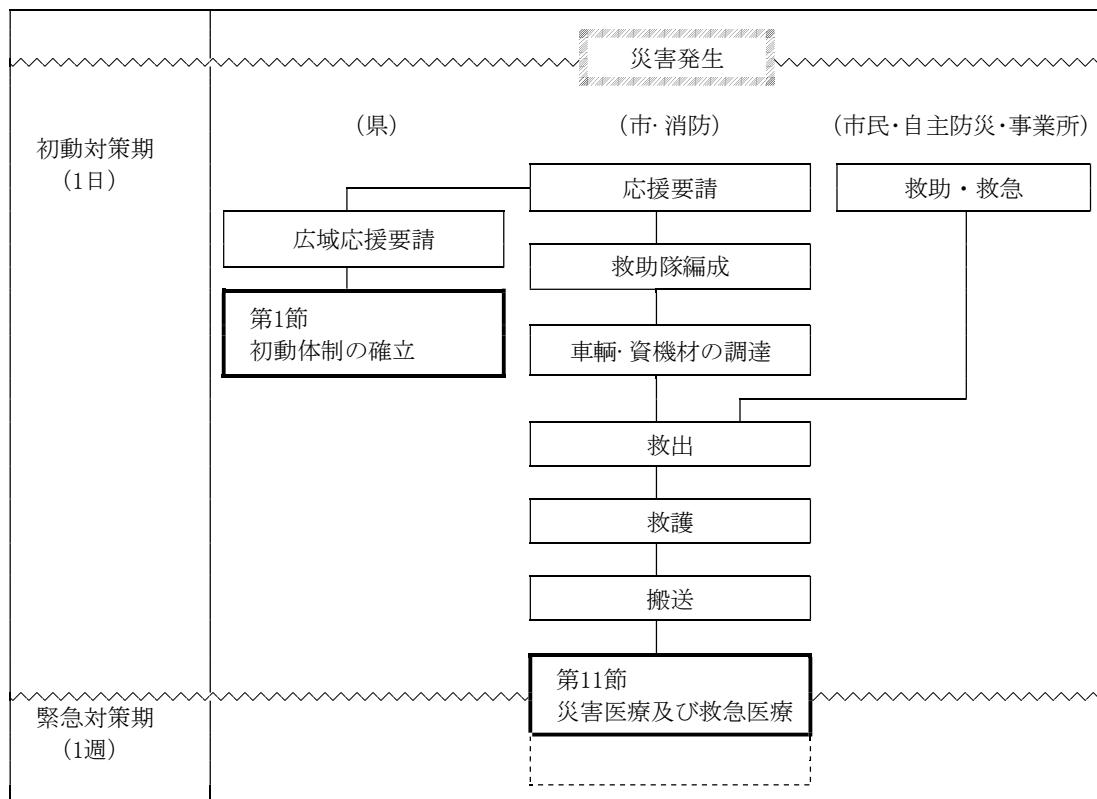


津波災害

第13節 救助・救急活動

全班、医師会、防災関係機関、市民、自主防災組織、事業所

救助・救急活動のフロー



1 基本方針

大規模津波の発生時には、流失した家屋の下敷等による負傷者など、救助・救急を要する事案が数多く現出するものと考えられることから、市及び防災関係機関は、相互に連携して市民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、現地対策本との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

2 実施体制

(1) 市民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 市及び消防本部

ア 被災者の救出は、消防職員及び消防団員を主体とした救出班により実施するものとするが、七尾警察署や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。

また、市民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 市及び消防本部の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他市町に応援を要請する。

(3) 防災関係機関

ア 防災関係機関は、市から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救出、救助

活動に当たる。

イ また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。なお、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

3 慘事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、**本章第7節「消防活動」5**による。

4 医療救護活動

医療救護活動については、**本章第11節「災害医療及び救急医療」**により実施する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、**本章第15節「災害救助法の適用」**による。

◇様式集 救護班活動状況

6 記録簿

医療及び助産を実施した場合に整備すべき記録簿は、次のとおりとする。

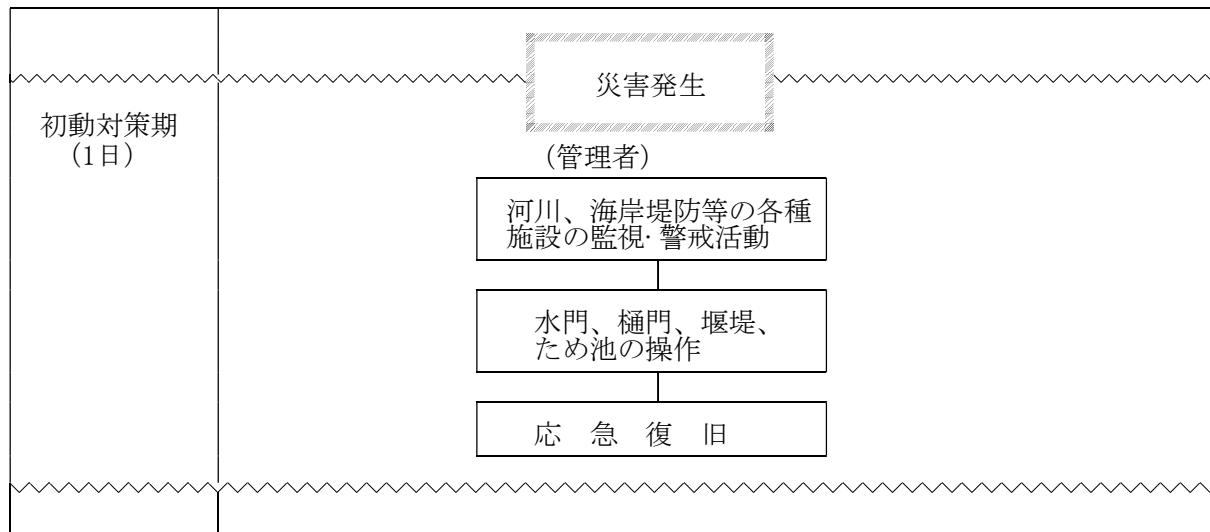
- 救護班診療記録
- 救護班医薬品衛生材料使用簿
- 救護班編成及び活動記録
- 医薬品衛生材料受払簿
- 病院、診療所医療実施状況
- 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- 助産台帳
- 助産関係支出証拠書類

津波災害

第 14 節 水防活動

全班、防災関係機関

水防活動のフロー



1 基本方針

市及び防災関係機関は、地震に伴う津波や洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

また、津波が発生し、又は発生する可能性がある場合には、水防活動にあたる者は、津波到達時間内においては安全が確保できる場所に待機するものとする。

2 監視、警戒活動

大津波警報・津波警報・注意報が発令された時、又は地震、津波による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「七尾市水防計画」及び「七尾鹿島消防本部異常気象時警備計画」の定めにより行う。(本章第2節「大津波警報・津波警報・注意報の発表」参照)

3 応急復旧

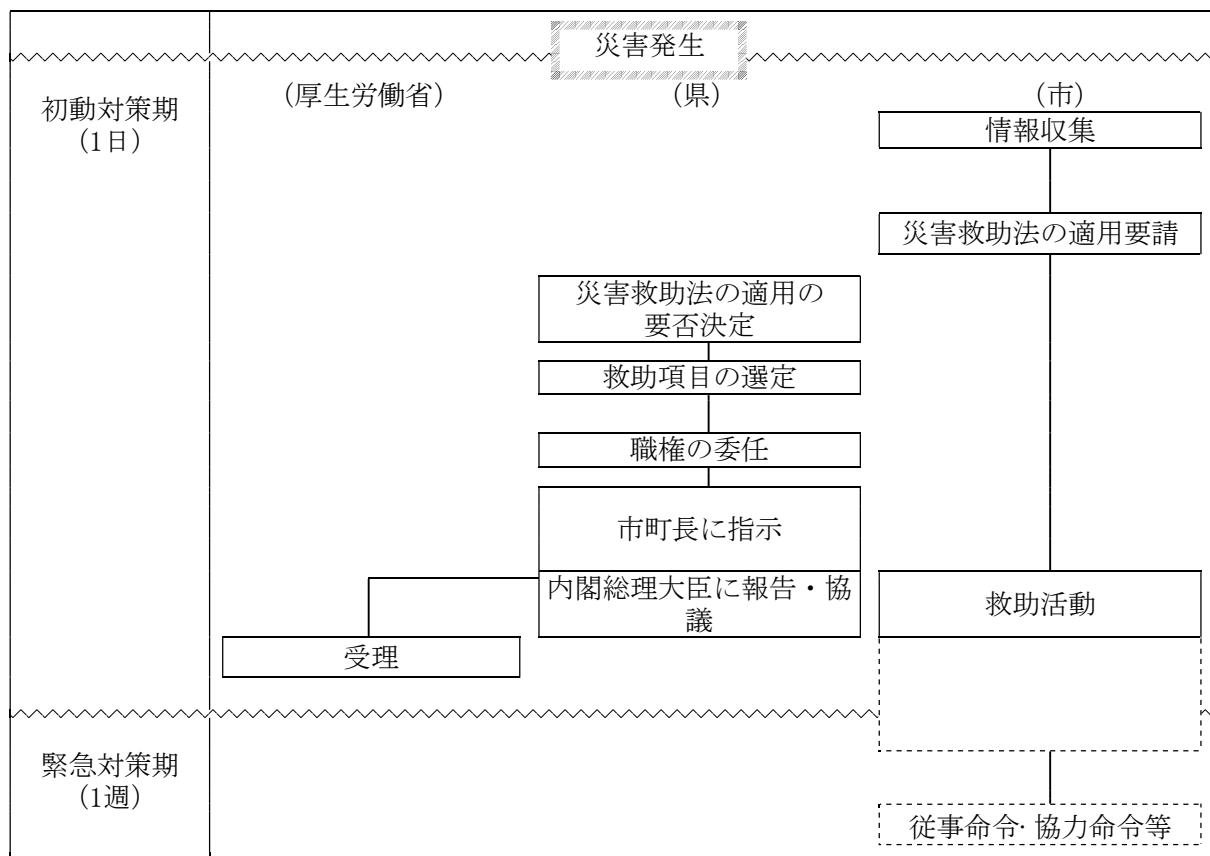
水防計画の基づき、市の水防管理者が行う巡視により地震、津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、各施設の管理者は迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

津波災害

第 15 節 災害救助法の適用

防災班、総務班、教育班

災害救助法の適用のフロー



1 基本方針

市長は、市内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助を実施すると判断したときは、知事に対しその状況を明らかにして要請を行う。

なお、市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

2 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法は、市町村の人口に応じて一定の基準に達したときに適用されるが、当市の災害救助法適用基準は次のとおりである。（人口 50,000 人以上 100,000 人未満の場合）

(1) 適用基準 1（令第 1 条第 1 項第 1 号）

市域内の被害世帯が 80 世帯以上のとき。

(2) 適用基準 2（令第 1 条第 1 項第 2 号）

被害世帯が 1 の基準に達しないが、県下の被害世帯数が 1,500 世帯以上であって、市域内の被害世帯数が 40 世帯以上のとき。

(3) 適用基準 3（令第 1 条第 1 項第 3 号）

被害世帯が 1 又は 2 の基準に達しないが、県下の被害世帯数が 7,000 世帯以上の場合で

あって、当市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるときは、又は災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 適用基準4（令第1条第1項第4号）

被害世帯が1、2及び3の基準に達しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

（注）被害世帯数の換算は次のとおりである。

- 1 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
- 2 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
- 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

3 適用手続

市長は、市内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、その旨を知事に報告する。

なお、緊急を要し知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認めるときは、知事に委任を受けて救助の実施に関する職種の一部を行う。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準による。

但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（令9条第2項）

5 災害救助法に基づく救助の実施

(1) 県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたてて、適切かつ効果的な救助を行う。

(2) 別表「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市長が行うこととする。

この場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

（令第17条第1項）

(3) 知事は、前項(2)の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない（令第17条第2項）

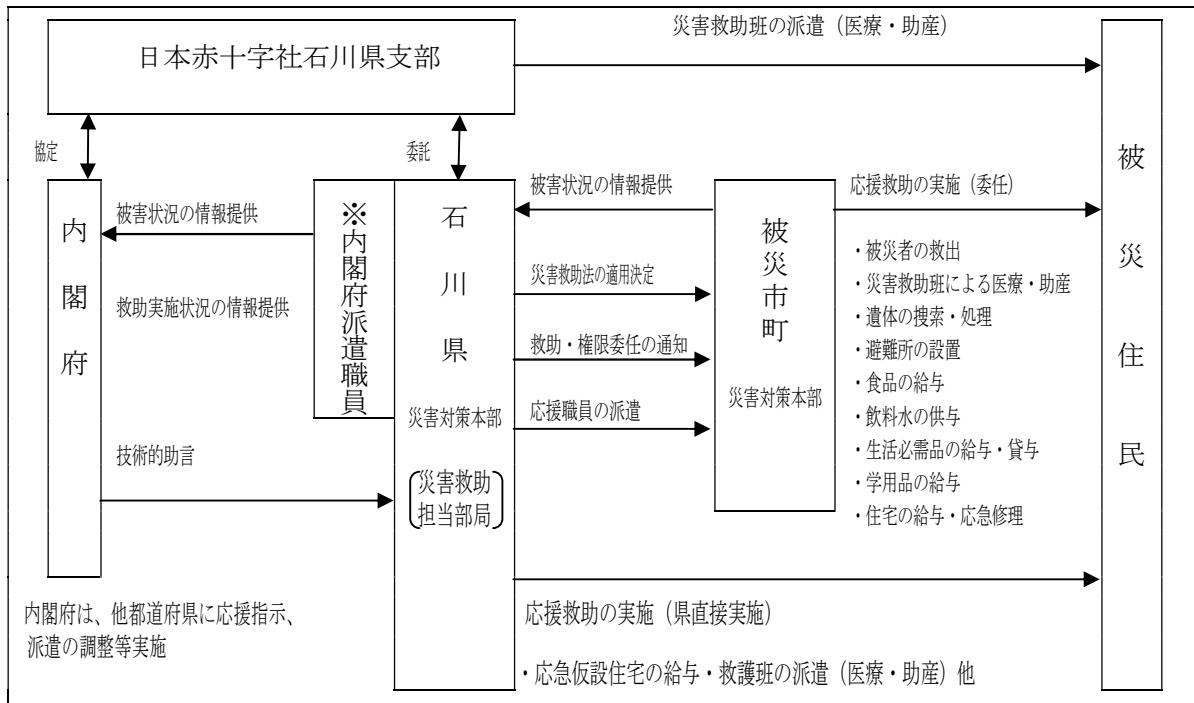
(4) 知事は、「災害救助法に基づく業務委託契約書（令和2年12月25日）」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。

◇資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償の基準

6 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常市が実施し、災害救助法による救助に準じてあらかじめ市地域防災計画に定めておく。

[災害発生からの応急救助までのフロー]



津波災害

第 16 節 災害警備及び交通規制

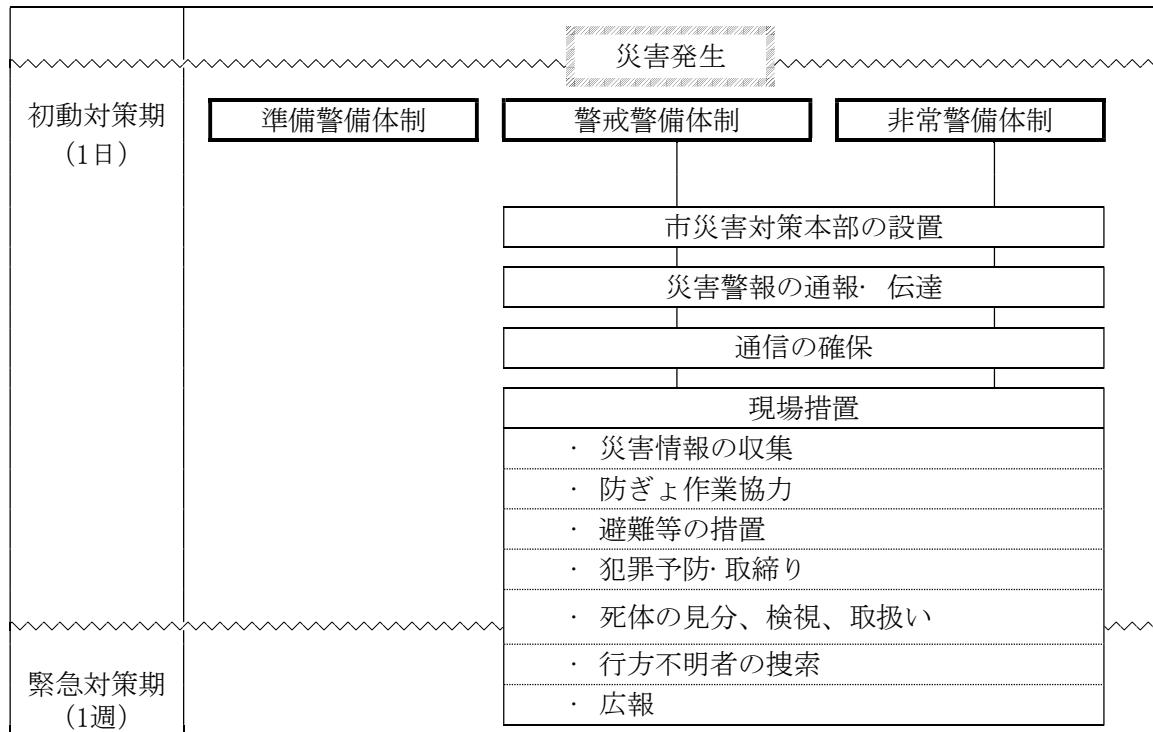
土木班、警察署、七尾海上保安部、道路管理者

1 基本方針

津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、七尾警察署及び七尾海上保安部は、市民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

2 災害警備体制

[災害警備のフロー]



(1) 警備体制

警備体制	警備体制の基準
準備警備体制	津波情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき。
警戒警備体制	津波災害により県内に相当の被害発生が予想されるとき。
非常警備体制	津波災害で大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。

(2) 警備本部

ア 警察

警備体制の種別に応じて、警察本部及び関係警察署に所要規模の警備本部等を設置する。

イ 海上保安部

地震、津波災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、警戒警備等の必要な

措置を講ずる。

(3) 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。

〔災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定〕

協定者	協定締結日	TEL	FAX
石川県 (社) 石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-281-6670	076-281-6671

(4) 災害警備対策

ア 災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に一般住民へ周知徹底させるように努める。

イ 通信の確保

(ア) 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。

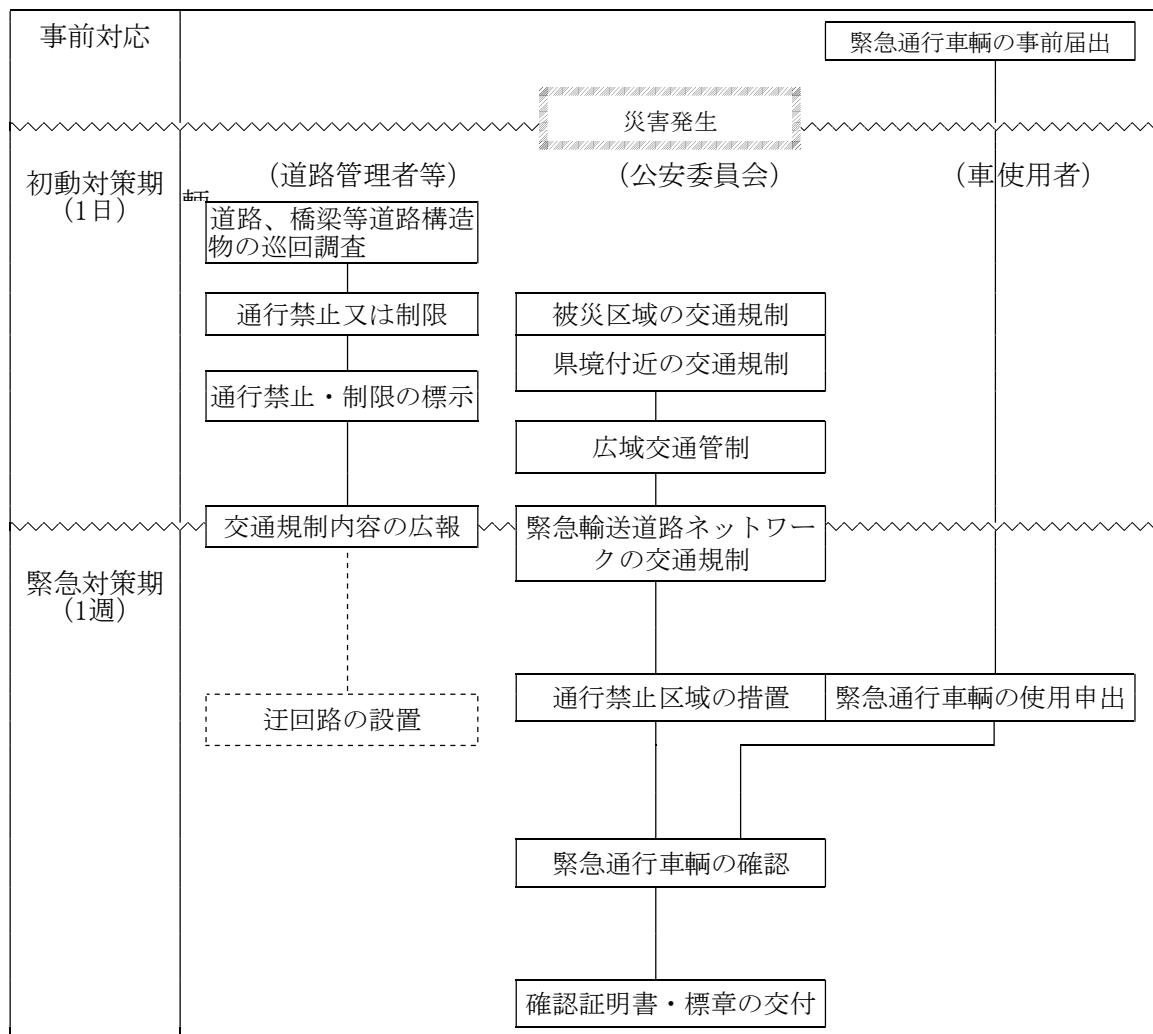
(イ) 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応ずる。

ウ 現場措置等

(ア) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集
(イ) 防ぎよ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎよ活動に協力する。 b 防ぎよ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破堤をめぐる利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。
(ウ) 避難等の措置	a 市民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。
(エ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乘じた盜難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
(オ) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調書（死体見分調書）を添えて市長に引き渡す。
(カ) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。
(キ) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。

3 交通対策

[交通対策のフロー]



(1) 陸上交通規制

ア 交通規制の実施機関及び理由

実施機関			交通規制の理由
道路管理者等	一般国道	国土交通省又は県	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。 2 道路工事のため止むを得ないと認められるとき。
	県道	県	
	市道	市	
	臨港道路	県又は市	
	漁港道路	県又は市	
公安委員会	警察署長 警察官		1 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。

道路管理者等と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市に通報する。通報を受けた市は、その道路管理者等又は七尾警察署に速やかに通報する。

ウ 各実施責任者の実施要領

道路管理者等は、災害の発生したとき又は発生するおそれがあるときは、道路、橋梁、交通施設の巡回調査に努め、危険が予測され、又は発生したときは、速やかに次の要領により規制する。

(ア) 道路管理者等

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

- a 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者等がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- b 知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- c 災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- d 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府、建設省令第3号）の定める様式により標示を行う。
- e 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示及び報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

(イ) 警察（公安委員会）

災害により道路の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、及び災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送等に緊急交通路を確保するために必要があると認めるときは、(一社)石川県警備業協会の協力を得て、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

a 被災区域の交通規制等

被災地の警察署は、被災区域の外周の要所において被災地へ侵入する車両の通行禁止又は制限をする。

b 県境付近の交通規制

地震発生後、県警高速道路交通警察隊及び関係警察署は、富山、福井両県に接する道路からの車両の県内侵入を禁止又は制限する。

c 広域交通管制

警察本部は、被災地域及び緊急通行路線を重点に交通情報の収集に努め、緊急交通路線を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、隣接県警察とも緊密な連携を行い、広域的な交通管制の実施に努める。

d 緊急輸送道路ネットワークの交通規制

災害応急対策等に必要な人員、物資等の輸送等緊急輸送道路ネットワークを確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必要な路線、区域、区間等を指定して、当該緊急通行車両（知事又は公安委員会において、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し、又は規制する。

e 通行禁止区域等の措置

- (a) 警察署は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障がある認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対して、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (b) (a)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
- (c) 警察（公安委員会）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため、必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(d) 自衛官及び消防吏員の措置

前号「e 通行禁止区域等の措置」については、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員がその措置をとることができる。

エ 規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合は、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 5 条第 2 項に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導に当たる。

(ア) 規制標識

- a 道路法第 45 条（公安委員会の交通規制）によるもの
- b 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 4 条（道路標識等の設置等）によるもの
- c 災害対策基本法施行規則第 5 条（災害時における交通の規制に係る表示の様式等）第 1 項によるもの

(イ) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

- a 禁止又は制限の対象
- b 区間又は区域
- c 期間及び理由

この場合には、迂回路を明示して、一般通行車両の協力を求める。

オ 緊急通行車両確認証明及び標章

(ア) 緊急通行車両としての要件

- a 道路交通法第 39 条の緊急自動車
- b 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災

害応急対策を実施するための運転中の車両であって、知事又は公安委員会の確認に係る標章及び証明書が提示されたもの

(イ) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であるとの確認について事前届出を実施し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。

なお、事前届出に関する手続きの詳細については、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」による。

(ウ) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、災害対策基本法施行令第33条に基づき車両の仕様車の申出により、知事又は公安委員会が行う。

特に、地震災害の場合は、輸送路の混乱により生活必需物資の不足を生じ、物資の緊急輸送が必要とされるので、物資輸送の緊急性の判断は、交通規制との関連において県災害対策本部と公安委員会の協議によって行う。

また、災害時に他県へ又は他県から緊急に物資を輸送しようとする緊急通行車両の確認については、輸送先の県警察本部及び県災害対策本部とも連携をとり処置する。

なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。また、警察本部と警察署は、円滑な交付を行うために、標章及び確認証明書の十分な備蓄を行うものとする。標章及び確認証明書は、下記様式のとおりである。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

カ 運転者のとるべき措置

- 走行中の車両は、次の要領により行動する。
 - ・できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ・停車後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ・車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
- 避難のために、車両は使用しないこと。

(2) 海上交通規制

七尾海上保安部は、港域及びその隣接海域において、必要に応じて次の措置をとる。

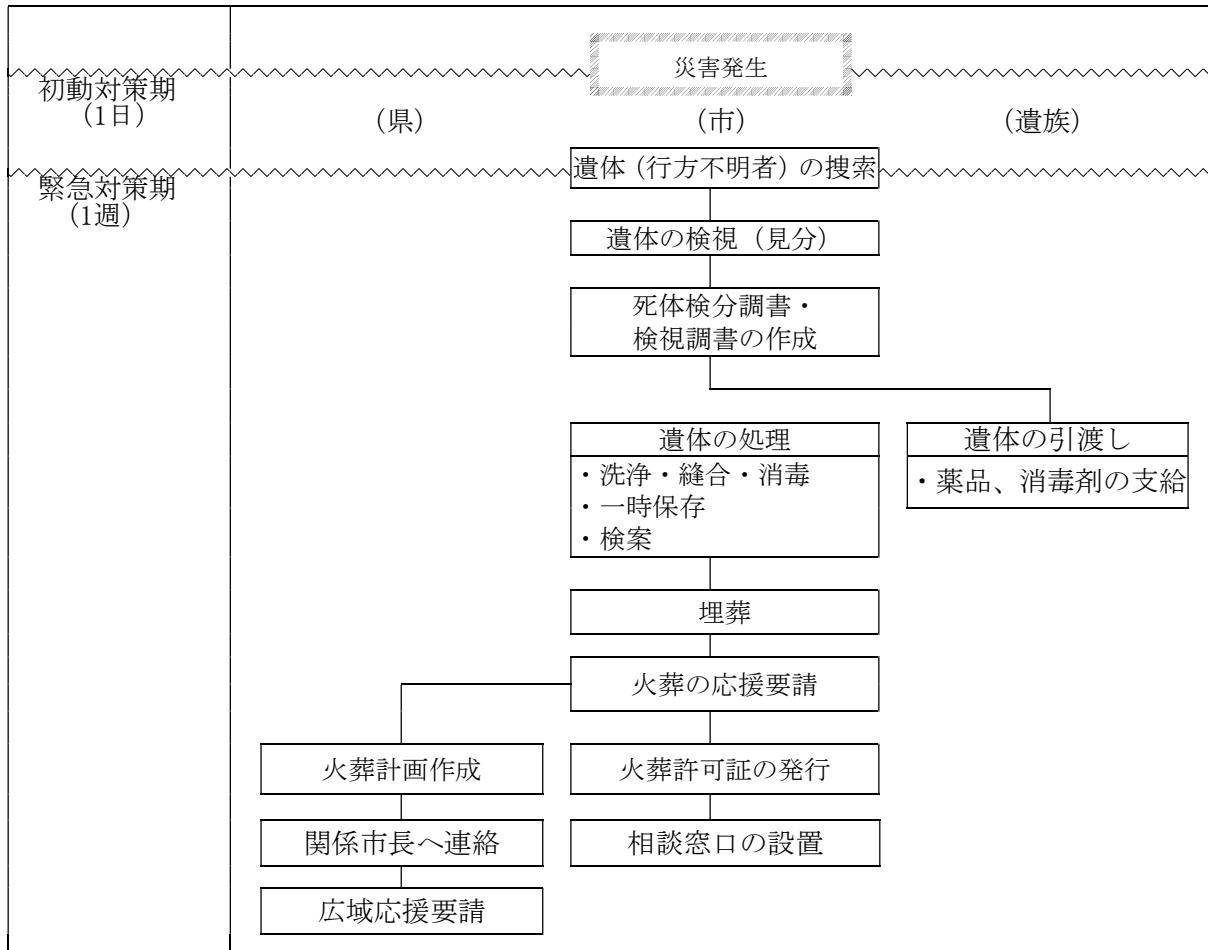
- 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずる。その際、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 水路の水深に変化を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- 航路標識が破壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。

津波災害

第 17 節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬

防災班、総務班、災害救助班、医師会、県能登中部保健福祉センター
警察署、消防班、海上保安部

行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬のフロー



1 基本方針

津波災害時において死亡していると推定される人については、搜索及び収容を行い、死者については応急埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の搜索

市は、行方不明者及び遺体の搜索を七尾警察署、七尾海上保安部及び消防本部の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。

搜索に関しては、関係機関の情報交換、搜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

3 遺体の検視(見分)及び処理

市は、検案、遺体の検視(見分)、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医師会、歯科医師会、医療機関等と調整を図り実施する。

(1) 遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、検視（見分）を行い、検視調書（戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 92 条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び遺体見分調書を作成して、当該遺体を遺族に引き渡す。

(2) 遺体の処理

市は、遺体処理場所を借り上げ、若しくは仮設し、医療救護班又は医師が遺体の検査、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行い、埋葬までの間安置する。

4 遺体の埋葬

市は、身元が判明していない遺体の埋葬を実施する。また、身元が判明している遺体の埋葬に当たっては、市は火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

遺体多数により火葬しきれない場合は、県に応援要請を行う。

(2) 火葬認可証の発行

市は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

(3) 埋葬に関する相談

市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

(4) 身元不明の遺体処理

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬については、警察と協議して処理する。

5 安否確認

市は、行方不明者の届出等の受付窓口を明確にするとともに、届出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にして、行方不明者の情報収集・把握に努める。

なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

七尾警察署長は、市長と緊密に連携し、市の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。

(2) 遺体の搜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救助活動と併せて関係機関の行う遺体及び行方不明者の搜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。

7 海上保安部の措置

- (1) 災害により市周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇により搜索を実施する。
- (2) 収容した遺体は、市長と連絡を密にして、家族又は市長に引き渡す。

8 記録簿

市は、遺体搜索、処理及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿を整備保存しておく。

- 遺体搜索状況記録簿
- 遺体処理台帳
- 埋葬等台帳
- 遺体搜索、遺体処理及び埋葬関係支払証拠書類
- 遺体搜索用機械器具燃料受払簿
- 遺体搜索用機械器具修繕費支払簿

9 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、**本章第15節「災害救助法の適用」**による。

◇様式集 埋葬台帳

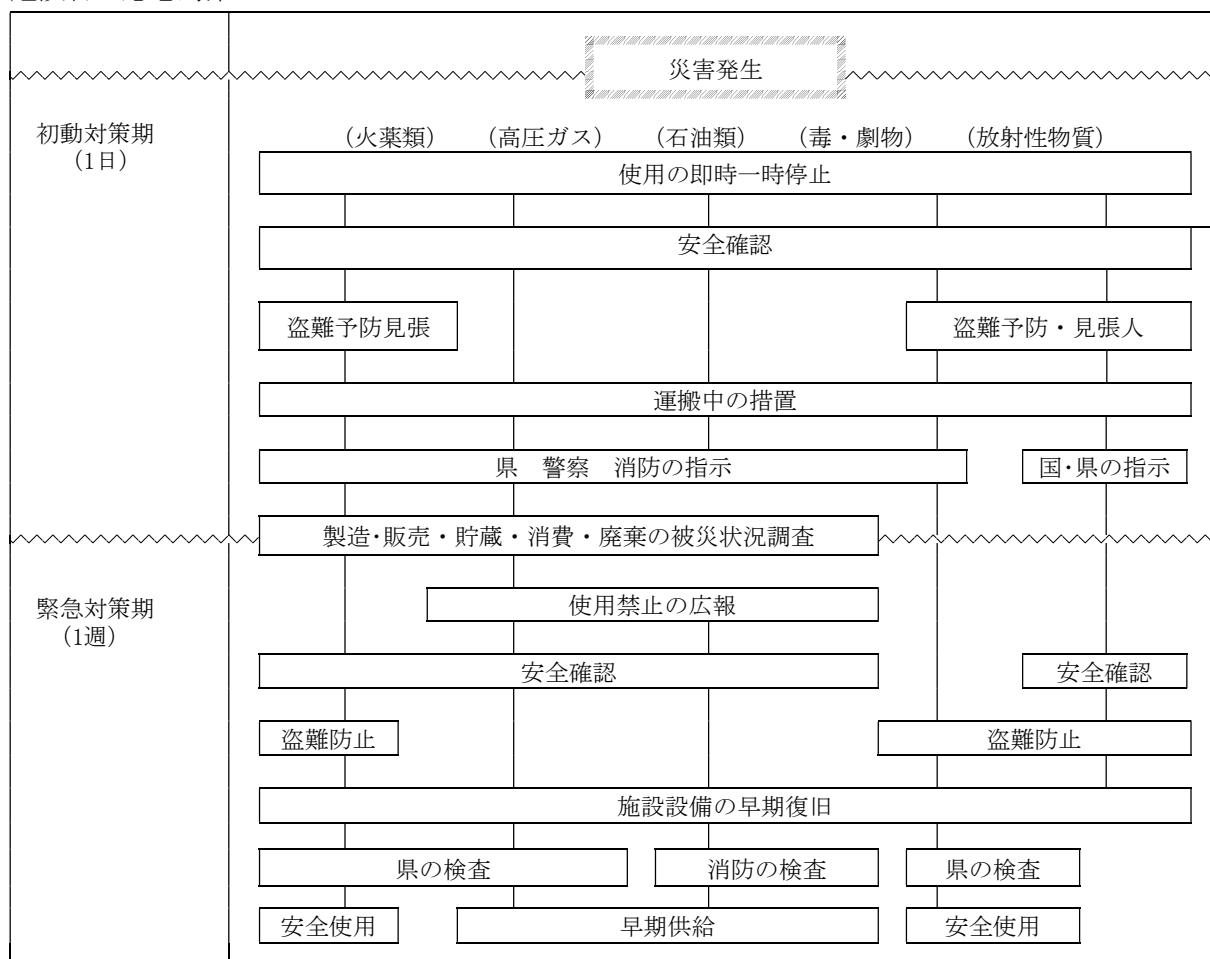
◇様式集 死体処理台帳

津波災害

第 18 節 危険物の応急対策

総務班、県能登中部保健福祉センター、消防班、警察署

危険物の応急対策のフロー



1 基本方針

危険物施設等が被災した場合は、迅速かつ的確な情報を把握し、被害の拡大防止や火災、中毒などの二次災害を防止し、市民の安全確保に努めるとともに、早急復旧に努める。

2 火薬類

(1) 応急措置	<p>ア 火薬庫が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盜難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。</p> <p>イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県及び七尾警察署の指示に従う。</p> <p>ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。</p>
(2) 応急復旧	盜難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

3 高圧ガス

(1) 応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、七尾警察署の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。 エ 販売業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
(2) 応急復旧	ア 施設設備は、法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関に検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、安全が確認された場合は早期に供給を図る。

4 石油類等

(1) 応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、七尾警察署の指示に従う。 ウ 販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被害状況を調査し、安全を確認するまで実施しない。 エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
(2) 応急復旧	ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防本部等の監督機関の検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

5 毒物劇物

(1) 応急措置	ア 保管庫等が被災した場合は、営業者等は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盜難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合、営業者等は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。
(2) 応急復旧	盜難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

6 放射性物資

(1) 応急措置	ア 保管庫等が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、国及び県等の指示に従う。
(2) 応急復旧	盜難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、安全に万全を期す。

7 応急復旧の活動体制の確立

- (1) 施設関係者は、日頃から職員の非常配備体制を確立する。
- (2) 応急復旧活動のための緊急用資機材については、備蓄に努める。

津波災害

第19節 ライフライン施設の応急対策

上下水道班、北陸電力、西日本電信電話

1 基本方針

電力施設、通信施設、上下水道施設のライフライン施設は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

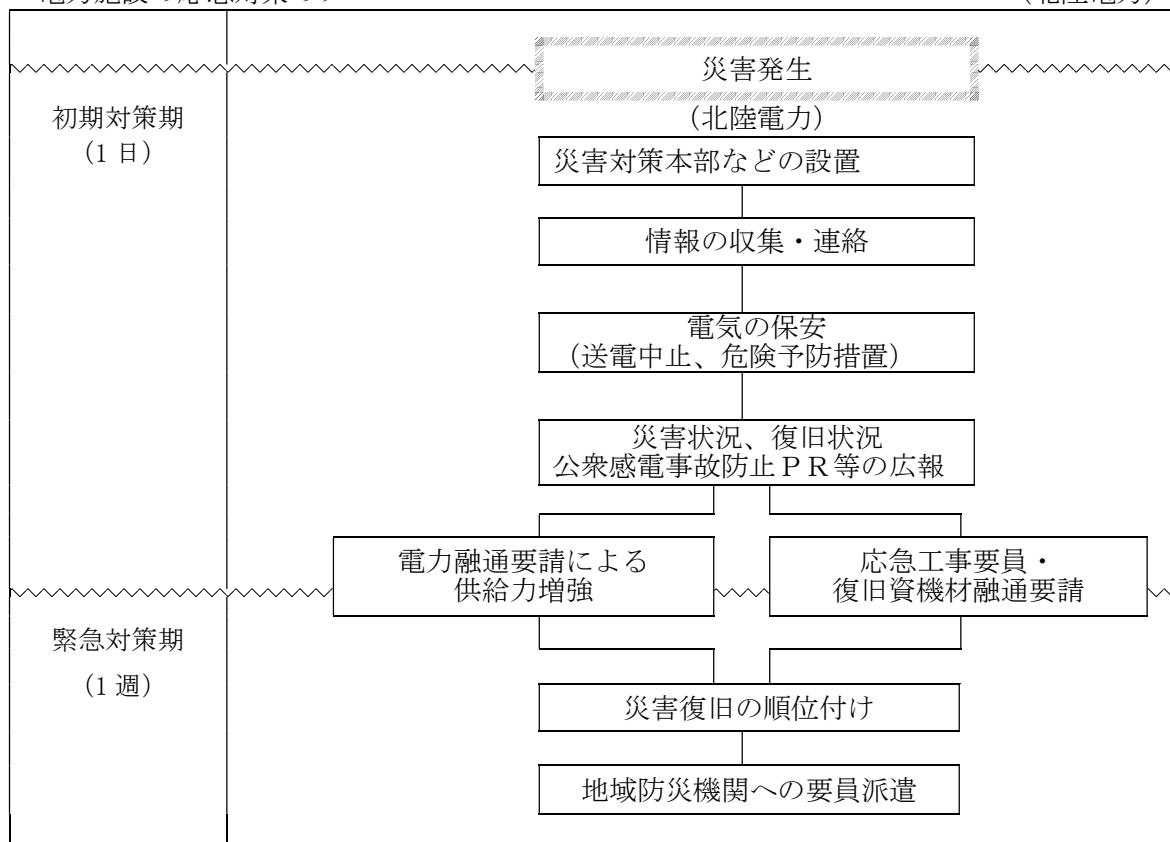
このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

また、市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

2 電力施設

電力施設の応急対策のフロー

(北陸電力)



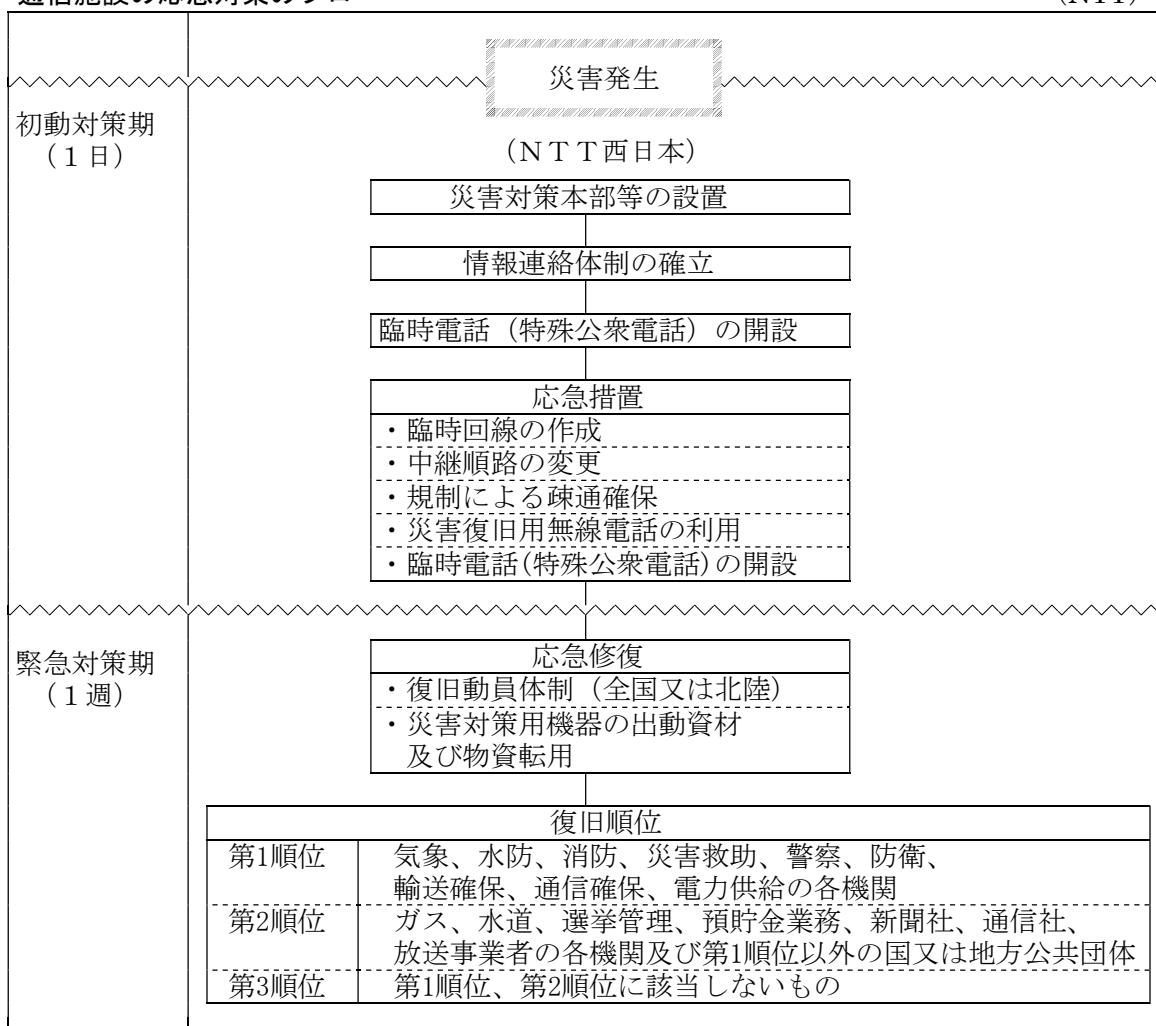
北陸電力株式会社七尾支店は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努めるものとし、復旧に当っては防災基幹施設（災害対策本部、医療施設、避難所、警察、消防等）を最優先とする。

なお、応急復旧の詳細は同社防災業務計画による。

3 通信施設

通信施設の応急対策のフロー

(NTT)

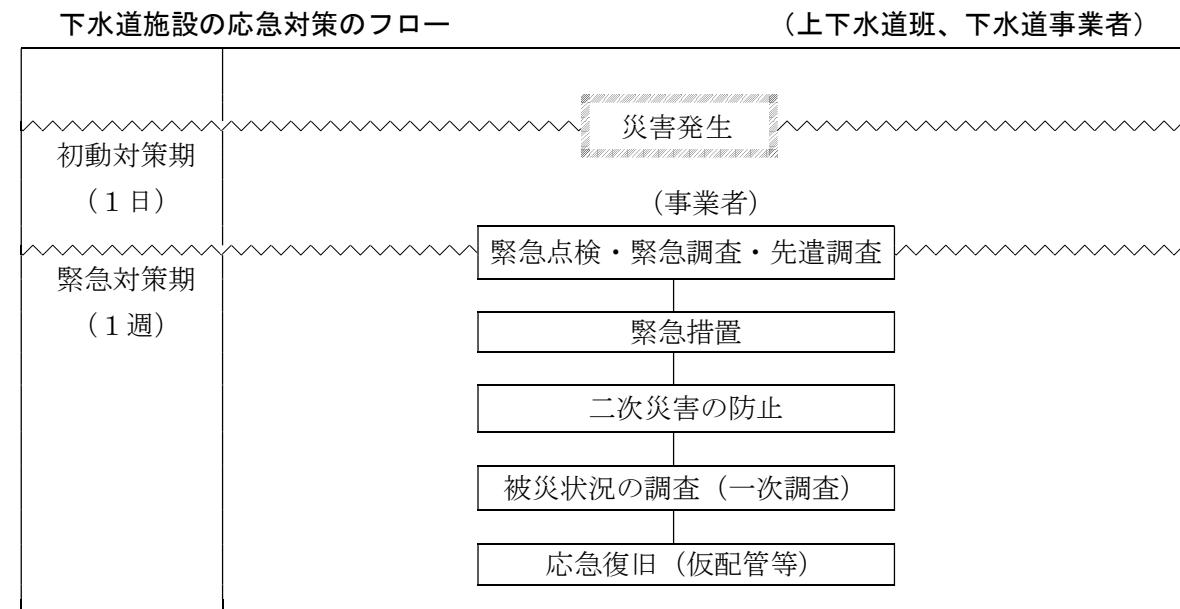


NTT西日本は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。

- (1) 災害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても、重要な施設の通信を確保するため応急措置を実施する。
- (2) 被災した通信設備の応急復旧に当たり、応援計画及び復旧順位等については、NTT西日本が定める防災業務計画の定めるところによる。
- (3) 通信設備に災害が発生した場合、NTT西日本は、通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、通信設備の被害状況に応じて次の復旧順位により、復旧を図る。

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給に直接関係ある機関
第2順位	ガス・水道の供給に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

4 下水道施設等



(1) 動員体制の確立

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、応急対策を効率よく実施する。

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡回を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) 災害復旧用資機材の確保

上下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。

(6) 応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

(7) 広報活動

地震発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

(8) 応援体制

被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。

- 「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」

- 「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」
- 「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」

津波災害

第20節 公共土木施設等の応急対策

農林水産班、土木班、北陸地方整備局、県中能登土木総合事務所、県七尾港湾事務所、
県中能登農林総合事務所、放送事業者、西日本旅客鉄道、のと鉄道、七尾鹿島建設業協会

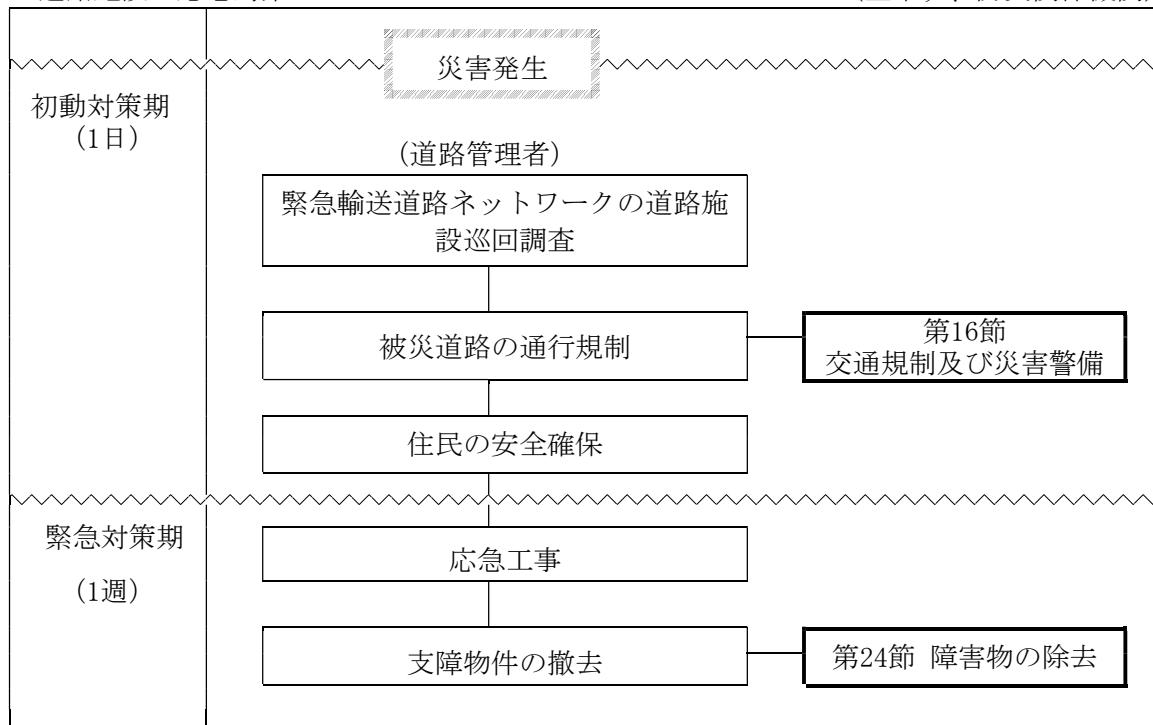
1 基本方針

道路、河川、海岸、港湾、漁港、放送施設、鉄道等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

2 道路施設

道路施設の応急対策のフロー (土木班、防災関係機関)



(1) 応急措置

道路管理者又は公安委員会は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限あるいは禁止の措置及び迂回路の選定等の対策を講じ、市民の関係機関等の協力関係に努める。

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

[災害時における応急対策工事に関する基本協定]

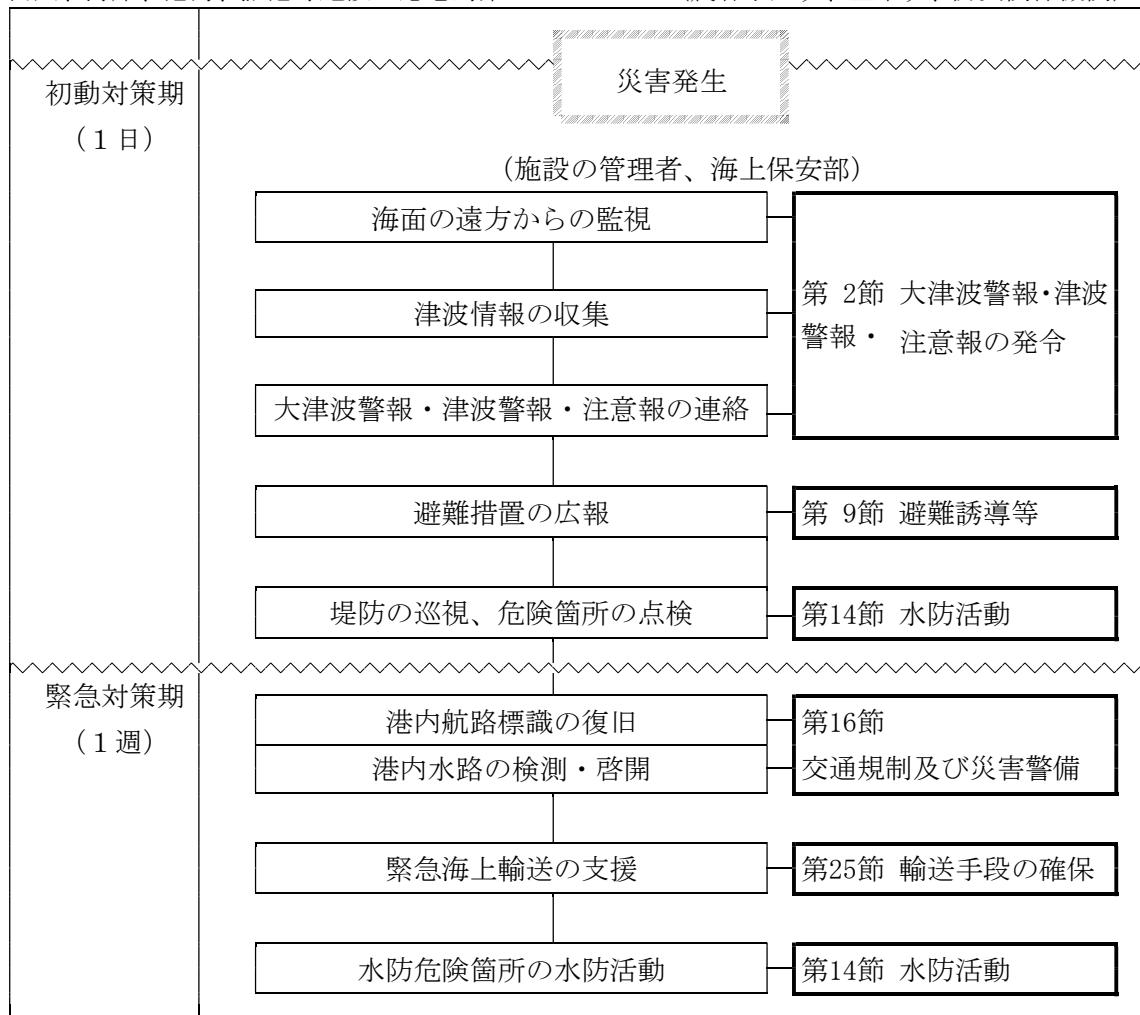
協定者	協定締結日	TEL	FAX
七尾市 (一社) 七尾鹿島建設業協会	H10.3.31	0767-53-2173	0767-53-2344

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて七尾警察署の立会いを求め、直ちに撤去する。(本章第24節「障害物の除去」参照)

3 河川、海岸、港湾、漁港等施設

河川、海岸、港湾、漁港等施設の応急対策のフロー (農林水産班、土木班、防災関係機関)



(1) 応急措置

- ア 市は、地震を感じたら津波被害を防止するため、安全な場所から海面の監視を実施するとともに、放送機関による津波情報を視聴するなどの自衛措置をとる。
- イ 市及び海上保安部は、津波予報の伝達を受けた場合、津波災害対策編等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行う。
- ウ 水防計画に基づき、市等の水防管理者は、施設管理者と協力し、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡回を行い、危険箇所の点検等を行う。

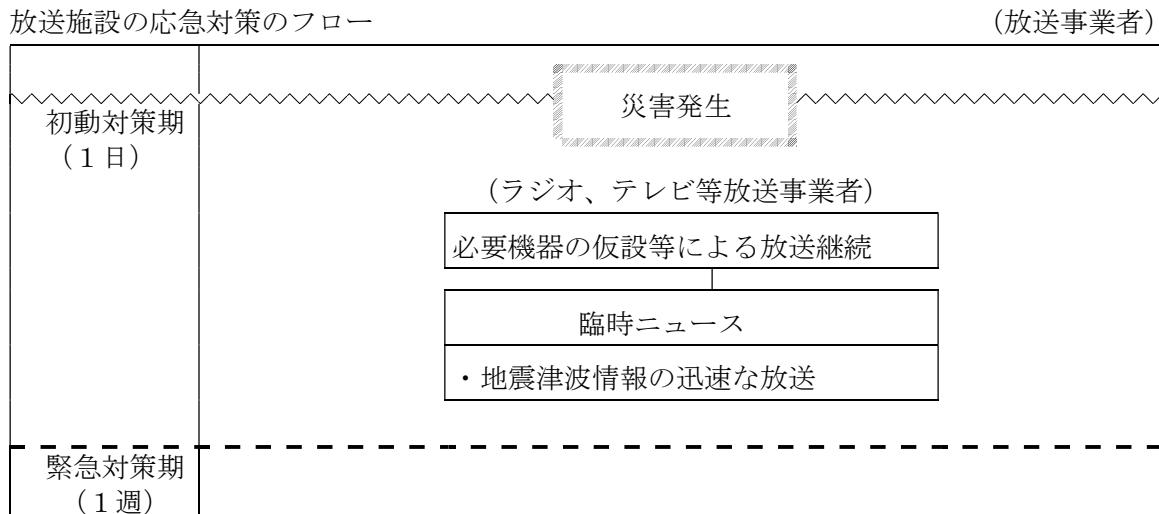
(2) 応急復旧

- ア 河川、海岸、砂防の施設管理者は、被害の状況により、降雨等による水害・土砂災害、及び高潮、波浪、潮位の変化による浸水に備え、二次災害防止の措置を行う。
- イ 港湾等施設の管理者及び七尾海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。
 - (ア) 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施
 - (イ) 緊急海上輸送の支援

災害時における応急対策工事に関する基本協定

協定者	協定締結日	TEL	FAX
七尾市 (一社) 七尾鹿島建設業協会	H10.3.31	0767-53-2173	0767-53-2344

4 放送施設



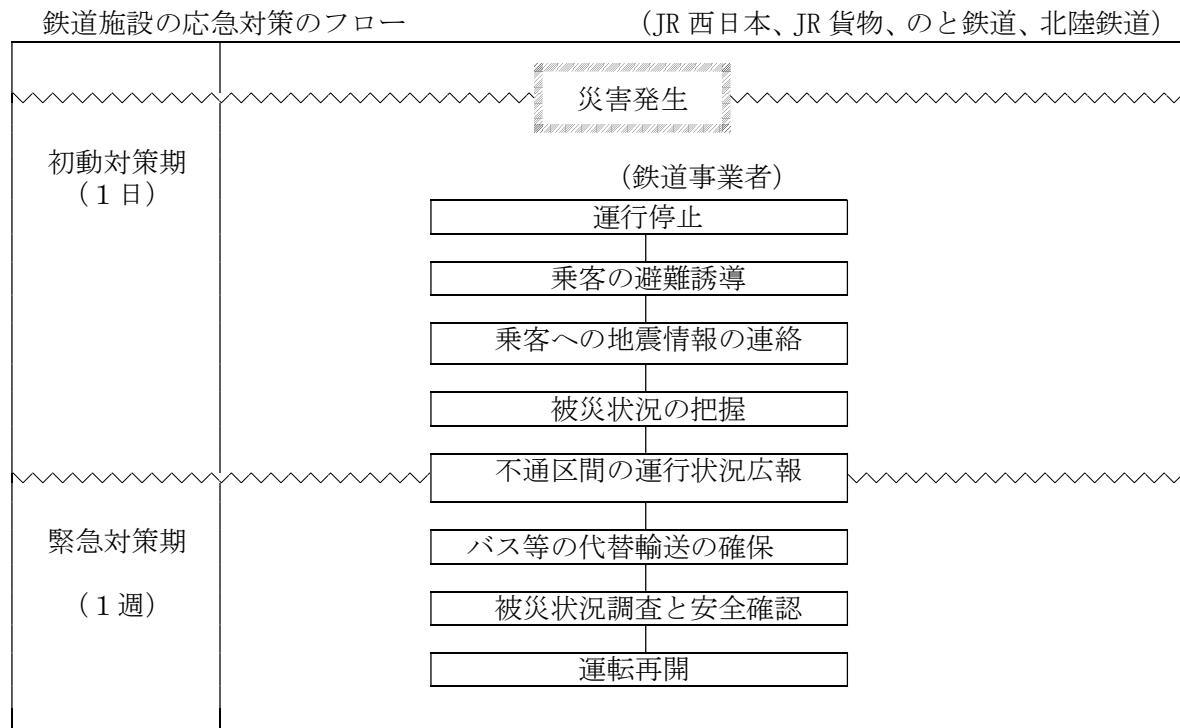
(1) 応急措置

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合、直ちに機器の応急仮設等必要な措置を講じ、放送の継続に努める。

(2) 応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じ、速やかに応急復旧を図る。

5 鉄道施設



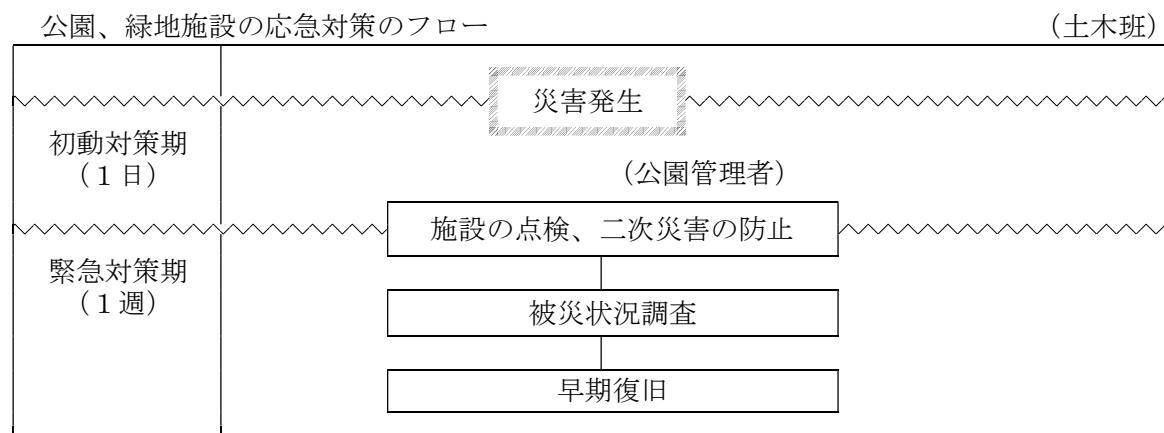
(1) 応急措置

- ア 乗客に気象情報等を正確に伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動を行い、乗客等の安全確保を図る。
- イ 不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧

- ア 被災状況を調査し、安全を確認した後、運転を再開する。
- イ 被災した鉄道施設等については、迅速な応急復旧を実施する。復旧状況については広報する。

6 公園 緑地



(1) 応急措置

公園管理者は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

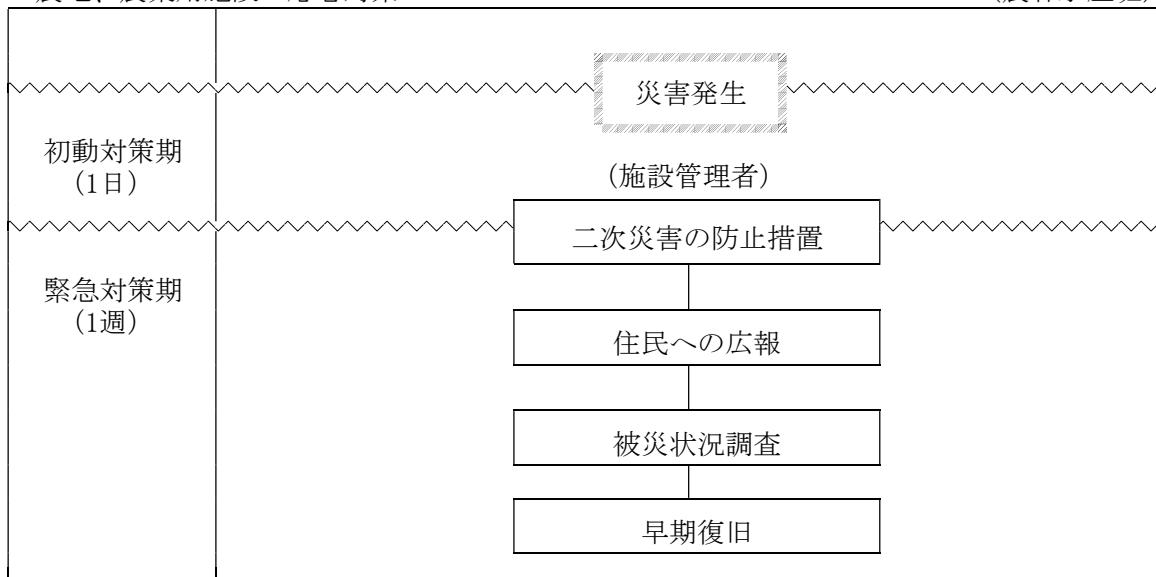
(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

7 農地、農業用施設等

農地、農業用施設の応急対策のフロー

(農林水産班)



(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて市民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

8 公共建築物等

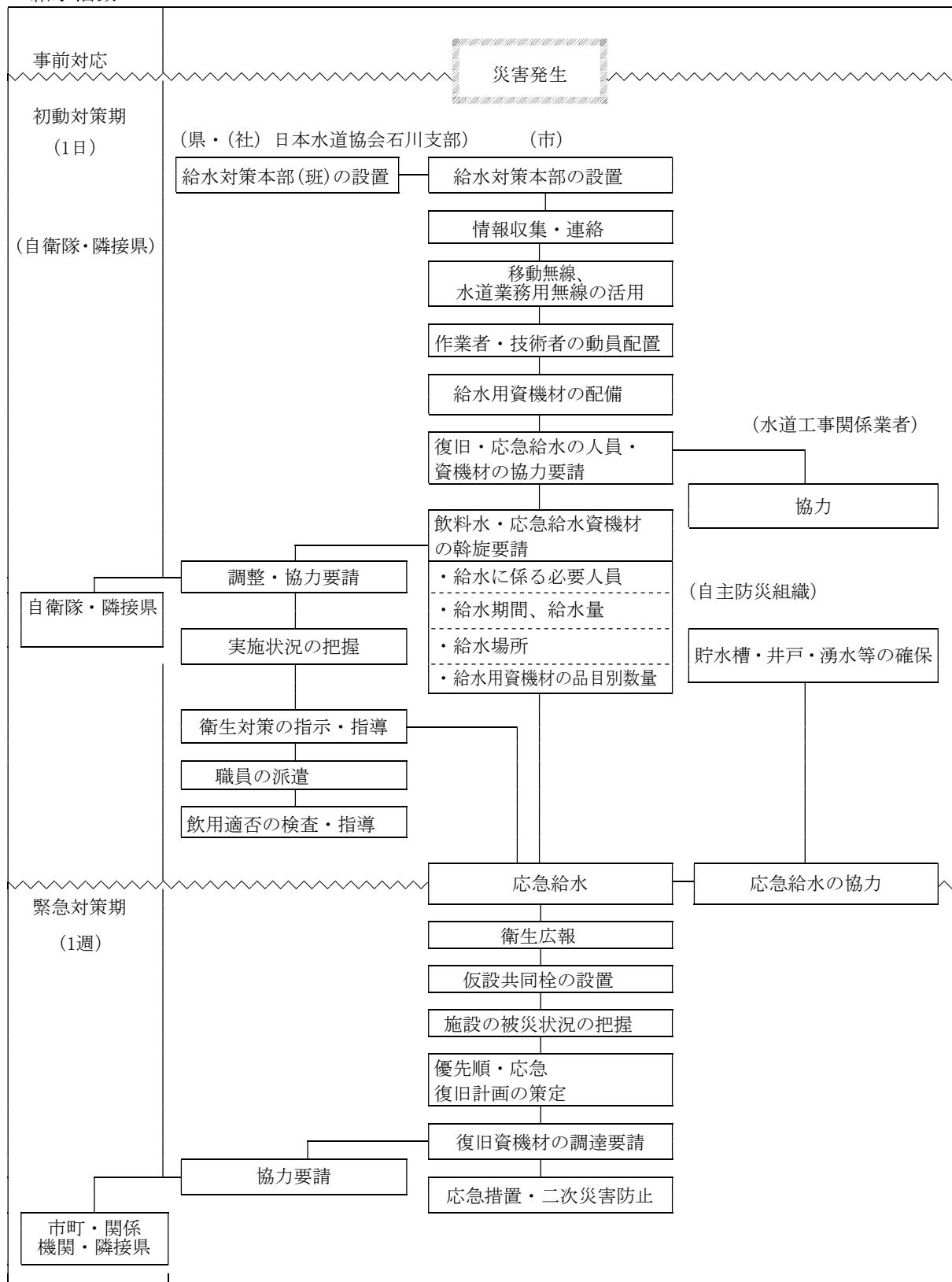
市及び県は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早急の復旧に努める。

津波災害

第 21 節 給水活動

上下水道班、広報班、県能登中部保健福祉センター、自主防災組織、管工事協同組合

給水活動のフロー



1 基本方針

津波災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、自衛隊及び関係機関等に応援を求め、速やかに応急給水を実施する。

◇七尾市水道地震対応マニュアル

2 給水対策本部の設置、運営

市は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、上下水道班に「給水対策本部」を設置し、県の「給水対策本部(班)」と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等の活動を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して、飲料水の確保状況等の情報を提供する。

(1) 動員及び給水用資機材の確保

- ア 動員計画に基づき、作業者や技術者を速やかに動員配置する。
- イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。
- ウ 七尾市管工事協同組合に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。
- エ 動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

(2) 情報の収集及び連絡

水道施設の被害状況の把握については、正確かつ迅速に収集、伝達する。

3 応急給水活動

円滑に応急給水するため、市及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任をもって給水活動を実施する。

(1) 市

ア 飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。

- 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難所及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難所などに給水拠点を拡大する。
- 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

イ 応急給水目標の目安

地震発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から 3 日まで (生命維持に必要な水量)	3 リッター／人・日	おおむね 1 km	耐震性貯水槽、タンク車
災害発生から 10 日まで (さらに炊事、洗濯等に必要な水量)	20 リッター／人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から 21 日まで (さらに最小限の浴用、洗濯等に必要な水量)	100 リッター／人・日	おおむね 100m	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から 28 日まで (通常の給水量の供給)	約 250 リッター／人・日	おおむね 10m	仮配管からの各戸共用栓

ウ 市で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。

なお、要請に際しては、上下水道班に担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

- 給水に必要とする人員数
- 給水を必要とする期間及び給水量
- 給水する場所
- 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量

エ 自ら飲料水を確保している住民に対し、衛生上の注意を広報する。

オ 災害発生後速やかに避難所や給水拠点等において仮設共同栓を配置し、生活に必要な最低限の水を供給するよう努めるものとする。なお、この場合の供給水量は一人一日 3 ℥を目標とし、飲料水及び生活用水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

(2) 自主防災組織

ア 災害発生後、仮設共同栓が設置されるまでの間は、市の応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火貯水槽の水等により、飲料水に確保に努める。

この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

イ 飲料水の運搬配分など、市の実施する応急給水に協力する。

4 施設の応急復旧活動

(1) 被害施設を早急に復旧するため、市民からの情報や職員による施設巡回により、速やかに施設の損壊状況及び漏水箇所等を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、各施設ごとに把握す

る。

イ 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

特に、主要送配水管路、配水地、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、発電所並びに変電所、福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

(2) 早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

(3) 復旧に必要な資材は、事前に確保しているものを使用するほか、不足する場合は、水道工事等関係業者に協力を要請し調達する。

(4) 管内で施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県に調達の要請を行う。

- 応急復旧作業に必要とする人員数
- 応急復旧作業に必要とする期間
- 応急復旧作業場所
- 応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

(5) 被災箇所復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合及び被害が拡大するおそれがある場合には、速やかに次による応急措置を行う。

ア 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。

イ 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

ウ 倒壊家屋や焼失家屋などの漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

〔災害時等における応急対策工事に関する基本協定〕

協定者	協定締結日	TEL・	FAX
七尾市	七尾市管工事協同組合	H17. 5. 27	0767-53-6738 0767-53-6728

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

◇様式集 飲料水の供給簿

6 記録等

市は、飲料水の供給を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保存する。

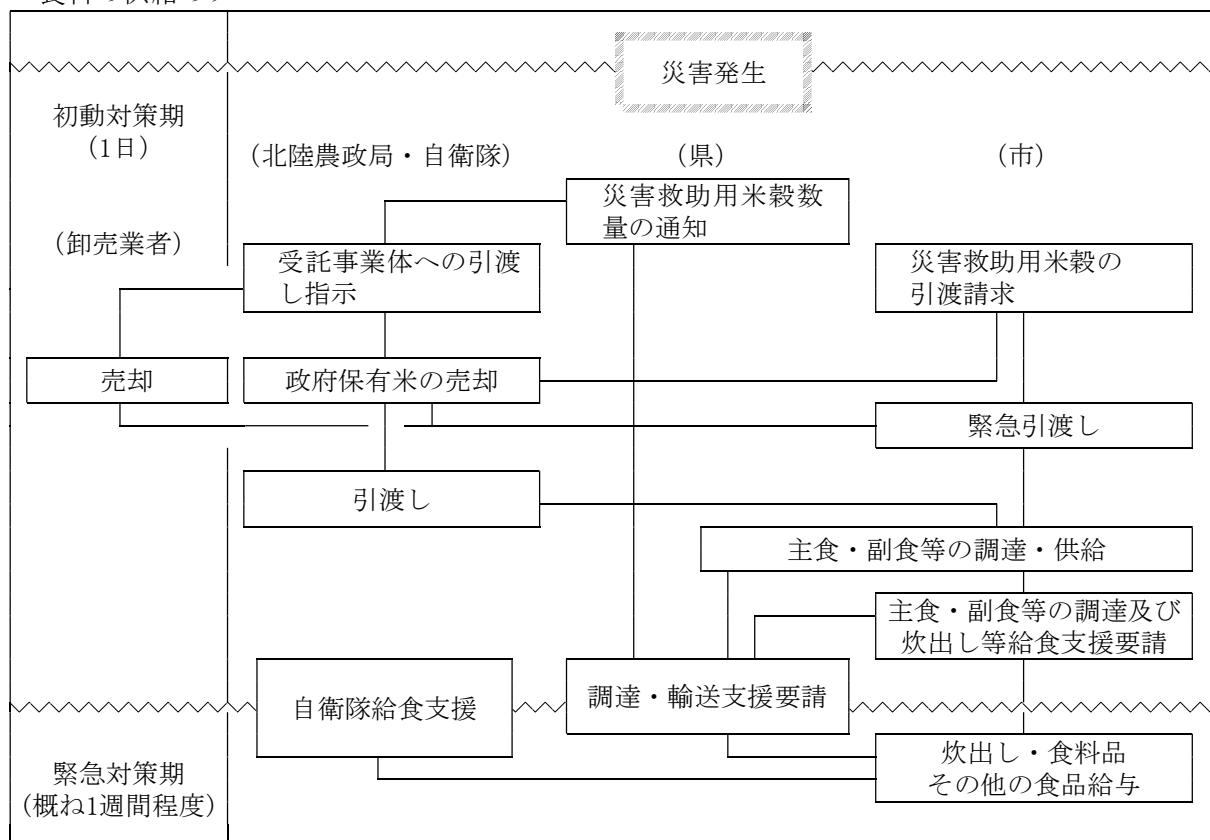
- 飲料水供給記録簿
- 飲料水用燃料、薬品資材受払簿
- 飲料水用機械器具修繕簿
- 飲料水供給のための支払証拠書類

津波災害

第 22 節 食料の供給

防災班、総務班、災害救助班、北陸農政局

食料の供給のフロー



1 基本方針

市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、この際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

2 実施体制

市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、実施に当たっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

3 災害時の応急配給

(1) 応急配給取扱

ア り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合。

イ り災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合。

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。

(2) 配給品目

配給品目は、原則として米穀とするが、実情によって乾パン及び麦製品とする。

◇資料編 備蓄物資等一覧表

◇資料編 災害応援協定一覧

4 主食の供給

(1) 米穀の数量等の通知

市長は、災害時において炊出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量等を知事に通知する。

(2) 災害救助用米穀の確保

ア 米穀の引渡し要請

市及び県は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受け入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省政策統括官に引渡し要請を行う。

イ 受託事業体への引渡し指示

農林水産省政策統括官は、市及び県から米穀の引渡し要請を受けた時は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

[災害等非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先]

連絡先	T E L	F A X
農林水産省政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391

(3) 非常用乾パン及び乾燥米飯の要請

災害の程度により炊出しができず、非常用乾パン及び乾燥米飯の配給が必要な場合は、直ちに県に引渡しを要請し、生パンについても必要に応じて購入し、応急に利用する。

5 副食及び調味料の確保

(1) 副食及び調味料については、民間関係事業者などから市が直接調達する。

ただし、市において調達が困難な場合は、県に要請し調達する。

◇資料編 備蓄物資等一覧表

◇資料編 災害応援協定一覧

(2) 市は、食料等の調達、供給にあたり、要援護者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

6 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

7 炊出し等の方法

炊出し等は市職員及び奉仕団体等に依頼し、給食施設等既存の施設を利用して次の要領により行う。

(1) 炊出し現場には責任者を配置し、責任者はその実態に関し指揮するとともに、炊出しの状況、場所数及び場所別給食人員(朝、昼、夕に区分)の県への報告並びに次の帳簿書類を整理保存しておく。

- 炊出し受給者名簿
- 食料現品給与簿
- 炊出し、その他による食品給与物品受払簿
- 炊出し用物品借用簿
- 炊出し協力者、責任者名簿
- 炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

- (2) 被災の状況を十分考慮し、食器が確保されるまでの間は握り飯、漬物、カン詰の副食等を配給する。
- (3) 市が直接炊出しすることが困難な場合で、米飯提供業者等に注文することが、実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して米穀提供業者等から購入し、配給する。
- (4) 炊出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、保育所、社寺等の施設を利用するが、これが得難い場合は衛生面を考慮して選定する。

8 応援等の手続き

炊出し等食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援要請をする。

- (1) 市は、必要があると認めたときは、県に要請する。ただし、緊急を要するときは直接隣接市町に応援を要請する。
- (2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 炊出しの実態

- 所要食数(人数)
- 炊出し予定期間
- 炊出し品送付先
- その他

イ 物資の確保

- 所要物資の種別、数量
- 物資の送付先及び期日
- その他

9 記録等

炊出しを実施したときは、炊出し実施簿等必要な関係帳簿類を整備保存しておく。

10 食品衛生

炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- 炊出し施設には飲料に適する水を十分に供給する。
- 供給人員に応じて必要な器具及び容器を確保し備え付ける。
- 炊出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- 供給食品には、ハエその他害虫の駆除に留意する。
- 使用原料は、信用のある業者から仕入れ、保管に留意する。

11 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、**本章第15節「災害救助法の適用」**による。

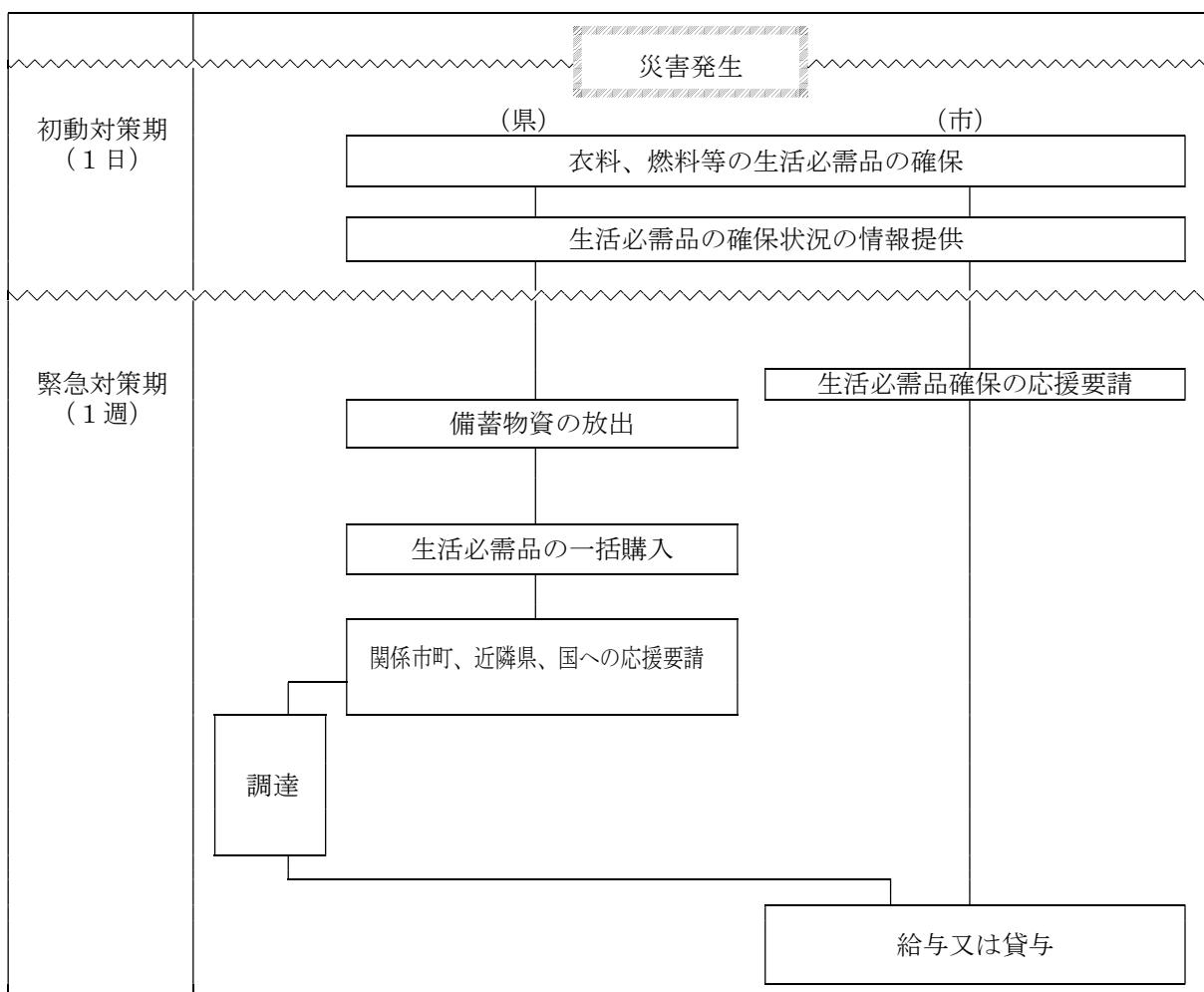
◇様式集 炊出し給与状況

津波災害

第 23 節 生活必需品の供給

防災班、総務班、災害救助班、防災関係機関

生活必需品等の供給のフロー



1 基本方針

市は、被災者に対し衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。

2 実施体制

市は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。

市で応対できないときは、県及び近隣市町、その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

◇資料編 備蓄物資等一覧表

◇資料編 災害応援協定一覧

3 生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

ア 市は、衣料、燃料等の生活必需品の確保に努める。

また、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先(場所)について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

ウ 県は、市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、市に対する物資を確保し輸送する。

また、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努める。

(2) 情報の提供

市は、必要に応じて被災者に対し、確保状況等の情報を提供する。

4 支給品目

支給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

- (1) 寝具 就寝に必要な毛布及び布団等
- (2) 外衣 普通着で作業衣、婦人服、子供服等
- (3) 肌着 シャツ、ズボン下、パンツ等
- (4) 見回品 タオル、クツ、傘等
- (5) 炊事用具 鍋、包丁、バケツ等
- (6) 食器 茶わん、汁わん、皿、はし等
- (7) 日用品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- (8) 光熱材料 ストーブ、ファンヒーター、ガスコンロ等

5 物資の輸送拠点(配送)の確保と運営

- (1) 市は、緊急輸送道路ネットワークとの接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮し、輸送拠点を決定する。
なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。
- (2) 市及び県は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (3) 県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。
- (4) 市、県及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

◇資料編 防災拠点一覧

◇資料編 緊急輸送道路ネットワーク図

6 記録等

生活必需品の供給に当っては、次のような関係帳簿類を整備保存しておく。

- 物資購入(配分)計画
- 物資受払簿
- 物資給与及び受領簿
- 物資購入関係支払証拠書類
- 備蓄物資払出証拠書類

7 災害救助法による供給

災害救助法が適用された場合の措置は、**本章第15節「災害救助法の適用」**による。

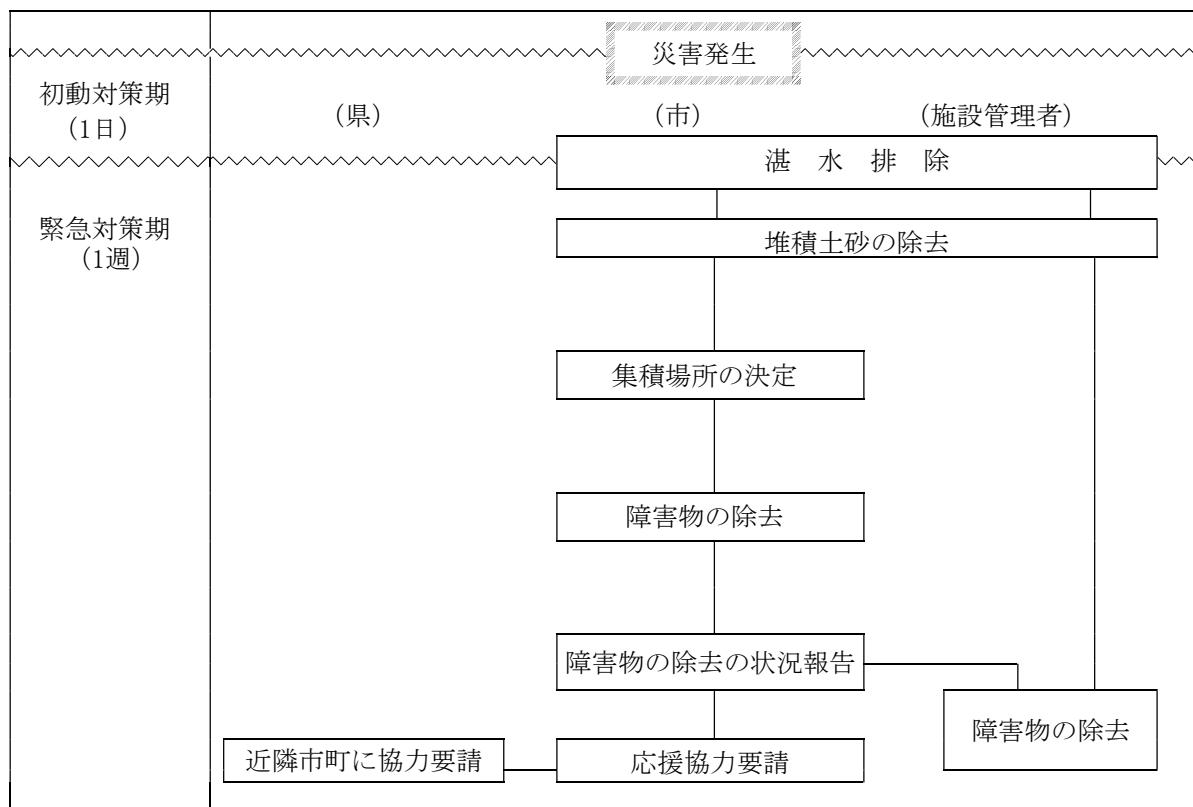
◇様式集 物資の給与状況

津波災害

第 24 節 障害物の除去

農林水産班、土木班、環境班、七尾鹿島建設業協会

障害物の除去のフロー



1 基本方針

地震、津波災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路ネットワーク等の確保を図る。

2 実施体制

市は、被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川、港湾・漁港等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。

3 障害物除去の実施基準

災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に実施する。

- (1) 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき

4 障害物除去の方法

- (1) 各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。
〔災害時における応急対策工事に関する基本協定〕

協定者	協定締結日	TEL	FAX
七尾市	(一社) 七尾鹿島建設業協会	H10. 3. 31	0767-53-2173

5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄、又は保管する。

- (1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適當な場所
- (2) 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- (3) 道路交通の障害とならない場所
- (4) 盗難等の危険のない場所
- (5) 保管は、その保管する工作物等に対応する適當な場所
- (6) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から 14 日間その工作物名等を公示する。
- (7) 船舶航行の障害にならないような場所

6 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除

(1) 湛水排除

宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市又は関係土地改良区が排除する。

(2) 堆積土砂

道路又は農地等の堆積土砂の排除は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は、各戸が市の指定する場所まで搬出し、集積された土砂は、市が運搬廃棄する。

(3) その他

立木等の障害物件の除去は、(2)に準じて行う。

7 障害物の売却

市は、保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、保管に不相応な費用、又は手数を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

8 災害救助法による障害物の除去

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第 15 節「災害救助法の適用」による。

◇様式集 障害物除去の状況

9 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、市は生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

10 障害物除去に関する応援、協力

市ののみでは対応できないときは、県及び隣接市町の応援、協力を要請する。

11 記録等

障害物除去を実施したときは、次に示すような関係帳簿類を整理保存しておく。

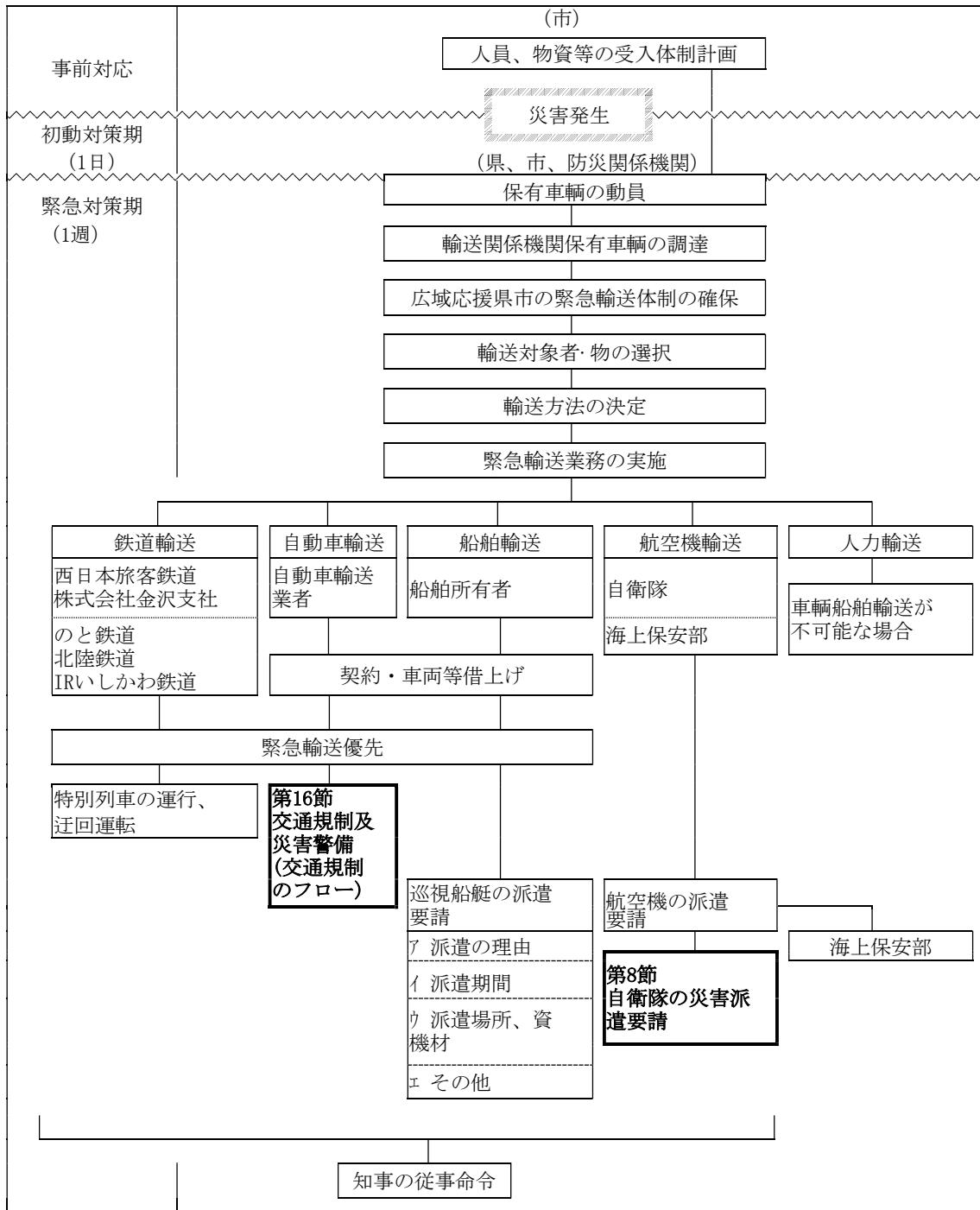
- 障害物除去の状況記録
- 障害物除去費支出関係証拠書類
- 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

津波災害

第25節 輸送手段の確保

防災班、総務班、北陸信越運輸局、西日本旅客鉄道
のと鉄道、北鉄能登バス、能登島交通

輸送手段の確保のフロー



1 基本方針

大津波が発生した場合、家屋の倒壊及び火災等が大規模な範囲で起こり、多くの被害が生じることが予想される。

このため、市及び防災関係機関は、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、他都道府県等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、市は、人員、物資等の受け入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

2 輸送の対象

緊急輸送の対象は次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 災害応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

3 実施機関

緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。

4 要員、物資輸送車両等の確保

市及び防災関係機関は、被害状況等の総合判断に基づき、次の種別により実施する。

- (1) 鉄道輸送

要員、復旧資材、救助物資等の緊急輸送を鉄道輸送により行う場合は、西日本旅客鉄道株式会社、のと鉄道株式会社を通じて実施する。

- (2) 陸路輸送

復旧資材、救助物資等の緊急輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。

災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送を行う。

緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、石川県公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、七尾警察署長が臨時交通規制を行う。隣接県の道路についてこの措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。

緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。

災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定

協定者	協定締結日	T E L	F A X
石川県 (社) 石川県トラック協会	H. 17. 12. 19	076-239-2286	076-239-2287

(3) 海上輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資材等の輸送を船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

(4) 航空輸送

地上輸送がすべて不可能な場合は、県に対し、航空機による輸送を要請する。市内のヘリポート適地は別に定める。

(5) 人力等による輸送

車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

労働力の確保は、**本章第33節「労務の供給対策」**による。

◇資料編 緊急輸送道路ネットワーク図

5 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、**本章第15節「災害救助法の適用」**による。

◇様式集 輸送記録簿

6 記録等

車両、船舶の借上げ、物資及び人員を輸送したときは、次に示す関係帳簿類を整理保存しておく。

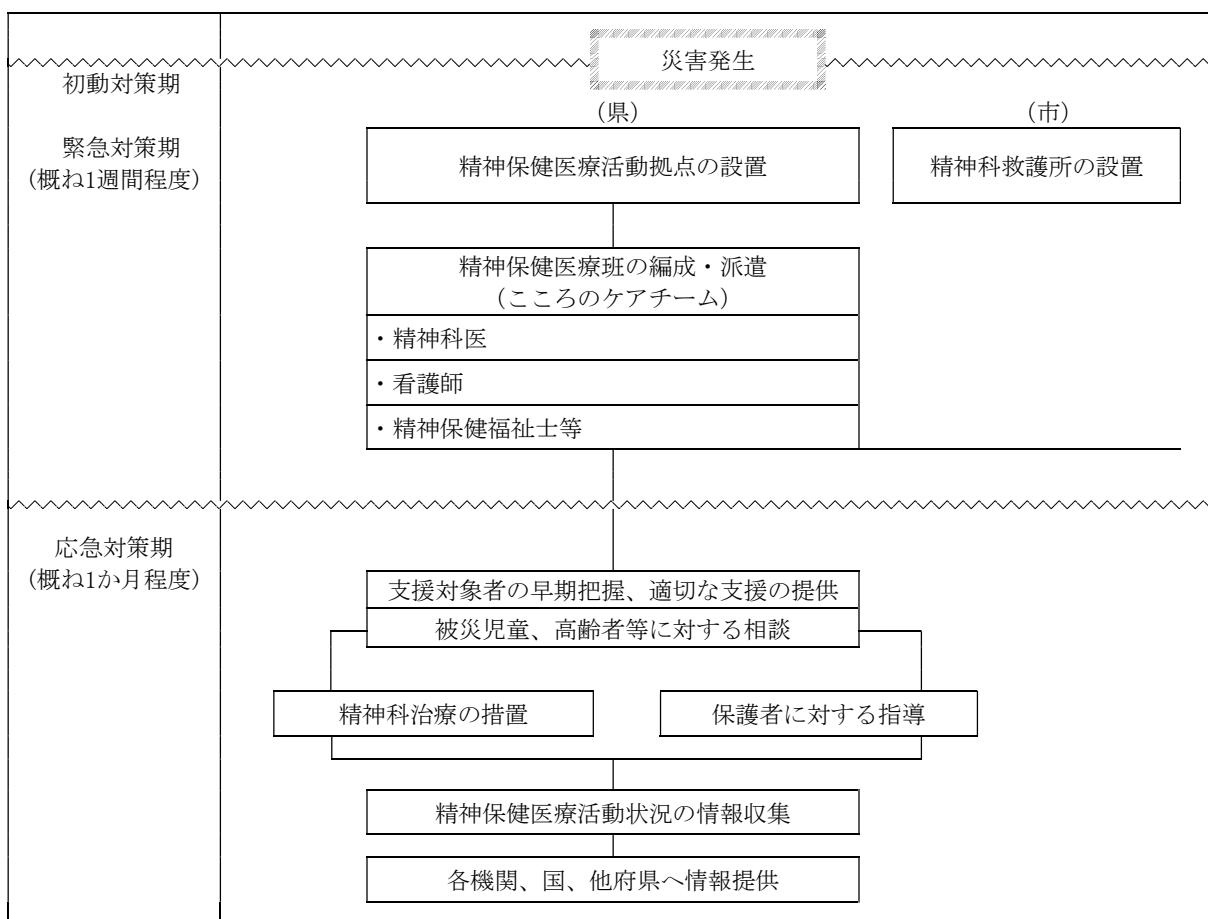
- 輸送記録簿
- 輸送費関係支払証拠書類
- 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- 修繕費支払簿

津波災害

第 26 節 こころのケア活動

災害救助班、医師会、県能登中部保健福祉センター

こころのケア活動のフロー



1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、津波により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

2 実施体制

市は、避難所に精神科救護所を設置し、県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、円滑に実施できるよう協力する。

県は、必要に応じて、県内精神科医療機関の協力の下、精神保健医療班（精神科医、看護師、精神保健福祉士等）を編成し、被災地へ派遣する。

3 精神保健医療班（こころのケアチーム）活動

(1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供

精神保健医療班は、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅などを訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。

(2) 被災児童に対する精神相談の実施

災害により精神的に不安になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神的相談や遊び等を通じて児童の精神の安定化を図るとともに、その親に対する指導を行う。

(3) 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

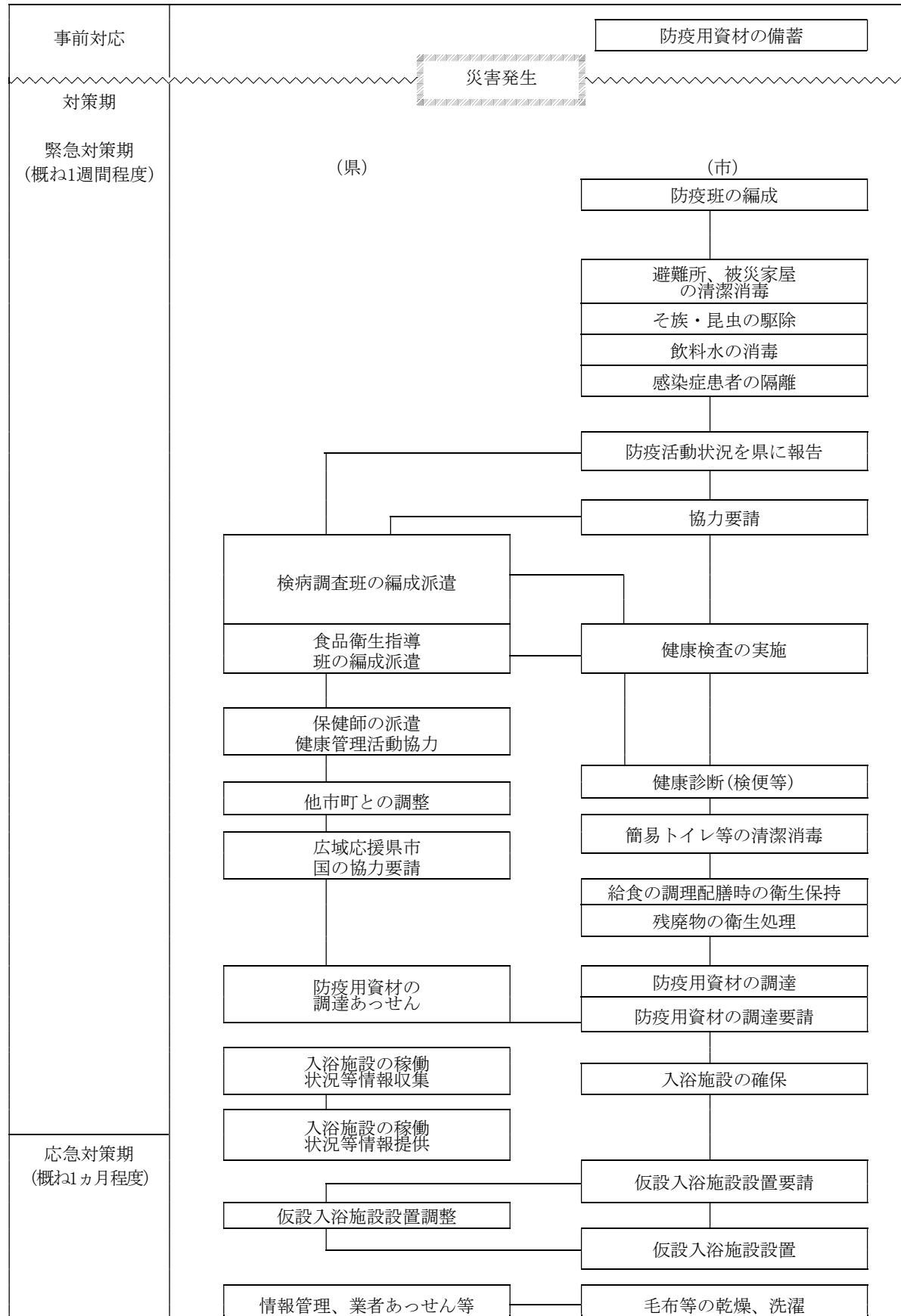
高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。

津波災害

第 27 節 防疫、保健衛生活動

環境班、災害救助班、県能登中部保健福祉センター

防疫、保健衛生活動のフロー



1 基本方針

津波等の災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。また、津波汚泥や堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうる。

このため、市は被災家屋や食中毒の発生予防のために被災家屋、避難所の消毒を実施し、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

2 実施体制

- (1) 市は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。
- (2) 市は、防疫活動の状況を県に報告するとともに、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。
- (3) 市及び市医師会は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。
- (4) 市は、避難生活が長引く場合、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。
- (5) 防疫班、検病調査班(県が編成)、食品衛生指導班(県が編成)は、被災家族及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

3 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、市は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

- (1) 市は、手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレやマンホールトイレ等の消毒を行う。
なお、消毒方法については、厚生労働省通知「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」に従い実施する。
- (2) そ族、昆虫駆除
 - ア 衛生の確保上必要と判断したとき、又は県の指示があったとき実施する。
 - イ 昆虫等の駆除を実施する場合は、昆虫等の性質、屋内外の区別（屋内にあっては低毒性のものを使用）等を考慮し、適切な薬剤を選定し行う。昆虫等に直接噴霧できるときは速効的な薬剤（DDVP等）を用い、直接噴霧できないときは残効性の高い薬剤（バイテックス、ダイアジノン等）を用いる。殺虫剤としてダイアジノン、オルソ剤等を用いる。
- (3) 避難所の管理者を通じて、避難者において衛生に関する自治組織をつくるよう指導する。
- (4) 給食の衛生保持等
 - 避難者へ供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分注意する。
 - 給食従事者は、健康診断を終了したものを見て専従する。

4 飲料水の消毒

- (1) 県能登中部保健福祉センターの指示に基づき、家庭用水の停止期間中、被災地において防疫その他衛生浄水の必要があるときは、浄水剤を投入または交付して飲料水を確保す

る。

- (2) 家庭用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸水、水道水等の衛生処理について指導する。

5 防疫用資材の備蓄、調達

- (1) 市は防疫用資材の備蓄に努める。

防疫活動によって貿易資材が不足するときは、卸売業者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

- (2) 防疫用資材の内容

10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、次亜塩素酸ナトリウム（食器用、井戸用消毒剤）、クレゾール・石灰（屋外用消毒剤）、オルソ剤（殺虫剤）、消毒用噴霧器等。

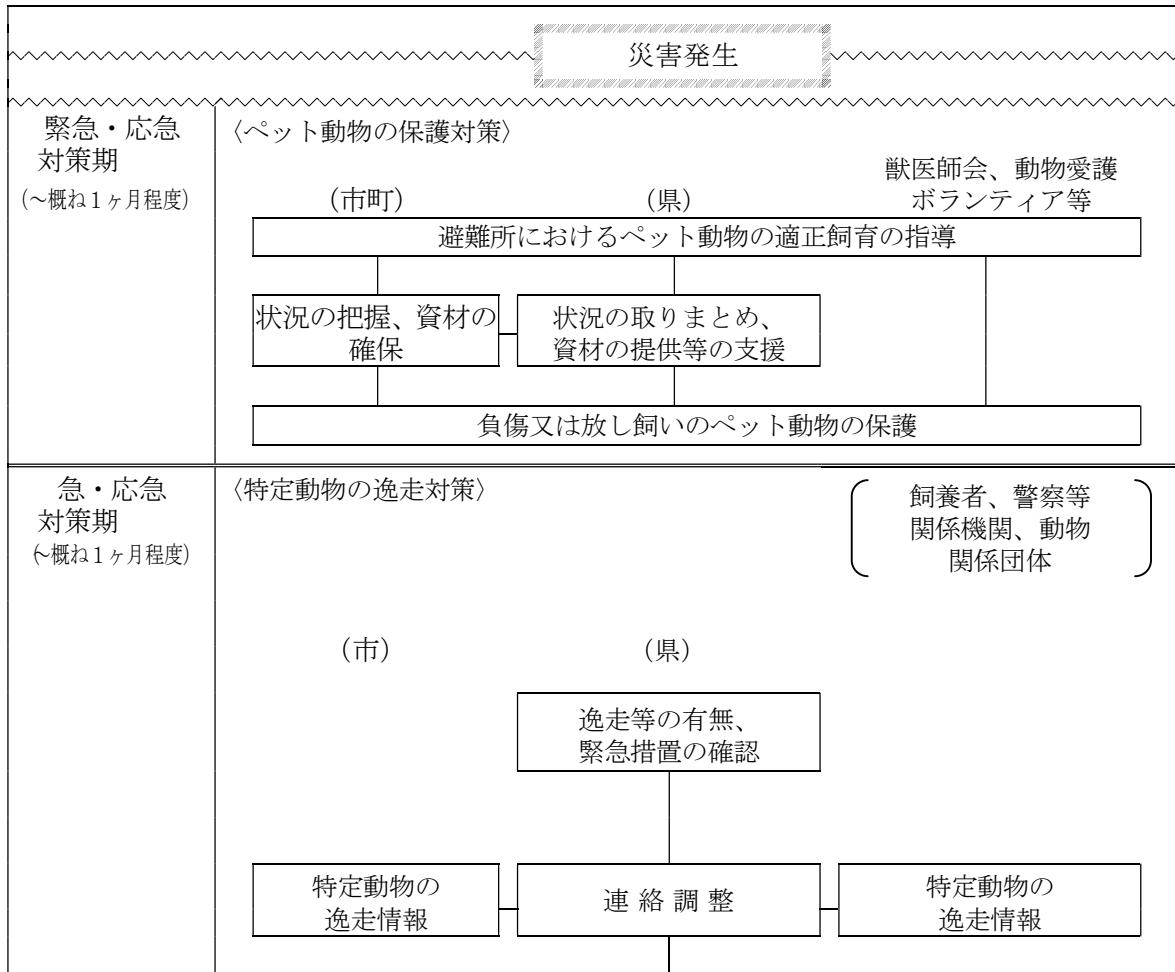
6 感染症患者発生時の対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症患者の発生時は、別に定める健康危機管理マニュアル「感染症対応マニュアル」により県が医療機関等と連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図る。

7 ペット動物の保護対策

ペット動物の保護及び特定動物逸走対策フロー

（県健康福祉部、市）



人への危害防止のための必要な措置

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

また、県は、広域的な観点から市における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。

8 記録等

防疫活動等を実施した場合は、次の書類、帳簿等を整理保存しておく。

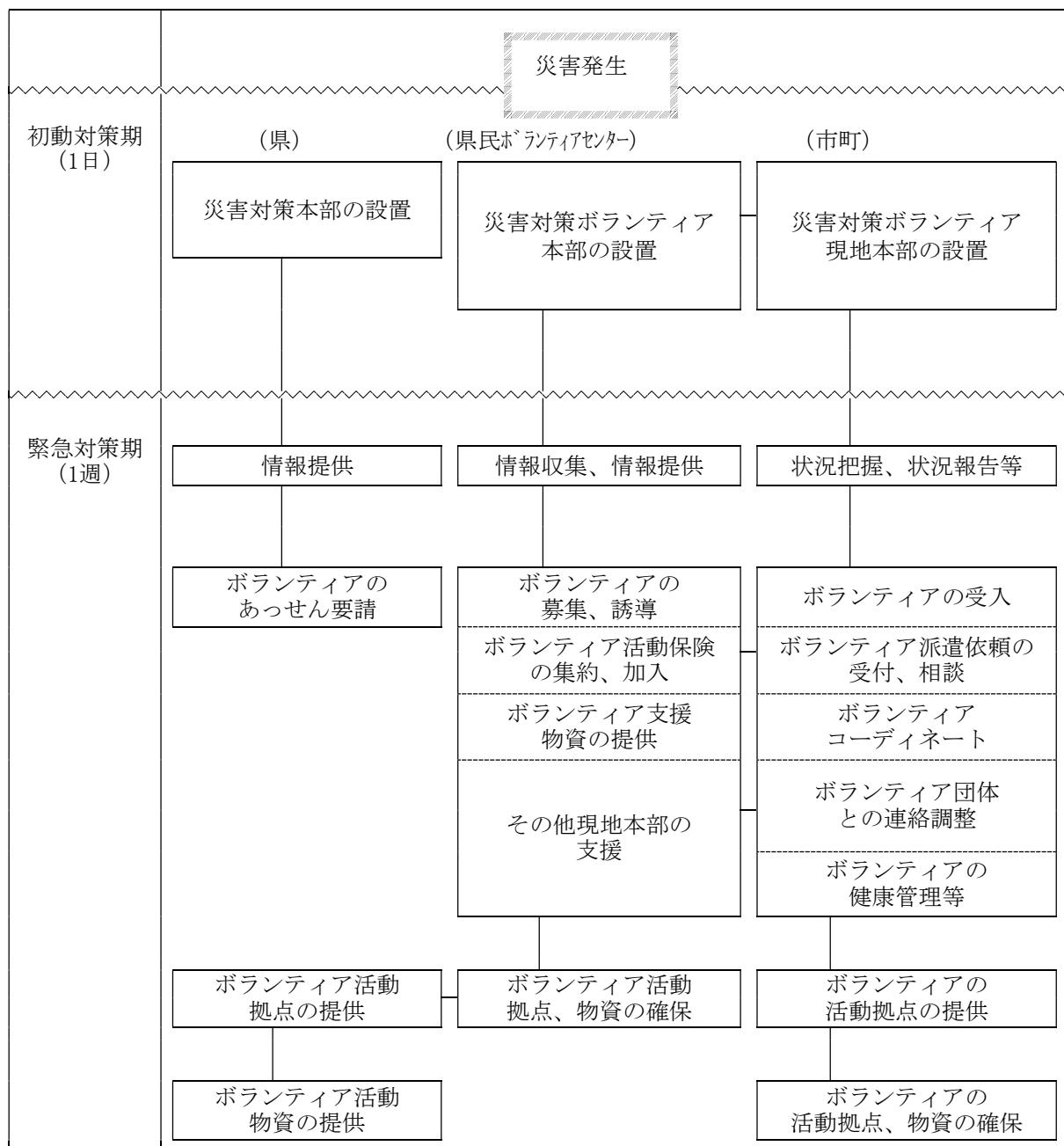
- 被災状況及び防疫活動状況報告書(作業日誌を含む)
- 検病調査及び健康診断状況記録簿
- 清潔及び消毒状況記録簿
- そ族昆虫駆除等に関する記録簿
- 臨時予防接種状況記録簿
- 防疫薬品資材受払簿
- 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出し証拠書類
- 防疫関係機械器具修繕支払簿

津波災害

第28節 ボランティア活動の支援

広報班、社会福祉協議会、防災関係機関

ボランティア活動への支援フロー



1 基本方針

大津波が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握やボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

◇七尾市災害対策ボランティア本部 運営マニュアル

2 ボランティアの受け入れ

(1) 災害対策ボランティア本部の設置

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として災害対策ボランティア本部(以下「ボランティア本部」という。)を、原則本庁に設置する。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の設置

ボランティア本部が設置されたときは、県民ボランティアセンターは、被災地のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として災害対策ボランティア現地本部(以下「ボランティア現地本部」という。)を設置する。

また、市及び市社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるよう努める。

(3) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

(4) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県、市及び日本赤十字社等は、調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

3 ボランティア本部の機能

(1) 情報収集及び情報提供

市災害対策本部は、県ボランティア本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、関係機関に情報を提供する。

また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。

(2) ボランティアの募集及び誘導

市災害対策本部又はボランティア現地本部から次の業務の支援要請があったときは、市、県及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、市及び県の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。

ア アマチュア無線通信業務

イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務

ウ 被災宅地の危険度判定業務

エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務

(3) ボランティアコーディネーターの派遣

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、調整してボランティアコーディネーターを派遣する。

(4) ボランティア活動保険の集約・加入

ボランティア現地本部が作成したボランティア活動者リストに基づき、ボランティア活動保険加入者を集約し、加入手続きを行う。

(5) ボランティア支援物資の提供

ボランティア現地本部から、支援物資の提供の要求があったときは、速やかに対応する。

4 ボランティア現地本部の機能

(1) 状況把握、状況報告

現地災害対策本部及び関係機関、関係団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。

(2) ボランティアの受入れ

ボランティア申し出者を受け付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に報告する。

(3) ボランティア派遣依頼の受付及び相談

被災者等からのボランティアの派遣の依頼の受付窓口として、受け付けや相談に応ずる。

(4) ボランティアコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、市及び県や日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体、行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、より的確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(7) 繙続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

6 協力体制

(1) (一財) 石川ライオンズ奉仕財団

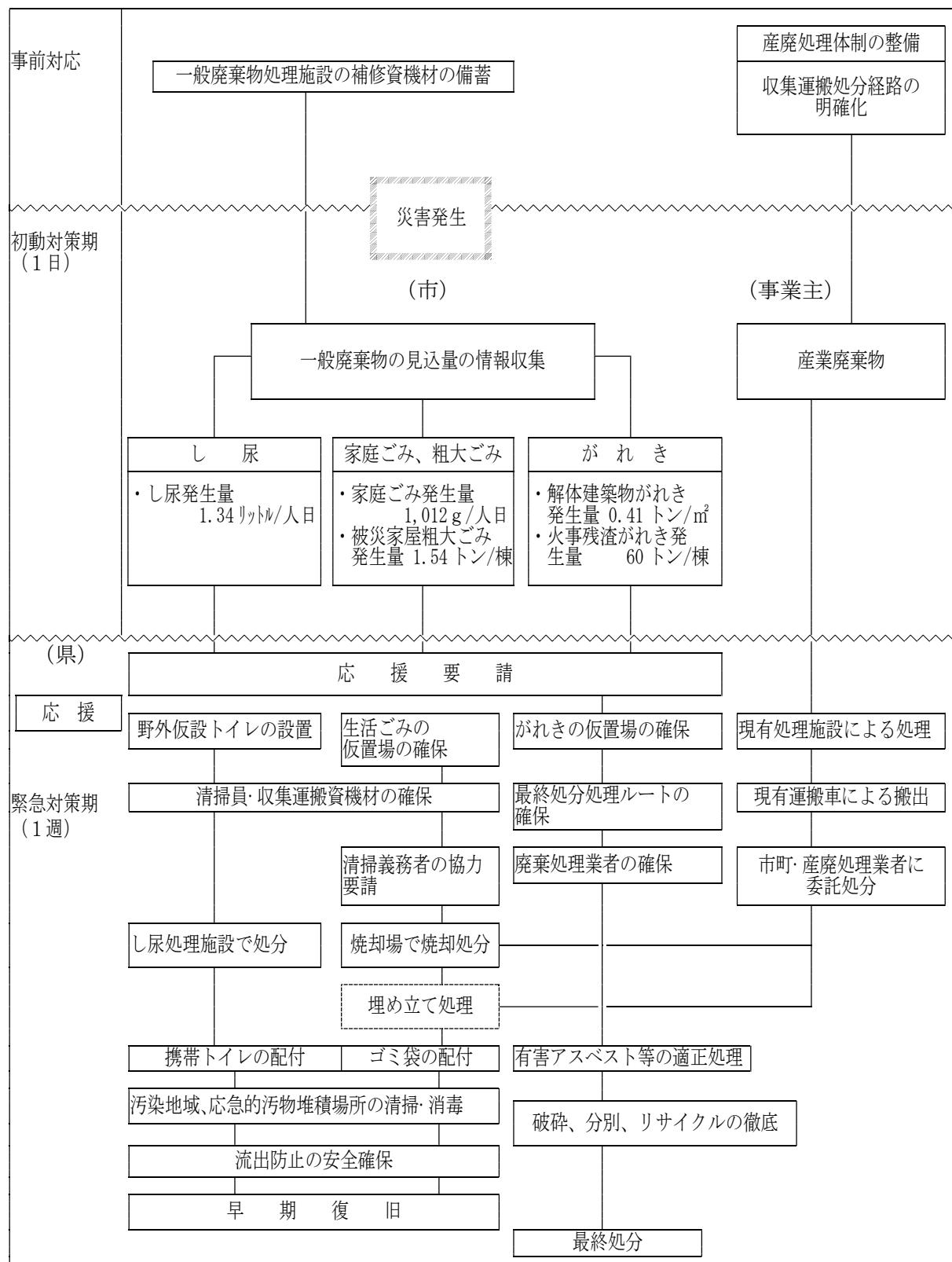
県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、「災害ボランティア活動への支援に関する協定」により協力を要請する。

津波災害

第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

環境班、上下水道班、事業所、県能登中部保健福祉センター

し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理のフロー



1 基本方針

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ(粗大ごみも含む。)及びがれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

2 実施体制

(1) 被災地の清掃

震災時における被災地の清掃は、原則として、市が行うが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が市の指示により実施する。

(2) 県等の応援

ア 市域内の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。

イ 市は、「石川県災害廃棄物処理指針（市災害廃棄物処理計画）」等を参考に災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。

また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制を整備しておく。

- し尿処理(仮設トイレの必要数と設置に要する人員及び車両台数、し尿収集運搬車両台数と人員、し尿処理受入先)
- 生活ごみの処理(収集運搬車両台数と人員数、処理受入先)
- がれきの処理・処分
- 応援者の宿泊場所等の確保

3 被災地の把握状況

市は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場)、中継基地等の被害状況
- 避難所個所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法
- 生活ごみの発生見込み量及び処理方法
- 全半壊建物数及び解体をする建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

(1) 一般廃棄物

市は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、し尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬処分を実施する。

(2) 産業廃棄物

ア 事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理する。

イ 事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

5 災害時における廃棄物の処理目標

(1) 一般廃棄物

市は、災害により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、「七尾市災害廃棄物処理計画」により処理を実施する。

(2) 産業廃棄物

事業主は、震災時における産業廃棄物を処理するため、機械及び器具機材等の処理体制を整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

6 野外仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等の備蓄に努め、調達を行う体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

市は、し尿処理施設の被害状況と稼動見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮して、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難所の衛生確保を図る。

(3) 仮設トイレの仮置き場の確保

市は、仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

7 廃棄物の応急的処理

市は、次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、P C B が含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。

(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルートの確保

生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、これらを一時的に保管し、選別、焼却する仮置き場を確保する。

また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。

なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により、運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して市の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

(5) 廃棄物の処分

収集、搬出した生活ごみ及びがれきの処理は、分別搬入や仮置き場における選別をすすめるとともに、がれきについては、破碎・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなど、環境衛生上支障のない方法で行う。

また、し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて貯留するなどの方法で行う。

なお、廃棄物の処理にあたっては、公衆衛生の確保や生活環境の保全に支障のない方法で行う。

(6) ごみ袋、携帯トイレの確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当なごみ袋、携帯トイレを配布する。

(7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

8 廃棄物処理施設の復旧

市は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

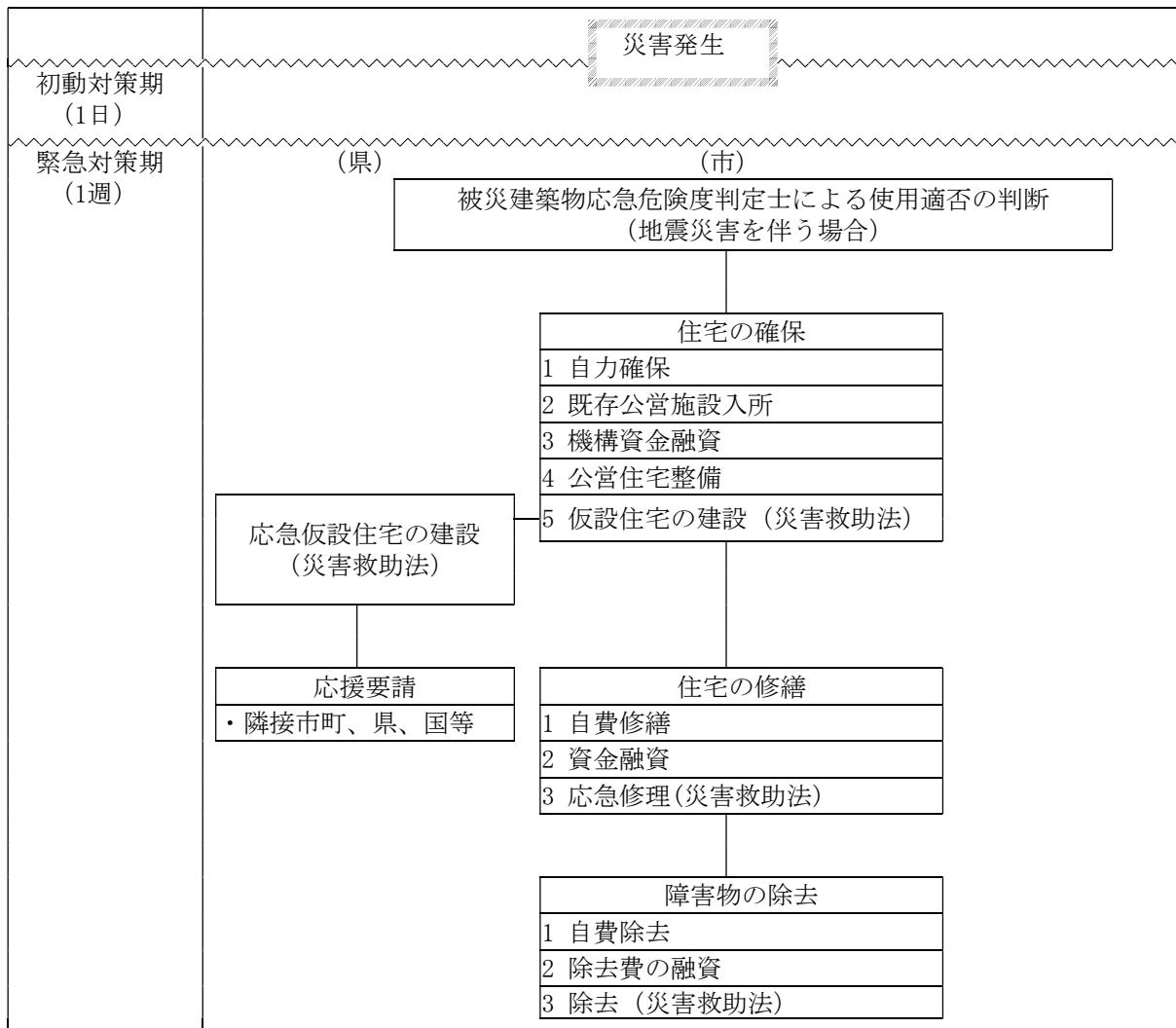
また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材を備蓄しておく。

津波災害

第30節 住宅の応急対策

土木班

住宅の応急対策のフロー



1 基本方針

市は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市は、あらかじめ予想される被害から応急危険度判定対象建築物及び災害に対する安全性に考慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物

「応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

県は、県災害対策本部に支援本部を設置し、市が行う応急危険度判定業務を支援する。

被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図る。

また、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(3) 応急仮設住宅の建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)

市長は、応急仮設住宅の建設を実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

市及び県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成やこころのケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(4) 被災者に対する住宅相談所の開設

市は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策の情報を提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

(5) 市のみでは対応できない場合は、近隣市町、県その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、**本章第15節「災害救助法の適用」**による。

◇様式集 応急仮設住宅台帳

◇様式集 住宅応急修理記録簿

4 住宅確保の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における住民の対策については、**本章第9節「避難誘導等」**の定め

るところによる。

対策種別及び順位			内容
住宅の修繕	1 自費修繕	(1)自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
	2 資金融資	(1)機構資金融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（差異が復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2)その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
3 災害救助法による仮設住宅建設		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市）が応急的に補修する。	
障害物の除去等	1 自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。	
	2 除去費等の融資	自費で整備するには資金が不足するものに対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために県又は市が除去する。	
住宅の確保	1 自力確保	(1)自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2)既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営等施設入所	(1)公営住宅など入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2)社会福祉施設の入居	県、市又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所
	3 機構資金融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
	5 災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）	最大災発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。	

- (注) ①対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する。
 ②「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失世帯を対象とする。
 ③「住宅の修繕」のうち、2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
 ④「障害物の除去」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい害を及ぼしているものの除去等をいう。

5 応急仮設住宅の建設場所

応急仮設住宅は、飲料水、衛生環境、交通の利便、教育等を勘案のうえ、公有地を優先して選定する。

◇資料編 応急仮設住宅建設候補地リスト

6 応急仮設住宅入居基準

- (1) 住家が全壊、全焼、流出した世帯であること。
- (2) 居住する仮住家がない世帯であること。
- (3) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

7 住宅の応急修理

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない状態であり、かつ自らの資力では、応急修理をできない世帯については、市又は県が応急修理を実施する。

8 記録等

応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理を実施したときは、次の帳簿等を整理し、保管しておく。

(1) 応急仮設住宅を設置した場合

- 応急仮設住宅入居者台帳
- 応急仮設住宅用敷地賃貸契約書
- 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

(2) 住宅の応急修理をした場合

- 住宅応急修理記録簿
- 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- 住宅の応急修理関係支払証拠書類

(3) 直営工事により修理を実施した場合

修理材料受払簿、大工人夫等出面簿、材料輸送簿等

9 その他

市は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、住民に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。

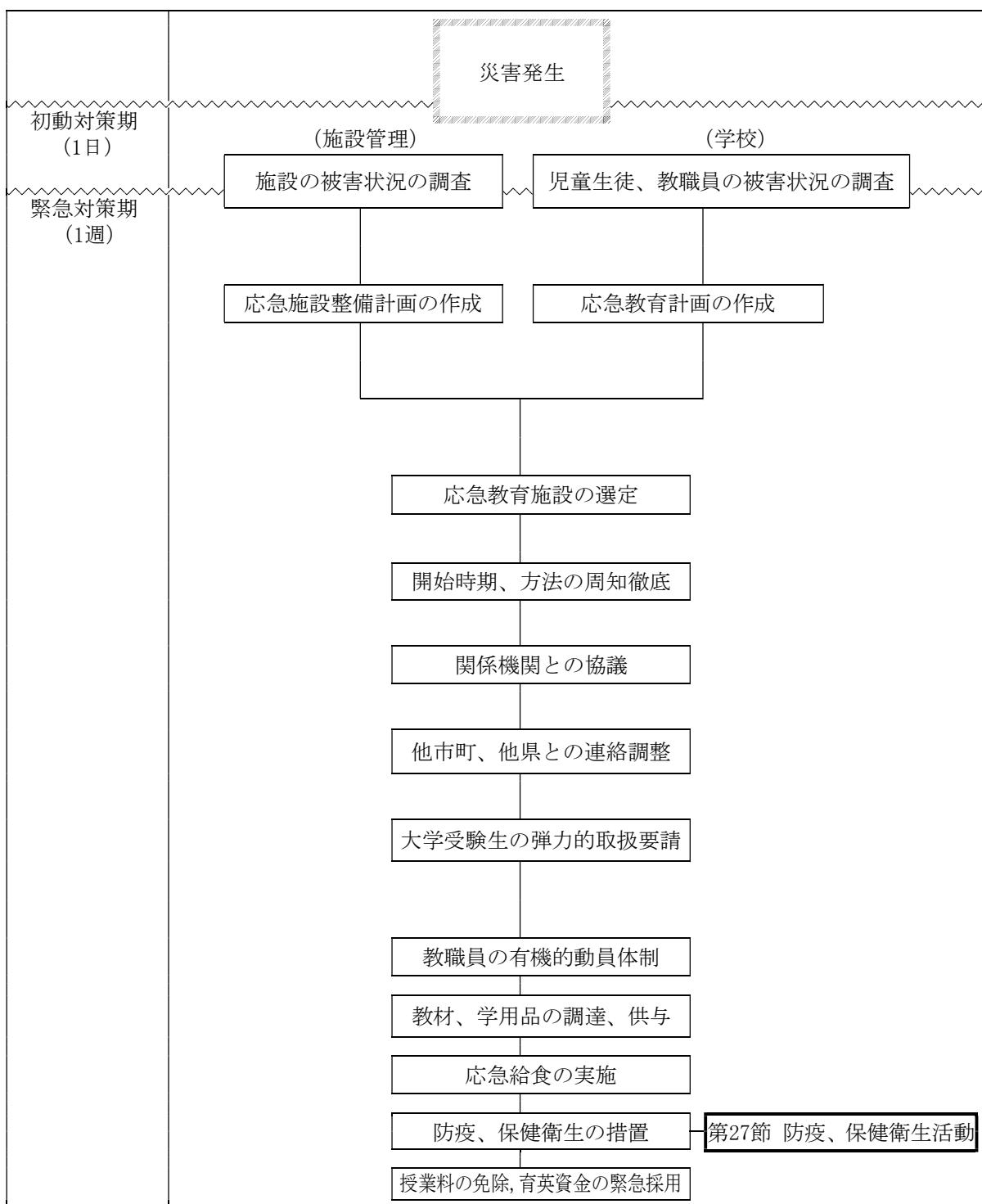
特に、被災者生活再建支援金の支給等に係るり災證明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。

津波災害

第31節 文教対策

防災班、総務班、教育班、災害救助班、消防班

応急教育対策のフロー



1 基本方針

市教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において「石川の学校安全指針」を活用し、児童生徒等のより確実な安全確

保を図る。

◇危機管理マニュアル（各学校で年度ごとに策定）

2 文教施設の応急復旧対策

- (1) 被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、市教育委員会と連携を密にしながら応急施設整備計画を立てる。
- (2) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画を立て、できるだけ早く開館する。

3 応急教育実施の予定施設

- (1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災 害 の 程 度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない (避難所として利用されている場合を含む。) 程度の場合	(1) 特別教室、屋内施設を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない (避難所として利用されている場合を含む。) 場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。 (3) 隣接校の教室等を利用して、なお不足のときはブレハブ等の仮校舎を建設又は借用する。
県内大部分(広域な範囲)について災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかつた最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 (2) 借用不可能の場合並びに不足分については、ブレハブ等の仮校舎を建設又は借用する。

- (2) 応急教育実施の予定施設について、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、住民に対して周知徹底を図るよう指導する。

4 応急教育計画

学校の施設が被災、あるいは地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- (1) 児童生徒、教職員等の状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択(休校、短縮、分散、移転等)を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
- (4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。

- (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を行うとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
- (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
- (7) 教職員の勤務体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、市立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

5 児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

(1) 在校時の安全確保

迅速な避難の実施 児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置を行う。

(2) 登下校時の安全確保

情報の収集、伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。

(3) 児童生徒の安否確認

在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

(4) 被災した児童生徒の健康保健管理

身体の健康管理やこころのケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携し適切な支援を行う。

6 備品等の確保について

被災学校の机、椅子等に不足が生じた場合は、被害をまぬがれた学校又は公共施設より借用する。なおかつ必要数の確保が困難な場合は、県並びに近隣市町へ協力を依頼する。

7 教材・学用品の調達及び給与方法

災害時における教材・学用品の調達及び給与方法について、次のとおり計画を立てておく。なお、災害救助法を適用する場合の措置は、**本章第15節「災害救助法の適用」**による。

◇様式集 学用品の給与状況

(1) 調達方法

教科書等については被災学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、速やかに県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書提供書店等に連絡し、その供給を求める。

また、市内の他の学校並びに近隣市町には使用済、古本の供与を依頼するほか、不足する場合は県に対しても調達供与を依頼する。

学用品については、県から送付を受けたものを配布するほか、県の指示に基づいて基準内で調達する。

(2) 支給対象者

被害を受けた世帯の児童生徒で教科書、学用品等を滅失、または損傷した者に対して支給する。

(3) 支給品目

支給品目は主に下記のものとする。ただし、文房具、通学用品について示した品目以外

のものであっても、被災状況、程度等実情に応じて適宜調達、支給する。

- 教科書
- 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、その他必要と認めるもの)
- 通学用品(運動靴、傘、カバン等)

8 授業料の減免及び育英資金

被災により家屋の全壊、半壊及び流失等のため、就学に著しい困難を生じた生徒に対しては、必要に応じて石川県育英資金又は、日本学生支援機構の緊急採用奨学生として育英資金を貸与する。

9 教職員の被災による不足教職員の確保

- (1) 被災教職員数が僅少のときは、校内において操作するものとする。
- (2) 被災教職員数が多数で1学校内で操作できないときは、授業の実施状況に応じて、市が管内の学校間において操作する。
- (3) 市において操作できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

10 給食措置

(1) 児童生徒の対策

被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童・生徒給食費補助金の申請を行うとともに、応急給食を実施する。

(2) 物資対策

市は、被害を受けた物資の状況について、県中能登教育事務所を経由して県教育委員会へ速やかに報告する。

11 記録等

市は、学用品の供給を実施したときは、次の書類を整理保存しておく。

- 学用品購入配布計画表
- 学用品交付簿
- 学用品受払簿
- 学用品購入関係支払証拠書類

12 保健衛生

市教育委員会は、衛生班及び環境班と緊密な連絡をとり、**本章第27節「防疫、保健衛生活動」**に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害情報の収集に努め、危険地域に

については、総務班及び災害救助班と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。

また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を衛生班の協力を得て実施する。

(2) 被災学校の環境衛生

震災が発生し、浸水等による被害のあった場合は、衛生班及び環境班の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

13 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

14 避難所協力

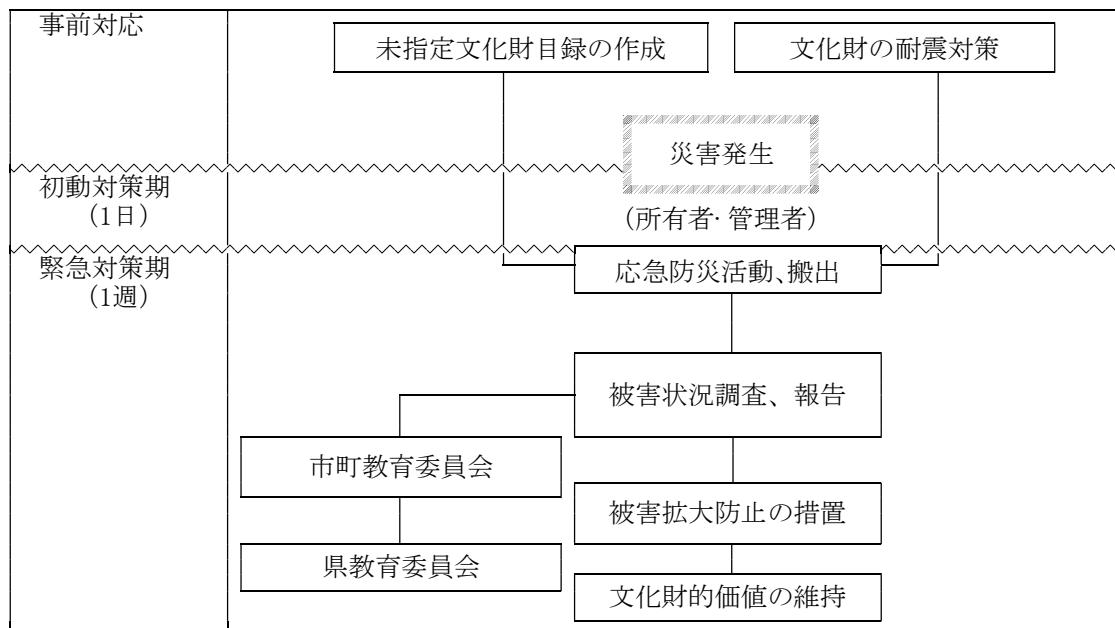
学校は、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

15 文化財対策

文化財対策のフロー

(県・市教育委員会)



文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、地震発生直後から市内の指定文化財について被害状況を調査把握し、次の必要な応急措置を要請する。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を教育委員会経由で県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に係る被害が発生した時には、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

◇資料編 指定・登録文化財一覧

津波災害

第 32 節 応急金融対策

応急金融対策は、**一般災害対策編第 1 章第 34 節「応急金融対策」** のとおりとする

第 33 節 労務の供給対策

労務の供給対策は、**一般災害対策編第 1 章第 37 節「労務の供給対策」** のとおりとする。

